

平成19年太宰府市議会第1回（3月）定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
3月2日(金)	午前10時	本会議	議 事 室	提案理由説明
	本会議散会後	予算特別委員会	全員協議会室	
	予算特別委員会散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議員協議会	全員協議会室	
	議員協議会終了後	まちづくり総合問題特別委員会	第二委員会室	
	議員協議会終了後	中学校給食・少子高齢化問題特別委員会	第三委員会室	
	特別委員会閉会後	予算考査	議 員 控 室	
3月3日(土)				
3月4日(日)				
3月5日(月)	午前10時 (午後1時)	予算考査	議 員 控 室	(質疑・討論通告締切)
3月6日(火)	午前10時	本会議	議 事 室	質疑・委員会付託
	本会議散会後	議会運営委員会	第一委員会室	
	議会運営委員会閉会後 (午前10時)	基金創設調査特別委員会	全員協議会室	(一般質問通告締切)
3月7日(水)				
3月8日(木)	午前10時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
3月9日(金)	午前10時	建設経済常任委員会	第二委員会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	第二委員会室	
3月10日(土)				
3月11日(日)				
3月12日(月)	午前10時	環境厚生常任委員会	第三委員会室	
3月13日(火)				
3月14日(水)	午前10時	本会議	議 事 室	一般質問
	本会議散会後	予算考査	議 員 控 室	
3月15日(木)	午前10時	本会議	議 事 室	一般質問
	本会議散会後	基金創設調査特別委員会	全員協議会室	
3月16日(金)				
3月17日(土)				
3月18日(日)				
3月19日(月)	午後1時	予算特別委員会	全員協議会室	
	予算特別委員会散会後	基金創設調査特別委員会	全員協議会室	
3月20日(火)	午前10時	予算特別委員会	全員協議会室	
	委員会休憩中	臨時議会運営委員会	第一委員会室	
3月21日(水)				春分の日
3月22日(木)	(午後1時)			(質疑・討論通告締切)
3月23日(金)	午前10時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議員協議会	全員協議会室	

平成19年第1回（3月）定例会目次

◎ 第1日（3月2日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	2
3. 欠席議員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出席説明員	3
6. 出席事務局職員	3
開会	4
散会	18

◎ 第2日（3月6日再開）

1. 議事日程	19
2. 出席議員	20
3. 欠席議員	20
4. 出席説明員	20
5. 出席事務局職員	21
再開	22
散会	35

◎ 第3日（3月14日再開）

1. 議事日程	37
2. 出席議員	39
3. 欠席議員	39
4. 出席説明員	39
5. 出席事務局職員	39
再開	40
散会	84

◎ 第4日（3月15日再開）

1. 議事日程	85
2. 出席議員	86
3. 欠席議員	86
4. 出席説明員	86

5. 出席事務局職員	87
再開	88
散会	143

◎ 第5日（3月23日再開）

1. 議事日程	145
2. 出席議員	146
3. 欠席議員	146
4. 出席説明員	146
5. 出席事務局職員	147
再開	148
閉会	185

◎ 審議結果

1. 審議結果	187
2. 諸般の報告	190
3. 議員の派遣について	191

1 議 事 日 程 (初日)

[平成19年太宰府市議会第1回(3月)定例会]

平成19年3月2日
午前10時開議
於 議 事 室

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第5 | 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第6 | 議案第1号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第7 | 議案第2号 財産の取得(史跡地)について |
| 日程第8 | 議案第3号 字の区域とその名称の変更について |
| 日程第9 | 議案第4号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減について |
| 日程第10 | 議案第5号 福岡県自治振興組合同規約の変更について |
| 日程第11 | 議案第6号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更について |
| 日程第12 | 議案第7号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減について |
| 日程第13 | 議案第8号 福岡県市町村災害共済基金組合同規約の変更について |
| 日程第14 | 議案第9号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約の変更について |
| 日程第15 | 議案第10号 福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について |
| 日程第16 | 議案第11号 福岡都市圏広域行政事業組合同規約の一部変更に関する協議について |
| 日程第17 | 議案第12号 福岡都市圏競艇等事業組合同規約の一部変更に関する協議について |
| 日程第18 | 議案第13号 両筑衛生施設組合同規約の変更について |
| 日程第19 | 議案第14号 福岡地区水道企業団規約の変更について |
| 日程第20 | 議案第15号 山神水道企業団規約の変更について |
| 日程第21 | 議案第16号 太宰府市土地開発公社定款の一部を変更する定款について |
| 日程第22 | 議案第17号 太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について |
| 日程第23 | 議案第18号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第24 | 議案第19号 太宰府市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第25 | 議案第20号 太宰府市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金等支給条例の一部を改正する条例について |

- 日程第26 議案第21号 太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第22号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第23号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第29 議案第24号 平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第30 議案第25号 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第31 議案第26号 平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第32 議案第27号 平成18年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第33 議案第28号 平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第34 議案第29号 平成19年度太宰府市一般会計予算について
- 日程第35 議案第30号 平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第36 議案第31号 平成19年度太宰府市老人保健特別会計予算について
- 日程第37 議案第32号 平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について
- 日程第38 議案第33号 平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第39 議案第34号 平成19年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について
- 日程第40 議案第35号 平成19年度太宰府市水道事業会計予算について
- 日程第41 議案第36号 平成19年度太宰府市下水道事業会計予算について
- 日程第42 議案第37号 福岡県後期高齢者医療広域連合の設置について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

6番	門田直樹	議員	7番	不老光幸	議員
----	------	----	----	------	----

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	佐藤善郎	収入役	松島幹彦
教育長	關敏治	総務部長	平島鉄信
総務部政策統括 担当部長	石橋正直	地域振興部長	松田幸夫
地域振興部地域コ ミュニティ推進担当部長	三笠哲生	市民生活部長	関岡勉
健康福祉部長	永田克人	健康福祉部子育て 支援担当部長	村尾昭子
建設部長	富田譲	上下水道部長	古川泰博
教育部長	松永栄人	監査委員事務局長	木村洋
総務課長	松島健二	地域振興課長	大藪勝一
市民課長	藤幸二郎	福祉課長	新納照文
建設課長	西山源次	上下水道課長	宮原勝美
教務課長	井上和雄		

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一	議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛	書記	花田敏浩
書記	満崎哲也		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名です。

定足数に達しておりますので、平成19年太宰府市議会第1回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村山弘行議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

6番、門田直樹議員

7番、不老光幸議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長（村山弘行議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月23日までの22日間に決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（村山弘行議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思えます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4と日程第5を一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第4、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」及び日程第5、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4及び日程第5を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

○市長（佐藤善郎） 皆さん、おはようございます。

本日、平成19年第1回太宰府市議会定例会開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、4月に執行されます統一地方選挙を目前に控え、極めてご多忙の日々をお過ごしの中ご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

今定例議会は、平成19年度の当初予算案を初め、諸施策の審議などの重要な議会でありますとともに、私ども任期の最終定例議会であり、特に慎重審議をお願い申し上げるところでございます。

しかしながら、平成19年度予算につきましては、統一地方選挙を控えており、新規事業及び政策的な事業を除いた経常的な経費を計上する骨格予算として編成を行ったところでございます。

さて、私、平成7年市長に就任させていただき、今日まで3期12年、市民の皆様並びに議員各位の力強いご支援とご協力により大過なく職を全うできましたことにつきまして、心より御礼を申し上げます。私はもとより微力ではございましたが、皆様から受けました信頼と期待にこたえるため、本市の将来像である「歴史とみどり豊かな文化のまち」へ渾身の力を傾けてきたつもりであります。私の市長在職12年間につきましては、本定例会最終日におきまして、ごあいさつと御礼をかねて申し上げたいと思っております。何とぞご了承いただきますようお願いを申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、人事案件3件、財産の取得1件、字の名称変更1件、県内市町村の合併に伴う組合協議3件、地方自治法の改正に伴う組合規約の変更9件、広域連合の設置に関する協議1件、定款の改正1件、条例の制定1件、条例の一部改正5件、補正予算6件、新年度予算8件、合わせて39件の議案を上程し、ご審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。



諮問第1号及び諮問第2号を一括してご説明申し上げます。

最初に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

現任中の宮原正道氏が平成19年6月30日をもって任期満了となりますので、再び宮原氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるためご提案申し上げます。

宮原氏は、平成16年7月から1期3年間務められ、市議会議員や保護司の経験も生かされまして人権の諸問題解決に努めてこられました。本市の人権擁護委員として宮原氏は十分任務を果たせる方であると確信いたしております。

略歴等を添付いたしておりますので、ご参照の上、よろしくお願い申し上げます。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

現任中の糸井順子氏が平成19年6月30日をもって任期満了となりますので、その後任として高田昌子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるためにご提案申し上げます。

高田氏は、昭和49年から本市の職員として33年間、長きにわたり本市の保健業務に取り組んでこられ、平成19年3月末で定年退職される予定であります。

高田氏は、これまで市の保健センターで保健師として保健福祉や高齢者問題などの相談業務を通して諸問題解決に向けて真剣に取り組んでこられました。本市の人権擁護委員として高田氏は十分任務を果たせる方であると確信いたしております。

略歴等を添付いたしておりますので、ご参照の上、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月6日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6から日程第8まで一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第6、議案第1号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」から日程第8、議案第3号「字の区域とその名称の変更について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第6から日程第8までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

○市長（佐藤善郎） 議案第1号から議案第3号までを一括してご説明申し上げます。

最初に議案第1号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

現委員であります大里恵子氏の任期が平成19年3月14日をもちまして満了となりますので、再び大里氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定によりご提案申し上げるものがあります。

大里氏は、前委員の退任を受け、平成16年3月15日より3年間委員を務められております。8年間公認会計士事務所に勤務された後、平成11年7月より会計事務所を開業し、資産税関係の業務にも携わられ、豊富な知識と実績を持たれた方です。今後も固定資産評価審査委員会委員として十分任務を遂行される方だと確信いたしております。

略歴等をご参照の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第2号「財産の取得（史跡地）について」ご説明申し上げます。

本案は、史跡指定地の土地取得に関する案件でございます。この史跡地取得につきましては、皆様のご理解とご協力により着実に進んでいるところであり、深く感謝申し上げます次第であります。

本年度は、買い上げいたします土地につきましては38筆、面積5万7,599.35㎡、買い上げ金額6億6,541万5,273円です。

詳細につきましては、土地買い上げ一覧表をご参照ください。

次に、議案第3号「字の区域とその名称の変更について」ご説明申し上げます。

平成16年9月定例議会において、佐野地区の区画整理事業に関連するまちづくりの事業の一環といたしまして、将来とも混乱せず、かつわかりやすい住所のあらわし方を目途といたしまして、「住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法」について議決をいただいております。その後、具体的な町名、町界について地元との協議が調いましたので、町割り、町名案を佐野地区住居表示審議会に諮問し、答申を受けましたのでご提案申し上げます。

今後の事務手続といたしましては、市長告示並びに県への届け出、報告を行います。実施の基準日につきましては、佐野土地区画整理事業の換地処分にあわせ、平成19年11月下旬ごろを予定いたしております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月6日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9から日程第20まで一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第9、議案第4号「福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減について」から日程第20、議案第15号「山神水道企業団規約の変更について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第9から日程第20までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 佐藤善郎 登壇]

○市長(佐藤善郎) 議案第4号から議案第15号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第4号「福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減について」をご説明申し上げます。

本年1月29日をもって山門郡瀬高町及び山川町並びに三池郡高田町が廃され、その区域をもって新たに「みやま市」が設置されたことに伴い、福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数に増減が生じますので、関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、これにより、福岡県自治振興組合を組織する市町村の数は68から2つ減少して66となっております。

次に、議案第5号「福岡県自治振興組合規約の変更について」をご説明申し上げます。

今回の内容につきましては、地方自治法の一部改正により、助役にかえて副市長を置き、収入役を廃止し、会計管理者を置くこととされたこと等に伴い、規約の第10条から第12条までの関係条文の一部を改正するものであります。これにより、組合に設置する管理者等の内訳といたしましては、管理者のほか副管理者2人、会計管理者1人の4人となります。

あわせて、当該副管理者の職務代理の方法を定めております。

次に、議案第6号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」をご説明申し上げます。

平成19年4月1日から、宗像地区における自治振興組合、消防組合、清掃施設組合及び水道企業団の統合により、宗像地区事務組合として退職手当組合に加入することに伴い、また地方自治法の一部改正により収入役を廃止し会計管理者を置くこととされたことなどに伴い、退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増減し、あわせて組合規約の一部を変更するものであります。

次に、議案第7号「福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減について」をご説明申し上げます。

本件は、福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の合併による数の増減について地方公共団体と協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求

めるものであります。

次に、議案第8号「福岡県市町村災害共済基金組合理約の変更について」ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法の一部が改正され、市町村において収入役を廃止し会計管理者を置くこととされたことなどに伴い、福岡県市町村災害共済基金組合理約を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第9号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合理約の変更について」ご説明申し上げます。

地方自治法の一部が改正され、市町村において収入役を廃止し会計管理者を置くこととされたことなどに伴い、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合理約を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第10号「福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について」ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法の一部改正による市町村の助役制度の見直しに伴い、福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部を変更することに関し、関係市町と協議することについて、地方自治法第252条の6の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第11号「福岡都市圏広域行政事業組合理約の一部変更に関する協議について」ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法の一部改正による市町村の助役制度及び収入役制度の見直しに伴い、福岡都市圏広域行政事業組合理約の一部を変更することに関し、関係市町と協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第12号「福岡都市圏競艇等事業組合理約の一部変更に関する協議について」ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法の一部改正による市町村の収入役制度の見直しに伴い、福岡都市圏競艇等事業組合理約の一部を変更することに関し、関係市町と協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第13号「両筑衛生施設組合理約の変更について」ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法の一部が改正され、市町村において収入役を廃止し会計管理者を置くこととされたことなどに伴い、両筑衛生施設組合理約を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第14号「福岡地区水道企業団規約の変更について」ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法の一部が改正され、吏員制度が廃止されることに伴い、福岡地区水道企業団規約の一部改正に関し、関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第15号「山神水道企業団規約の変更について」ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法の一部が改正され、助役にかえて副市長を置くこと及び企業団事務所の位置の変更に伴う山神水道企業団規約の一部改正に関し、関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月6日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21から日程第27まで一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第21、議案第16号「太宰府市土地開発公社定款の一部を変更する定款について」から、日程第27、議案第22号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第21から日程第27までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

○市長（佐藤善郎） 議案第16号から議案第22号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第16号「太宰府土地開発公社定款の一部を変更する定款について」ご説明申し上げます。

今回の変更は、地方自治法の改正により、助役にかえて副市長を置くこととされたことや、土地開発公社経理基準要綱の改正などにより、太宰府市土地開発公社定款の一部を変更する必要が生じたので、定款の整備を行うものであります。

次に、議案第17号「太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

現在、整備が進められております通古賀、吉松東土地区画整理事業区域において、公共施設の整備、建築物の建築等に関し、必要な事項を一体的かつ総合的に整備し、良好な住環境の保全を図ることを目的とする地区計画を都市計画法第20条第1項の規定に基づき、平成18年6月7日に告示し、決定いたしております。

地区計画制度では、地区計画の区域内における建築行為等は届け出制度が適用されますが、建築物の建築に関する重要な事項につきましては、確実に実現を図るために、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、条例を制定するものであります。

次に、議案第18号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、昨年8月の人事院勧告に伴い、国家公務員の例に準じて、第3子以降の扶養手当の額を現行5,000円から第1子、第2子と同額の6,000円とし、あわせて別表に定める行政職給料表について近隣団体の水準との均衡を図り、4級の職について12号給、5級の職について8号給の継ぎ足しを行うものであります。

なお、このほか条文の整備を行っております。

次に、議案第19号「太宰府市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、宿泊料の取り扱いを改めるものであります。

これまで、別表に定める宿泊料の額を定額として支給しておりましたが、本年4月からこれを限度として実費額を支給するものです。職員の旅費に関しましては、最も経済的な通常の経路及び方法によるものとして、これまでもその適正化に努めてきておりますが、低廉なバック料金の普及等にあわせまして、より経費の節減が図られるよう規定の整備を行うものであります。

次に、議案第20号「太宰府市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金等支給条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

改正の内容は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成18年9月26日に公布され、同日から施行されたことに伴い、条文の整備を行うものでございます。

次に、議案第21号「太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、道路法施行令の一部を改正する政令が平成19年1月4日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第22号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

筑紫地区介護認定審査会事務局担当市町が、平成19年度より太宰府市から那珂川町に交代することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月6日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28から日程第33まで一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第28、議案第23号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」から、日程第33、議案第28号「平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第28から日程第33までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 佐藤善郎 登壇]

○市長(佐藤善郎) 議案第23号から議案第28号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第23号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ4億5,916万9,000円を追加し、予算総額を196億2,775万4,000円にお願いするものであります。

主な内容といたしましては、佐野土地区画整理事業保留地処分金の基金積み立て、平成20年度からの後期高齢者医療制度設立に伴う準備委員会への負担金並びに介護保険特別会計への繰出金などを追加計上させていただいております。

その他、残すところ1カ月になりました平成18年度予算について、歳入歳出決算見込み額の精査を行い、予算の調製をさせていただいております。事業費等の確定により過不足が生じます国県支出金、市債について調整いたしております。

また、サイン整備事業、通古賀地区都市再生整備事業、佐野土地区画整理事業などの繰越明許費5件、公用車賃借料の債務負担行為の追加1件、事業費確定に伴う地方債の変更3件を補正させていただいております。

次に、議案第24号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ5,960万5,000円を追加し、予算総額を59億8,783万2,000円にお願いするものであります。

歳出につきましては、保険給付費における退職被保険者等療養給付費の増額が主なもので、歳入につきましては、それらの財源としまして、基金からの繰り入れを行うものであります。

次に、議案第25号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ614万3,000円を追加し、予算総額を34億6,302万2,000円にお願いするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、医療制度改革に伴う介護保険システムの改修委託料の増と、筑紫地区介護認定審査会負担金の減額によるものであります。

歳入の内容といたしましては、国からの補助金と一般会計からの繰入金でございます。

次に、議案第26号「平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算(第1号)について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,002万1,000円を減額し、予算総額6,408万4,000円にお願いするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、認定審査会委員の報酬と費用弁償の支出減によるものであります。

歳入の内容といたしましては、認定審査会共同設置負担金の減額によるものでございます。

次に、議案第27号「平成18年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、収益的収支につきましては、収入を383万5,000円増の総額12億4,472万9,000円とし、支出を1,806万7,000円減の総額12億582万5,000円とするものであります。

資本的収支につきましては、収入を917万5,000円増の総額1億6,534万7,000円とし、支出を7,012万8,000円減の総額9億5,893万6,000円とするものであります。

決算見込み額の精査を行い、予算の調製をさせていただいているものであります。その主なものは、収益的収入におきましては加入負担金を増額し、資本的収入におきましては下水道工事に伴う水道管布設替工事の確定により工事負担金を増額するものであります。

また、支出につきましては、契約額の確定により委託料、工事請負費等を減額するものであります。

次に、議案第28号「平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収支におきましては、収入を179万5,000円増の総額16億7,454万8,000円とし、支出を269万1,000円減の総額16億4,778万9,000円とするものであります。

資本的収支につきましては、収入を5,851万2,000円減の総額13億1,013万4,000円とし、支出を7,030万8,000円減の総額17億4,002万6,000円とするものであります。

決算見込み額の精査を行い、予算の調整をさせていただいているものであります。その主なものは、収益的収入におきましては預金利息の増額、国債購入に伴います有価証券利息及び売却益を計上し、支出におきましては、委託料及び企業債利息を減額し、消費税及び地方消費税を増額するものであります。

また、資本的収入におきましては、事業費の確定に伴い企業債を減額し、支出におきましても、契約額の確定により委託料及び工事請負費を減額、資本費平準化債の借入れが完了したことに伴い、企業債償還金を減額するものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月6日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34から日程第41まで一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第34、議案第29号「平成19年度太宰府市一般会計予算について」から、日程第41、議案第36号「平成19年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第34から日程第41までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 佐藤善郎 登壇]

○市長(佐藤善郎) 議案第29号から議案第36号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第29号「平成19年度太宰府市一般会計予算について」ご説明申し上げます。

平成19年度の当初予算につきましては、平成19年度が統一地方選挙の年度に当たりますことから、新規事業及び政策的事業を除いた骨格予算として編成いたしております。

そのため、当初予算に計上しましたのは人件費や管理運営費、恒常的に必要な事務事業費などの経常的経費、また投資的経費でも、高雄中央通り線整備、通古賀地区都市再生整備などの継続事業や、国庫等の採択を受けます地域再生基盤強化事業、その他、新市街地整備に伴う児童・生徒数の増加に対応する小・中学校のプレハブ教室建設工事費、耐震診断委託料及び統一地方選挙費用などの追加事業を計上させていただいております。

ご承知のとおり、我が国の経済情勢は、企業の好調な業績回復などの成果が次第に家計にも波及し、全体的には回復基調にありますが、本市のような地方都市には十分な波及が見えない状況で、地域間格差が顕著化し、依然として厳しい経済環境であると言えます。

平成19年度の歳入におきましては、市税は定年退職者の増加などの減収要因があるものの、所得税から市県民税への税源移譲と定率減税の廃止により5億円程度の増収が見込まれます。

しかし、一方では所得譲与税、地方特例交付金、減税補てん債が縮小、廃止されますし、地方交付税も減少が見込まれますことから、昨年に引き続き厳しい財政運営を迫られているところであります。

こうした状況を踏まえ、平成19年度予算編成におきましては、数カ月に及ぶ経営会議において行政評価によります厳選した施策の抜本的見直しを行い、内部経費の削減や職員の退職者不補充などの人件費削減、市債発行額を公債費以下に制限するなど、経費全般について徹底した節減合理化を図り、財政の健全化に向けた骨格予算の内容としております。

この結果、平成19年度の一般会計予算総額は182億2,754万5,000円となり、これを前年度当初予算と比較しますと4億53万5,000円、率にいたしますと2.2%の減となっております。

なお、新規事業及び政策的事業で、当初予算に計上していない項目につきましては、6月定例議会におきまして審議がなされればと考える次第でございます。詳しくは別紙予算説明資料をご参照いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第30号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

国民健康保険事業の運営につきましては、ご承知のように平成18年度に大幅な医療保険制度改革が行われたことからその影響等が見込まれますが、高齢化社会の急速な進展、医療技術の進歩、疾病構造の複雑化などを背景に医療費は年々増加し、市町村国保の財政状況は悪化しております。

このような状況の中で、平成19年度予算につきましては、歳入歳出予算総額を63億6,744万8,000円で、対前年度比13.77%の伸びとなっておりますが、医療費等の見込み額や諸費用を精査し、また国保税を初めとする国県負担金等の収入の確保、医療費の適正化、保健事業の推進など、より一層の運営努力を図りながら国、県等と関係機関に対しまして医療保険制度の抜本的改革に向け、引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、議案第31号「平成19年度太宰府市老人保健特別会計予算について」ご説明申し上げます。

平成19年度の歳入歳出予算総額は58億7,733万1,000円、対前年度当初予算比1.4%の減額となっております。これは昨年の健康保険法の一部改正における患者負担の見直しによる受診件数並びに受給者の減少によるものであります。受給者の人数は、平成14年の法改正以来年々減少しておりましたが、平成19年10月から75歳の年齢到達者による加入がございますので、10月以降における受給者数は増加に転じてまいります。今後とも老人保健財政の安定化を図るためには、健康に対する意識の高揚や適正な受診への啓発等健康づくりの推進に一層努力してまいります。

次に、議案第32号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

介護保険事業は施行後6年を経過し、人口の高齢化並びに制度の浸透に伴い、介護保険サービス利用者も年々増えております。昨年4月に大幅な介護保険制度の改正が行われたところがございますが、新年度予算につきましても、特に予防と自立に重きを置いた内容となっております。

平成19年度の歳入歳出予算については総額が33億2,139万1,000円、対前年度比2.12%の減少となっております。今後も介護保険制度の利用者の自立支援はもとより、介護予防の新たな視点から介護保険事業の円滑な運営に努めてまいりたいと思っております。

次に、議案第33号「平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

平成19年度の歳入歳出予算につきましては、総額859万1,000円で、前年度比30.2%の減となっております。

予算総額が減額となりましたのは、公債費の償還が前年度比28.1%、332万6,000円減少したことに伴い、歳入の住宅新築資金等補助金が73万9,000円の減額、基金からの繰入金227万

2,000円を減額し、調整いたしております。また、貸付金に関する償還金を63万4,000円を減額したことが主な理由であります。

次に、議案第34号「平成19年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

この公共用地先行取得事業特別会計は、平成15年度に高雄公園用地の先行取得を行うために設けたものであります。平成19年度の予算総額は7,940万2,000円で、対前年度比0.53%の減となっております。主な内容は、取得の際に借入れを行いました地方債3億1,590万円の元利償還金であります。

次に、議案第35号「平成19年度太宰府市水道事業会計予算について」ご説明申し上げます。

初めに、業務の予定量は、給水戸数2万1,387戸、年間総給水量494万9,784m³を予定いたしております。また、主要な建設改良事業として、配水管新設工事1,008m、布設替工事573m等を予定いたしております。

次に、収益的収入及び支出であります。収入を前年度比0.8%増の総額12億4,743万1,000円とし、支出を前年度比2.5%減の総額11億9,422万4,000円といたしております。

なお、収益的収入におきましては、水道使用料は前年度比1.2%増の10億6,643万5,000円を見込んでおります。

また、支出におきましては、篠栗町からの水融通日量900m³の供給が終了することに伴う受水費の減少によるものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。収入を前年度比4.1%減の総額1億4,724万6,000円とし、支出を前年度比50.4%減の総額5億983万1,000円といたしております。

なお、資本的収入におきましては、配水管布設事業債の減額によるものであり、支出におきましては、前年度実施した有価証券への投資を減額したことにより、総額が減少いたしております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補てんすることにいたしております。

次に、議案第36号「平成19年度太宰府市下水道事業会計予算について」ご説明申し上げます。

初めに、業務の予定量は、排水戸数2万4,965戸、年間総排水量762万486m³を予定いたしております。また、主要な建設改良事業として坂本及び五条雨水幹線を整備する予定といたしております。

次に、収益的収入及び支出であります。収入を前年度比9.7%減の総額16億9,264万7,000円とし、支出を前年度比1.0%減の総額16億4,385万1,000円といたしております。

資本的収入及び支出であります。収入を前年度比31.9%増の総額9億5,536万4,000円、支出を前年度比1.7%減の総額13億7,802万2,000円といたしております。

収益的収入の減額につきましては、下水道使用料は前年度比1.2%増の11億7,174万6,000円

を見込んでおりますが、平成18年度に繰り出し基準が改正されたことにより、一般会計補助金の一部を収益的収入から資本的収入へ組み替えたことによりまして総額が減少したものであります。

また、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金で補てんすることにいたしております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第34から日程第41までの平成19年度各会計予算につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第34から日程第41までは議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りします。

予算特別委員会の正・副委員長を慣例によって決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の委員長は、総務文教常任委員長の武藤哲志議員、副委員長は、各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は総務文教常任委員会副委員長の小柳道枝議員とすることに決定しました。

ここで予算特別委員会日程等について委員長の説明を求めます。

予算特別委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 各議員に予算特別委員会から資料配付をさせていただいておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

それでは、予算特別委員会の日程について報告します。

予算特別委員会の初日は、本日の本会議散会後に一般会計及び特別会計並びに各企業会計について各予算の概要の説明を受けます。2日目は3月19日月曜日午後1時から、3日目は3月20日火曜日午前10時からそれぞれ開会いたします。

なお、予備日として3月22日木曜日午前10時を予定しております。

また、各委員からの資料要求は、あらかじめ配付しております資料要求書により3月5日月曜、午後1時までに事務局に提出願います。

なお、資料の要求につきましては、必要最小限にとどめていただきますようお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第42 議案第37号 福岡県後期高齢者医療広域連合の設置について

○議長（村山弘行議員） 日程第42、議案第37号「福岡県後期高齢者医療広域連合の設置について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

○市長（佐藤善郎） 議案第37号「福岡県後期高齢者医療広域連合の設置について」ご説明申し上げます。

新たに創設された後期高齢者医療制度の効率的な実施を図るため、平成18年度の末日までに県内すべての市町村が加入する広域連合を設置するに当たり、当該市町村の協議により規約を定め、福岡県後期高齢者医療広域連合を設置することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は3月6日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は3月6日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時53分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議 事 日 程（2日目）

[平成19年太宰府市議会第1回（3月）定例会]

平成19年3月6日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 推薦第1号 太宰府市農業委員会委員の推薦について
- 日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 議案第1号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第5 議案第2号 財産の取得（史跡地）について
- 日程第6 議案第3号 字の区域とその名称の変更について
- 日程第7 議案第4号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減について
- 日程第8 議案第5号 福岡県自治振興組合規約の変更について
- 日程第9 議案第6号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第10 議案第7号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減について
- 日程第11 議案第8号 福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更について
- 日程第12 議案第9号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について
- 日程第13 議案第10号 福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について
- 日程第14 議案第11号 福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第15 議案第12号 福岡都市圏競艇等事業組合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第16 議案第13号 両筑衛生施設組合規約の変更について
- 日程第17 議案第14号 福岡地区水道企業団規約の変更について
- 日程第18 議案第15号 山神水道企業団規約の変更について
- 日程第19 議案第16号 太宰府市土地開発公社定款の一部を変更する定款について
- 日程第20 議案第17号 太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第18号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第19号 太宰府市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第20号 太宰府市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金等支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第21号 太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第22号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につ

いて

日程第26 議案第23号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

日程第27 議案第24号 平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第28 議案第25号 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第29 議案第26号 平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第30 議案第27号 平成18年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第31 議案第28号 平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第32 議案第37号 福岡県後期高齢者医療広域連合の設置について

日程第33 意見書第1号 医師・看護師等の増員を求める意見書

日程第34 意見書第2号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書

## 2 出席議員は次のとおりである（20名）

|     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 片井智鶴枝 | 議員 | 2番  | 力丸義行 | 議員 |
| 3番  | 後藤邦晴  | 議員 | 4番  | 橋本健  | 議員 |
| 5番  | 中林宗樹  | 議員 | 6番  | 門田直樹 | 議員 |
| 7番  | 不老光幸  | 議員 | 8番  | 渡邊美穂 | 議員 |
| 9番  | 大田勝義  | 議員 | 10番 | 安部啓治 | 議員 |
| 11番 | 山路一恵  | 議員 | 12番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 13番 | 清水章一  | 議員 | 14番 | 佐伯修  | 議員 |
| 15番 | 安部陽   | 議員 | 16番 | 田川武茂 | 議員 |
| 17番 | 福廣和美  | 議員 | 18番 | 岡部茂夫 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志  | 議員 | 20番 | 村山弘行 | 議員 |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

|                         |      |                    |      |
|-------------------------|------|--------------------|------|
| 市長                      | 佐藤善郎 | 収入役                | 松島幹彦 |
| 教育長                     | 關敏治  | 総務部長               | 平島鉄信 |
| 総務部政策統括<br>担当部長         | 石橋正直 | 地域振興部長             | 松田幸夫 |
| 地域振興部地域コミュ<br>ニティ推進担当部長 | 三笠哲生 | 市民生活部長             | 関岡勉  |
| 健康福祉部長                  | 永田克人 | 健康福祉部子育て<br>支援担当部長 | 村尾昭子 |
| 建設部長                    | 富田讓  | 上下水道部長             | 古川泰博 |
| 教育部長                    | 松永栄人 | 監査委員事務局長           | 木村洋  |
| 総務課長                    | 松島健二 | 地域振興課長             | 大藪勝一 |
| 市民課長                    | 藤幸二郎 | 福祉課長               | 新納照文 |

建設課長 西山源次

上下水道課長 宮原勝美

教務課長 井上和雄

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 白石純一

議事課長 田中利雄

書記 伊藤剛

書記 花田敏浩

書記 満崎哲也



再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 推薦第1号 太宰府市農業委員会委員の推薦について

○議長（村山弘行議員） 日程第1、推薦第1号「太宰府市農業委員会委員の推薦について」を議題とします。

本案は、現在の農業委員会委員の任期が本年4月8日で満了するため、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会推薦の農業委員として白石雅晴氏、児島俊雄氏の2名を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員会委員として白石雅晴氏、児島俊雄氏の2名を推薦することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2と日程第3を一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第2、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」及び日程第3、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2及び日程第3を一括議題とします。

お諮りします。

日程第2及び日程第3は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、これから質疑を行い

ますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第1号を諮問のとおり適任として答申することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、諮問第1号は適任として答申することに決定しました。

〈適任 賛成19名、反対0名 午前10時02分〉

○議長(村山弘行議員) 次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第2号を諮問のとおり適任として答申することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、諮問第2号は適任として答申することに決定しました。

〈適任 賛成19名、反対0名 午前10時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第1号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること について

○議長(村山弘行議員) 日程第4、議案第1号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第1号は同意されました。

〈同意 賛成19名、反対0名 午前10時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第2号 財産の取得(史跡地)について

○議長(村山弘行議員) 日程第5、議案第2号「財産の取得(史跡地)について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第2号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第3号 字の区域とその名称の変更について

○議長（村山弘行議員） 日程第6、議案第3号「字の区域とその名称の変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第3号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7から日程第18まで一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第7、議案第4号「福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減について」から日程第18、議案第15号「山神水道企業団規約の変更について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7から日程第18までを一括議題とします。

お諮りします。

日程第7から日程第18までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第4号「福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減について」、これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第4号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時06分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第5号「福岡県自治振興組合規約の変更について」、これか

ら質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第5号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時06分〉

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第6号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」、これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第6号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時07分〉

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第7号「福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減について」、これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第7号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時07分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第8号「福岡県市町村災害共済基金組合理約の変更について」、これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第8号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時08分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第9号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合理約の変更について」、これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第9号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時08分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第10号「福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について」、これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第10号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時09分〉

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第11号「福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について」、これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第11号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時09分〉

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第12号「福岡都市圏競艇等事業組合規約の一部変更に関する協議について」、これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第12号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時10分〉

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第13号「両筑衛生施設組合規約の変更について」、これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第13号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時10分〉

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第14号「福岡地区水道企業団規約の変更について」、これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第14号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時11分〉

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第15号「山神水道企業団規約の変更について」、これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第15号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第16号 太宰府市土地開発公社定款の一部を変更する定款について



○議長（村山弘行議員） 日程第19、議案第16号「太宰府市土地開発公社定款の一部を変更する定款について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第16号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第17号 太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

○議長（村山弘行議員） 日程第20、議案第17号「太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第17号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21から日程第23まで一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第21、議案第18号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第23、議案第20号「太宰府市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金等支給条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第21から日程第23までを一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第18号から議案第20号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第21号 太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（村山弘行議員） 日程第24、議案第21号「太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第21号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第22号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条

## 例について

○議長（村山弘行議員） 日程第25、議案第22号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第22号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第23号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

○議長（村山弘行議員） 日程第26、議案第23号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第23号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第27から日程第29まで一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第27、議案第24号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」から日程第29、議案第26号「平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第27から日程第29までを一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第24号から議案第26号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30と日程第31を一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第30、議案第27号「平成18年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」及び日程第31、議案第28号「平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第30及び日程第31を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めま

す。

議案第27号及び議案第28号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第32 議案第37号 福岡県後期高齢者医療広域連合の設置について

○議長（村山弘行議員） 日程第32、議案第37号「福岡県後期高齢者医療広域連合の設置について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第37号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第37号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時17分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33 意見書第1号 医師・看護師等の増員を求める意見書

○議長（村山弘行議員） 日程第33、意見書第1号「医師・看護師等の増員を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

19番武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 議員の皆様のところ意見書案が提出されております。皆さんも医療機関にかかることがあると思いますし、また見舞いにも行かれると思いますが、今、全国的に医師、看護師の不足が大きな問題になっております。

特に、この太宰府市周辺には大きな医療機関がありますが、やはり自治体の中で特に小児

科、産婦人科がどんどんと少なくなっているという問題があります。そういう医師不足の問題、特に山間部に行きますと、医療機関に2時間から3時間かけていく。また、待ち時間も3時間、4時間という状況の中で、特に医師不足の問題、それから看護師の問題についてここにありますように、1項目から2項目、3項目ありますが、夜間、患者さん10人に対して1人という状況の中で、本当に夜間の点滴作業だとか、特に医療機関にもありますが、老人病院なんかはもう本当に大変な状況ですね。それを今のところ1人以上ということで、近くの医療機関を見ますと1人の看護師さんと補助看護師で対応しているという状況ですね。

それから、特に看護師さんにつきましては、3交代制なんですけど、日勤、それから夕方5時からと夜勤という3交代、ところが特別に看護師さんが夕方5時から朝方、こういう状況だとか、はっきり言って1日病院で勤務する状況もあるようです。大きな病院に行きますと、それなりにいろんなところからの支援体制ができるわけですが、なかなか小さな医療機関では入院患者に対する対応ができない。こういう状況の中で、ぜひ医師、看護師の増員を安倍総理や厚生労働大臣、文部科学大臣、財務大臣、各関係機関に看護師、医師、そういうものをぜひ増員していただきたいという意見書を上げていただきたい。

それから、皆さんのところに全国市議会という形で旬報がいつも発行されておりますが、2月15日付で出されております旬報の中にも、こういう医師、看護師の確保対策というのが49件、12月議会で可決されたという報告がなされておまして、毎月の旬報を見ますと、こういうふうです。

福岡県では20の自治体が可決をさせていただいております。また、この同じような内容が公明党議員団の方からも出されておりますが、本当に今の医療機関の充実、それに携わる医師、看護師のやはり確保が必要ではないかと。この意見書については市の財政が伴う問題ではありませんので、特別なご配慮もいただき、可決いただくことを提出者として説明にかえさせていただきます。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

意見書第1号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第34 意見書第2号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書

○議長（村山弘行議員） 日程第34、意見書第2号「医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） おはようございます。

今も意見書の提案がありまして、国会があつて議論がされています。特に、この医師不足等、あるいは小児科、産婦人科の医師不足がかなり全国的に大きな問題になっているということで、国会でもかなり議論がされております。

皆様のお手元にありますこの意見書につきまして、朗読をさせていただいて説明にかえさせていただきますしたいと思います。

医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書。

近年、全国的に、特に小児科や産婦人科などにおける医師不足が深刻な問題となっております。地域住民が安心して生活するためには、救急医療や産婦人科・小児科医療など必要な医療サービスがいつでも利用できることが重要であり、こうした医師不足問題の解消は喫緊の課題であります。

このような医師不足は、1)平成16年4月から実施されている臨床研修制度により大学医局の医師派遣機能が低下し、地域の医療機関からの医師の引き揚げが生じていること、2)公的病院等での医師の過酷な勤務実態、地域の医療機関の経営状況の悪化などが生じていること、3)女性医師の増加に対応する仕事と子育ての両立支援策が十分に講じられていないことなど、様々な原因が複合的に作用して生じております。

医師不足の解消に向け、医療機関の集約化や魅力ある研修病院の整備、病院間連携体制の整備、小児救急での電話相談窓口の整備など、様々な努力を進めておりますが、安心できる地域医療体制の整備に向けて国においても引き続き積極的な取り組みを進める必要があります。また、医師不足のみでなく、看護師や助産師の不足も同様に近年重要な課題となっております。

以上のことから、政府におかれましては医師不足を解消し、安心できる地域医療体制を確保できるよう、下記の事項について要望いたします。

- 1、地域医療の再構築に向けて、総合的なビジョンを早急に策定すること。
- 2、救急医療体制の整備・維持、周産期医療体制の整備・維持のための支援策の拡充を図ること。
- 3、小児科医療等の医師不足が指摘される科目の診療報酬の抜本的な見直しを図ること。
- 4、公的病院の診療体制の強化を図るため、集約化への取り組みの支援策を拡充すること。  
また、中核病院と地域医療機関の連携を強化するための対策を講じること。
- 5、臨床研修制度のあり方について検討を行い、前期・後期臨床研修において、地域医療への従事が適切に確保できるよう取り組みを進めること。
- 6、医科系大学の定着における地域枠の拡大を図るとともに、奨学金制度の充実など地元への定員を進めるための施策の充実を図ること。

7、院内保育の確保や女性医師バンクの充実など、女性医師の仕事と生活の両立を図るための支援策を充実すること。

8、看護師、助産師の不足に対して積極的な対策を講じること。

9、小児救急の電話相談事業の充実のための対策を講じること。

10、出産・分娩に係る無過失補償制度の早期の創設を図ること。

以上で説明を終わらせていただきます。

あて先は、お手元にある衆議院議長初め文部科学大臣でございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

意見書第2号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は3月14日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午前10時26分

~~~~~ ○ ~~~~~

# 1 議事日程（3日目）

[平成19年太宰府市議会第1回（3月）定例会]

平成19年3月14日

午前10時開議

於議事室

## 日程第1 一般質問

### 一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質問項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 安部 陽<br>(15)    | <ol style="list-style-type: none"> <li>市長の勇退に伴う所感について<br/>3期12年の市政に対する所感について</li> <li>まほろば号のダイヤ改正について               <ol style="list-style-type: none"> <li>緊縮財政の中、時間帯によっては間引きする必要もあるのではないか。</li> <li>九州国立博物館開館に伴い観光客の動向も変化してきていると思われる。太宰府駅～太宰府政庁跡間のドル箱的存在の区間について再考を要すると思われる。見直すべきではないか。</li> <li>ダイヤ改正の目途と財政面から見たまほろば号の路線の考え方について</li> </ol> </li> </ol> |
| 2  | 中林 宗樹<br>(5)    | <ol style="list-style-type: none"> <li>住宅扶助費の代理納付について<br/>生活保護の被保護者に給付されている住宅扶助費について、被保護者が居住する、または居住しようとする住居の所有者、または管理業者等に対し、福祉事務所が被保護者に代わり納付できないか。</li> <li>まほろば号の運行について<br/>運行形態の見直し、乗り継ぎの問題、運行経費の削減等について伺う。</li> <li>高雄公園について<br/>地元説明会について</li> </ol>                                                                                                |
|    |                 | <ol style="list-style-type: none"> <li>五条交差点並びに五条駅周辺の歩道等の整備について<br/>五条交差点の右折信号設置等や五条駅に向う歩道設置など市民要望が多く寄せられている。県事業で一部拡幅がなされたが解決策に結びついてない。今後の解決策についてお聞きしたい。</li> <li>県道筑紫野・古賀線の拡幅事業について<br/>平成19年から4車線の拡幅事業が始まる。一部市民に説明会が開催されているが周辺市民の多くは説明を聞いていない。かなり大掛かりな事業なので十分なる説明を行うべきと考えるが今後の見通しを聞く。</li> </ol>                                                       |

|   |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 | 清水章一<br>(13) | <p>3. 高雄地域について</p> <p>(1) 高雄公園についてグランドゴルフなど、高齢者の生きがいづくりができるような公園を</p> <p>(2) 道路の舗装・側溝整備について</p> <p>(3) 防犯施設の設置について（駐在所あるいは交番等）</p> <p>(4) 家の前・今王線の交差点に信号設置などの危険防止策について</p> <p>4. 高齢者等の交通アクセスの確保について</p> <p>観世団地、連歌屋、万葉台など坂が多く幹線道路に出るまでの交通アクセスの確保が求められている。まほろば号に代わるコンパクトバス（仮称）導入について</p> <p>5. 御笠川整備について</p> <p>通古賀の御笠川改修事業が進んでいる。ここにも市民が憩えるような桜等の植樹の考えは</p>                                                                           |
| 4 | 武藤哲志<br>(19) | <p>1. 太宰府市同和対策審議会の廃止を要求する</p> <p>福岡県は、平成18年12月28日に平成14年度から経過措置として実施している同和対策事業の見直しを通知した。同和対策特別施策は終結しており、審議会の廃止を要求する。</p> <p>2. 人権センター条例及び、運営審議会の見直し及び廃止や修正を要求する。</p> <p>審議会は、同和対策事業の総合政策を基本にしており法の終了により必要はない。特に第3条は以前の同和対策事業や運動団体に対する補助金の支出根拠になっており、人権問題と同和対策は区別すべきである。</p> <p>3. 定率減税半減及び廃止による保育料の引き上げをやめるために、条例や規則の改正を求める。</p> <p>厚生労働省は、増税が保育料アップにつながらないように、基準改定の通知を出している。</p> <p>太宰府市が子育て支援のために、条例及び規則の改正を行い、父母負担の軽減を行うよう要求する。</p> |
| 5 | 田川武茂<br>(16) | <p>1. 本市の財政状況と今後の見通しについて</p> <p>本市も他の自治体同様、財政事情は非常に厳しい状況にあり、前途多難だと言われているが、今後の見通しについて、特に5年先、10年先を見通した財政状況を伺う。また市民が太宰府市の将来を危惧するのは当然であり、その内容を詳細に、特に経常収支比率を含め伺う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 6 | 福廣和美<br>(17) | <p>1. 市長の12年について</p> <p>2. 財政の見通しについて</p> <p>3. まほろば号の充実について</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |



## 2 出席議員は次のとおりである（20名）

|     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 片井智鶴枝 | 議員 | 2番  | 力丸義行 | 議員 |
| 3番  | 後藤邦晴  | 議員 | 4番  | 橋本健  | 議員 |
| 5番  | 中林宗樹  | 議員 | 6番  | 門田直樹 | 議員 |
| 7番  | 不老光幸  | 議員 | 8番  | 渡邊美穂 | 議員 |
| 9番  | 大田勝義  | 議員 | 10番 | 安部啓治 | 議員 |
| 11番 | 山路一恵  | 議員 | 12番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 13番 | 清水章一  | 議員 | 14番 | 佐伯修  | 議員 |
| 15番 | 安部陽   | 議員 | 16番 | 田川武茂 | 議員 |
| 17番 | 福廣和美  | 議員 | 18番 | 岡部茂夫 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志  | 議員 | 20番 | 村山弘行 | 議員 |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（28名）

|                         |      |                    |      |
|-------------------------|------|--------------------|------|
| 市長                      | 佐藤善郎 | 収入役                | 松島幹彦 |
| 教育長                     | 關敏治  | 総務部長               | 平島鉄信 |
| 総務部政策統括<br>担当部長         | 石橋正直 | 地域振興部長             | 松田幸夫 |
| 地域振興部地域コミュ<br>ニティ推進担当部長 | 三笠哲生 | 市民生活部長             | 関岡勉  |
| 健康福祉部長                  | 永田克人 | 健康福祉部子育て<br>支援担当部長 | 村尾昭子 |
| 建設部長                    | 富田讓  | 上下水道部長             | 古川泰博 |
| 教育部長                    | 松永栄人 | 監査委員事務局長           | 木村洋  |
| 総務課長                    | 松島健二 | 総務課消防・防災<br>担当課長   | 武藤三郎 |
| 地域振興課長                  | 大藪勝一 | まちづくり企画課長          | 神原稔  |
| 産業・交通課長                 | 山田純裕 | 市民課長               | 藤幸二郎 |
| 人権・同和政策課長<br>兼人権センター所長  | 津田秀司 | 福祉課長               | 新納照文 |
| 子育て支援課長                 | 和田敏信 | 建設課長               | 西山源次 |
| まちづくり技術<br>開発課長         | 大江田洋 | 上下水道課長             | 宮原勝美 |
| 施設課長                    | 轟満   | 教務課長               | 井上和雄 |

## 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記     | 伊藤剛  | 書記   | 花田敏浩 |
| 書記     | 満崎哲也 |      |      |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（村山弘行議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、12人から提出されております。そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして、2日間で行うことに決定していますことから、本日14日6人、明日15日6人の割り振りで行います。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

15番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔15番 安部陽議員 登壇〕

○15番（安部 陽議員） 皆さんおはようございます。

ただいま議長から発言の許可を得ましたので、通告に従いまして質問をいたします。

市長の勇退に伴う所感について伺います。

まず、3期12年間、本当にご苦労さまでした。心から厚く感謝、御礼申し上げます。市長は平成7年4月に就任されて以来、「市民が真ん中・もっと太宰府らしく」を市政運営の基本姿勢に据え、本市の将来像であります「歴史とみどり豊かな文化のまち」の創造に向けて一生懸命頑張ってこられました。また、市長自身、太宰府に生まれ、育ち、我が愛するまちを発展すべく、また市民の幸せを願いながら行政に携わってこられました。この3期12年の間に、交通不便であった公共施設を結ぶコミュニティバスまほろば号の開設を初め、本市の目的とする将来像を明らかにし、その実現のため基本的方向を示す計画的なまちづくりのため、太宰府市総合計画、基本計画の策定、あるいは国立博物館を受け皿としての散策路の整備、地域活性化複合施設太宰府館の建設、安心・安全のまちづくりなど、人権、教育、福祉、子育て支援、環境、文化、観光など多方面にわたり事業推進に、またあってはならない自然災害、すなわち平成15年7月19日の豪雨災害復旧あるいは国の三位一体の改革により地方交付税及び臨時対策債が減額がより、本市の財政基盤を大きく揺り動かしましたが、それも乗り越え、市民のために全身全霊を傾注してこられました。このようなお仕事が走馬燈のように今はよみがえってきておるものと思います。市長のこの12年間の思い出、あるいは後世にぜひ引き継いでいってほしいものなどあると思いますので、その所感について伺います。

まほろば号のダイヤ改正について。

まほろば号につきましては、年を重ねるごとに市民の中に溶け込んでまいりまして、年々増加の一途をたどっておりますことは非常に喜ばしいことでもあります。しかしながら、総論賛成で運行されたものの、利用時間帯によってはむだな運行時間帯もあるように見受けられます。このことは、余りにも遅い時間帯等になりますと自家用車等でお迎えの場合が多いのではないかとと思われます。緊縮財政の折から、時間帯によっては間引きの必要もあるのではないかと考えられますが、いかがな見解をお持ちか、伺います。

2点目は、西鉄太宰府駅での西鉄太宰府駅－西鉄都府楼駅前間の時間帯が1時間に1本のため、大宰府政庁跡に行かれる観光客の方が利用できない、また案内できない状態です。九州国立博物館の開館により政庁跡にも行きたいと思われても、今の時間帯では案内ができないと観光案内所では悔やんでおられます。国立博物館で知識を得られた方が少しでも見学したいとの思いがあっても、往復の時間帯がうまくかみ合わない観光客の利用ができなく、また少しでも観光客による収益を考えたならば、思い切ったダイヤ改正が必要と思われます。この路線は、博物館開館効果等にも見られますように、将来の本市のドル箱的存在と思われるが、どのようなお考えであるのか、伺います。

3点目は、ダイヤ改正のめどと財政面から見たまほろば号の重点路線をどのようにお考えなのか、またまほろば号の健全維持対策、財政面についての考え方をあわせて伺います。

あとは自席にて再質問をいたします。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） ただいま安部議員から市長勇退に伴う所感についてということでございますが、皆様ご承知のように、平成7年に市長に就任いたしまして3期12年間、市政を担当させていただいたわけでございます。この間も議会の皆様方には市政運営につきまして大変なご理解とご協力をいただきまして、今日まで参った次第でございます。厚く御礼を申し上げたいと思います。

市長就任以来、山積する市政運営の課題もたくさんございましたが、何よりも私は「市民が真ん中、元気な太宰府、そしてもっと太宰府らしく」という、そのキャッチフレーズをつくりまして当選してきたわけでございますが、その間、第四次総合計画を策定いたしまして、本市の将来像でございます「歴史とみどり豊かな文化のまち」の創造に向けまして全力で取り組んできたつもりでございます。特に、皆様方太宰府の市民の100年の悲願でございました九州国立博物館が在任中に設置、そして開館いたしましたことにつきまして、大変な思い出でございますと同時に、この100年の夢がかなったこと、大変うれしく思っておるところでございます。ただいまご指摘ございましたように、コミュニティバスの開設あるいは佐野土地区画整理事業の整備に伴う西部地区の都市基盤整備等々、また大変市民にご迷惑をかけておりました給水問題につきましても、皆さん方のご協力をいただきながら何とか安定供給ができる、そして建物の制限等も解除できた、これも一つの大きな進歩であったと思っておる次第でございます。

また、その間、平成15年のあの災害がございまして、大変市民の皆様のご心痛を煩わした出来事でございまして、また大変な災害をもたらしたわけですが、これにつきましても国、県、市一体となった取り組みで、本当に安全・安心なまちづくりの大きな基盤づくり整備に当たったと思っております。今、御笠川の改修が間もなく終わろうとしておりますが、周辺を含めまして災害に対する万全の備えが一步前進したと考えておるところでございます。

その間、いろいろ投資事業等ございましたけれども、国の三位一体改革いわゆる地方分権時代における地方公共団体のあり方、また地方公共団体の財政事情等につきましても大変厳しい状況に置かれてきたわけでございますけれども、我々といましては、本市のあるべき姿、そしてまたやっていかなくちやならないことにつきまして、厳しい財政事情でございますが、行政改革あるいは機構改革等を実施しながら、また事務事業の評価をしながら、そして緊急順位を選択する、そういう厳しい状況の中でも将来のまちづくりの基盤整備には努力してきたつもりでございます。3期12年間、すべてできるわけではございません。第四次総合計画の達成に向けまして、今後とも努力していかなくちやならないと感じておるところでございます。

なお、3期12年間のいろいろな業績、また各市民の皆様、議員各位の大変なご協力に対する、その成果等につきましては、改めて議会の皆様方のご了解を得たならば、改めて御礼を申し述べさせていただきます。今後とも本市のさらなる発展のために、私の気持ちは変わりません。一市民としてでも太宰府が、いわゆる名実ともに備わった天下の太宰府になることをこいねがっておる次第でございます。今後とも皆様方のさらなるご支援をお願いする次第でございます。

○議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

○15番（安部 陽議員） 本当に、この12年間ご苦労さまでございました。今後とも本市発展のために側面から見守っていただきますようお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 次に、まほろば号のダイヤ改正等についてのご質問でございますが、平成10年4月より運行を開始いたしましたこのまほろば号でございますが、1月30日には利用者延べ300万人を突破したということでございました。これも市民の皆様を初め、利用者の皆様のご支援のおかげと感謝いたしております。

さて、このまほろば号の運行に関するご提言をいただいておりますが、現在担当部署の方におきましても様々な角度から効率的な運営を含めて全面的な見直しを、早ければ今年の秋ごろまでに行うということを示しておるところでございます。まほろば号の円滑な運行のために、また市民の皆様がこのまほろば号をぜひ育てていただくようお願い申し上げながら、答弁にかえさせていただきます。

○議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

○15番（安部 陽議員） 最初に、緊縮財政によって、時間帯によっては、間引きする必要もあるのではないかと思います、その点についてちょっと回答願います。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 今市長が申し上げましたとおり、全面的な見直し、今ご指摘、ご提言いただいております少ない便の調整とか、あるいは始発、最終便の時間の調整等々も含めまして、全体的な見直しを今年の秋ごろを目安に見直しを図っていきたいというふうに思っております。

○議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

○15番（安部 陽議員） 全部見直し、見直しと答弁されますので、再質問のやり方がちょっと変わってくるわけですが。実は、私、三、四日前ですかね、高雄地区にお伺いしたときに、そこの方がまほろば号について私と1時間ぐらいちょっと話しあって、その方も大変このコミュニティバスについて関心を持っておられて、太宰府市と大野城市と春日市と、この3市のあり方について運行ルート、便数、それから運行距離、それから補助金の金額だとか、そういうのを出してあった資料をいただいたわけですが、春日市の場合が5ルートで1日70便ですかね、休日も70便、そして運行距離が617.6km、本市の場合が119便で休日が78便ですが、運行距離数は1,254.8kmというふうな数字が出ておるわけです。したがって、それによって、本市の場合は担当のご努力によりましていろいろ工夫されまして、春日市は1日平均が731人、本市の場合は1,250人というような数字まで出ておるわけでございます。しかしながら、補助金が春日市の場合が5,533万3,000円、本市の場合が9,887万9,000円というような数字が出ておまして、こういう比較検討をされまして、本人の場合は元気であるからこういうことを言われたんでしょけど、たくさんコミュニティバスを出す必要はないというようなことも言われたわけですが、本市の場合の発足のきっかけが、ちょっと他都市と違うんじゃないかならうかと思えます。本市の場合は、福祉バスにかわるものとして、たしかできたと思うんですね。そういう関係でこういう親切な回り方をしておると思うんですが、やはり、本人の意向としては第2の夕張のようになったらいいので、補助金をできるだけ削る、減額するように努力してほしいというようなことを言ってありました。

そういうことで、こういう財政面の見方もちょっと変わってくるんじゃないかならうかと思うんですが、私が改正に特に望みたいのは、大宰府政庁跡、それから西鉄の都府楼前ですか、この間が、参考に私もちょっとデータの的をとったんですがね、太宰府駅発が34便。しかしながら、政庁跡を見ますとこれが64本あるいは都府楼前はいろんな乗り継ぎの関係で65本というふうになっておるわけですが、現在のこの政庁跡、それからすぐに五条の方に帰るわけですね、着が、それが太宰府駅に後の3分ぐらいで、3分ぐらい余計見ていただくと太宰府駅に来るんじゃないかならうか、あるいは五条から発車したバスがやはり太宰府駅に回る、3分ぐらいロスになるようだけれども、それによって現在天満宮あるいは博物館に来てある方の便利さが、この3分間によってかなりのまほろば号の運行等にも影響してくるんじゃないかならうかと思えますが、

その点の見方はどういふふうと考えてありましようか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） ご質問の、いわゆる観光客を相手としたまほろば号の運行状況なん  
でございますけども、太宰府駅前から市役所あるいは観世音寺、政庁という方向につきまして  
は、現在10時から15時ぐらいの時間帯ですけども、平日で17本通過をいたしております。また  
日曜日あたり、休日になりますと若干減りますけども、14本ぐらいが10時から15時の間に  
20分、15分おきぐらいに走っております。その中で、特に観光客を相手に便利のいい便を少し  
引き出しまして、チラシあるいはそういう広告を太宰府の駅前のバス停なり観光案内所に、あ  
るいは博物館の中にそういう案内をしながら、観光客の方に利用をさせていただいております。

結果的に数字を見てみますと、やはり国立博物館が開館した以降につきましては、乗車人数  
もかなり増加をいたしておりますので、私どもも運転手あるいは委託しております西鉄からの  
情報なり報告では、観光客もかなり増えておりますという状況の報告もいただいております。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

○15番（安部 陽議員） 今、部長と私の見方、ちょっと違うと思うんですね。これ見ました  
ら、やはり1時間に1本ですよ。それで、やはり見に行かれる方は、政庁跡あたりに行かれ  
る方は、これが20分ないし30分に1台行って帰ってこられるというような、こういう便利さを  
図れば、まだまだ博物館あるいは天満宮に行かれた方の見学の人数が増えるんじゃないか  
か、それによってまほろば号の経常収支も変わってくるんじゃないかという気もするん  
ですが、五条発太宰府駅、それから五条から太宰府駅に回るといふ、これの重点施策は考  
えてないんでしょうか。再度お願いします。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） いろんなご提言につきましては、先ほど申しましたように、秋ごろ  
を目安にいろんな角度から、今まで過去にもこの一般質問の中で、過去6人の、例えば平成  
18年、去年1年間をずっと振り返ってみますと、6人の議員さんからいろんな角度からご提言  
なりご意見をいただいておりますので、これも十分参考にしながら全体的な見直し、ある  
いはご指摘の観光客を相手にしたダイヤ改正を含めて十分検討をしていきたいというふう  
に思います。

○議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

○15番（安部 陽議員） 今部長が見直すと、ただ見直すだけじゃなくて、やはりそういう収支  
の面を特に重視した施策でダイヤ改正されますことを再度お願いしまして、私の質問を終わ  
らせていただきます。

○議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、5番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔5番 中林宗樹議員 登壇〕

○5番（中林宗樹議員） おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました3項目について質問いたします。

まず、1問目、住宅扶助費の代理納付についてお尋ねいたします。

すべての国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有すると憲法第25条にうたわれております。その憲法の趣旨に従い、生活困窮者に対し生活保護の施策が行われております。一般に言われる生活保護費の支給があるわけでございます。今回取り上げましたのが住居の問題でございます。生活保護者の方々は、ほとんどが賃貸住宅に住んでおられると思います。民間の賃貸住宅であれば家賃が3カ月以上の滞納が発生すれば退去しなければなりません。賃貸住宅の契約の条件で大多数の物件では、3カ月以上の滞納があれば退去するという条件がついております。生活保護費の中にはいろいろの項目があり、支給されています。その中の一つに、住宅扶助費があります。生活保護を受けておられる方の中には、それがわかっているのに、もともと生活困窮者でありますのでお金の使い道については多岐にわたり、十分とは言えません。そこで、つい家賃として支払わなければならない分までもほかに使ってしまい、家賃が払われない状態となり、今住んでいるところを退去せざるを得なくなります。退去して次を探すとしても、生活の安定のない家賃の支払いに不安のある人に対しては、貸してもらえぬ物件もありません。家主さんの温情にすがりやっとならなくても、また滞納で出ていかなければならないということになりますと、いよいよ行くところがありません。

生活保護費は、本来ならば被保護者の自立を支援するためのものであります。家賃は家賃として住宅扶助費で支払いをすべきものであります。生活保護費の中の住宅扶助費として使途を限定された扶助費を一般生活に充当することは、生活保護法の趣旨に反するものであり、住宅扶助費が家賃支払いに的確に充てられる必要があります。生活保護を受けながら住宅扶助費を一般生活費として使用し、家賃が滞納すると退去せざるを得なくなります。一度滞納すれば次に支払うことは不可能でございます。生活の安定のためにも、まず住まうところ、落ちついて生活のできる住居が必要であります。家賃を確実に支払い、住まうところを確保するためにも、住宅扶助費の代理納付を行うべきであると思います。既に公営住宅においては代理納付が実施されており、また平成18年4月1日より介護保険法等の一部を改正する法律に伴う介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、施行することとなりました。民間賃貸住宅においても代理納付が実施できるようになりました。既に実施している自治体もあります。本市において、その取り組みについていかが考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、まほろば号の運行についてお尋ねいたします。

本市の逼迫した財政状況の中、毎年1億円近い赤字を出しているまほろば号の運行については、平成18年度予算では7,400万円と大幅に減少するという期待しておりましたが、今回の議会では2,000万円の補正が出されております。先月の建設経済常任委員会での説明では、本年、平成19年9月を目途にダイヤ改正を行い、その中で種々取り組むということござ

いますが、以下の点についてお伺いいたします。1つ、運行形態、路線の見直しについてどのように考えておられるのか。2、収益の改善策はどのように考えておられるのか。3、高雄地区への運行開始について。

以上、お伺いいたします。

3問目、高雄公園の事前説明会についてお尋ねいたします。

高雄公園についてどのような公園になるのか、再三再四質問してまいりました。地元へ早く事前説明会を開き、利用される地元の皆さんの意見を聞いてくださいと、これも再三再四お願いいたしてまいりました。昨年の12月議会で年が明けて1月には行うとの答弁でございましたが、地元へはいまだ何の話もないようでございます。議会での答弁は議会向けで、空手形でもよいとを考えておられるのでしょうか。私たちは、議会でお答えいただいたことを地元の皆様へ報告いたしております。それが実行されないというようなことであれば、行政への不信感も募ります。地元への説明会を開催するに当たっては、予算もそんなにかからないと思いますが、なぜいまだに地元説明会をなされないのか、その理由をお伺いいたします。

再質問は自席にて行います。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） まず、1番目の生活保護行政に関するご質問でございますが、ただいま特に住宅扶助の問題につきましてのご質問でございます。

いろいろ今現在の課題につきましては調査しておるところでございますが、その過程等につきましては事務的な内容でございますので、担当部長から答弁をさせます。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 生活保護制度につきましては、保護費を金銭で支給する場合には支出に関する被保護者の自由裁量を確保するため、原則として被保護者本人に保護費を支給し、その扶助費の種類に応じて関係者に支払うこととなっております。また、家賃の支払いのトラブル等につきましても、本来家主と入居者であります被保護者との間で解決すべき問題であります。住宅扶助として使用を限定された扶助費を一般生活費に充当することは、生活保護法の趣旨に反するものと思われま。このことから、今後におきましては福岡県及び福岡都市圏と十分調整を行い、近隣市の動向を勘案しながら住宅扶助の代理納付の実施に向けまして事務取扱要領等を作成しながら、できるだけ早い時期に運営できるよう事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） 近隣市との調整を図りながらということでございますが、既に春日市及び大野城市においてはもうその準備が進められております。それで、まだ本市では今からだというところでございますが、大体いつごろをめどに実施されるようなことで、事務手続等については進められるか、お伺いいたします。



○議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 要領を定めるためには、問題点といたしまして、手数料の問題とか家賃の差額、領収書の問題等もございます。そういったところから要綱作成に当たっていくわけでございますけど、まずは福岡県並びに都市圏の状況というふうな中で、担当者会議の中でも早期に実施するように当市の方から話をしていきたいということ等含めまして、その調整ができなくても太宰府市単独で遅くとも下半期の中では実施できるように調整をしていきたいというふうに考えております。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） 下半期というのは、今年の下半期と理解してよろしゅうございましょうか。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） はい、一応9月、10月以降に実施したいということで頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） それでは、そういう方向で一日も早く実施されるように要望いたしまして、この質問については終わります。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） まほろば号の運行についてのご質問でございましたが、さきに地域振興部長から答弁申しましたように、ただいまいただきましたご意見を参考にしながら、本年の秋ごろをめどにいたしまして、運行経費あるいはダイヤ改正を含めました全体的な見直しを行ってきたいということを考えております。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） 9月をめどにということで、秋ごろということでダイヤ改正についても行われるということで、その中で種々取り組まれるということだと思いますが、その中でですね、先ほども安部陽議員の方からご質問がありましたように、路線についての問題とか運行形態についての問題とかについて、ちょっと具体的なところで質問をさせていただきます。

今ですね、路線について、一つの路線を取り上げますと内山から太宰府駅、それから都府楼前、大佐野、長浦台、吉松、都府楼前、市役所、西鉄太宰府駅、内山と、これ市内を一巡するような路線が何本か組まれております。そして、これも1日何回か行くような便数にもなっておりますが、これが必要だと思われるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 現行の中では確かに、いわゆる長い路線、内山から吉松あるいは大佐野まで行っているコースが何本かございます。これにつきましてもいろいろご意見、ご提言をいただいておりますので、コンパクトコースといいたしめようか、以前、福廣議員さんからもご提案をいただきましたような、地域循環型のコース、これらも今後の見直しの中で十分検討

したいというふうに思っております。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） それから、一昨年だったと思いますが、私ども鎌倉へ行政視察へ行ったときにですね、鎌倉市の観光名物が鶴岡八幡宮と鎌倉の大仏さんなんですね。この間がちょっと距離がありまして、時間的にバスで二、三十分かかったと思いますけど、ここをですね、定期的にピストン輸送しているんですね。それで、太宰府市の場合も、先ほども安部陽議員の方からありましたように、国博、天満宮、それから水城跡までですね、これを何とか観光ルートとして、観光バスとして何とか独立させるような、独立まではなくても観光客向けのルートとして一つの路線として考えていただいて。そして、鎌倉の場合は、本市の場合ちょっとまだ財政的に無理かと思えますけど、ちょっとレトロ的な、ちょっと豪華なですね、バスを仕立ててですね、本当にそれで運行されておりました。あ、これはいいなあと、太宰府市もぜひ国博、政庁跡、それから水城跡までの便をですね、それで運行したらいいなあとというふうに感じながら帰ってきたんですけども、そういう点についてはいかがでございましょうか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 観光コースに対するまほろば号の充実の関係ですけども、先ほど申し上げましたように、やはり観光客も博物館効果によりましてかなり増えておりますので、当然そうした視点も持ちながら、この観光コースの充実と言いましょうか、十分努力はしていきたいというふうに思います。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） それから、先ほど長いコースについての見直しもお願いしておりますが、それと今度はそれを短く切りますとですね、今度は仮に西の方から都府楼駅前までで路線を切った場合に、市役所へ来るのに便利が悪いというなことで、ほかの市とか西鉄バス自身も乗り継ぎ制度というのを取り入れているようでございますが、一回乗って都府楼で、西の方から来て都府楼駅前でおいて、それから市役所へ来るというのですね、一回おいて、そこで料金払って、また市役所までの料金を払わなければいけないというと、1本で来れば100円で済むところが200円になるということで、これもですね、乗り継ぎ制度で何とか、その乗り継ぎであれば100円で行けるというような乗り継ぎ制度についてどんなでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） この乗り継ぎ制度につきましても、運行開始をいたしました平成10年当時からいろんな角度から検討はいたしておったわけです。ところが、やはり現実として、その乗り継ぎをするためにいろんな装置と言いましょうか、あるいはそういういろんな手続等がございます。私どももバス8台、運転手11名で毎日109便を走らせておるわけですから、できるだけ経費節減を含めながら、できるだけ利用していただくというふうな視点でいろんな角度から検討いたしております。当然、議員さんからご提案のこの乗り継ぎ制度につきましても十分視野に入れながらですね、今後も検討を続けていきたいというふうに思います。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） 乗り継ぎ制度についても十分検討していただきたいと思います。

それから、バスの便数、路線について見直しをいただいて、その中でですね、減便していく中で、バスの本数なんかも若干減ってきて、時間的に少しずつ余裕が出るような組み方をしていただいて、その分で高雄地区への乗り入れをお願いできないだろうか。高雄地区へ乗り入れするには、またバスを2台購入しないといかんとか、運転手さんをまた2人、3人新たに導入しなければいけないとかということで、2,000万円、3,000万円の新しい負担が生じるということ聞いておりますけども、そういう負担をかけないで高雄地区への乗り入れがですね、可能な方法をひとつぜひ検討していただきたい。そういう中でですね、その経費についてですけども、今各路線ごとの収益について出されているというか、そういうことをされているかどうか。別に数字はよろしゅうございますけれども、路線ごとの収益についての検討等はなされておられるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 現在6コース、つまり4路線、6コースを運行しておりますけども、これを1つずつのコースで集計というのをやっておりません、1台のバスが常に市内を循環しております。だから、どこからどこまでという集計はやっておりません。

それからいま一つ、高雄の新規路線開設の問題ですけども、昨年9月の議会に議員さんからいろんなご提案なり、ご意見をいただきました。その後、いろんな角度から検討いたしておりますけども、実は3月16日の日に高雄地区の関係区長さん、高雄、高雄台、それから梅ヶ丘、3人の区長さんに寄っていただいて、詰めの協議といいましょうか、先ほど市長が申しました指示を受けておりますけども、9月、10月、秋ごろをめどあるいは来年の春ぐらいをめどに、高雄地区をどうするのかという問題、もう詰めの段階に入っておりますので、それらを含めながらこの関係区長さんとの協議をするように予定しておりますので、それらを含めて高雄地区への問題については整理をしていきたいというふうに思います。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） 16日に説明会があるということでございますので、またその中でですね、地元への説明はしっかりしていただきたいと思います。

それから、先ほど路線ごとの収益についてちょっとお尋ねしましたけども、全体で年間に1億4,000万円、5,000万円の運行経費がかかると、その中で運行収益が四、五千万円というようなことで、あと補助金を出しているというのが現状でございますけども、これをですね、原価計算意識を持つためにも、今の運行コース6コースの中で見ていきますと、これではとてもそういう路線ごとの、コースごとの経費の算出は難しいような、各コースで重複しながら運行しているコースがたくさんありますのでなかなか難しいですけども、今度ダイヤ改正をされる中で、やはり運行コースをある程度限定しながら、そして運行コースの中で収益がどのように上がってきているのか。やはり、そういう収支の計算ができるようなコースの組み方も一つあ

るんじゃないかなと、そして運行コースによって収益についてのしっかりした認識をいただければ、それぞれの路線について原価計算ができ、そしてその中で経費のかかり過ぎとか、そういう原価意識が生まれてくるんじゃないかなあと。やはり、大ざっぱでやっていきますと大ざっぱな中での考えになりますけど、小さくしていきますと小さい中での考え方ということで、今度は私どもの頭の中で考える場合にですね、やはり理解しやすくなってきて、そうしたらこんだけの経費がこんだけここでかかりよるので、ちょっとこれはかかり過ぎじゃないかというような、そうしたらそれに対してどういうふうな対策ができるかというようなことも考えられると思いますので、ひとつ路線についてのそういう原価意識を十分に持っていて、このまほろば号にかかる経費の削減に努力していただきたいと思います。これは要望としておきます。

以上でこの件につきましては終わります。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） それでは、続きまして高雄公園のご質問につきましてお答えを申し上げます。

高雄地区のまちづくりの大きな事業の一つでございます公園整備でございますが、第四次太宰府市総合計画の後期基本計画で高雄公園の早期供用開始を掲げておるところでございます。高雄地区のレクリエーションの拠点としまして住民の方々の協力をいただき、高雄公園につきましては地域の住民の皆さんと一緒に愛着を持たれるような公園づくりを行うことが大切だと考えております。

なお、詳細につきましては、また部長の方から必要であれば答弁をさせていただきます。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） 地元住民、利用者にとって、市民にとって愛着の持てるような公園をということでご答弁いただきましたけども、愛着を持った公園をつくるためには、市民の意見は聞かなくてもいいということでございましょうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） 前回の議会の中で1月ということでお答えしておりました、遅れましたことを大変申しわけなく思っておるところでございます。整備いたします公園につきましては、主な施設として多目的広場、それから散策路、それから駐車場、トイレ、そういうものを考えておるところでございます。それで、平成19年度の整備事業として実施計画、それから造成工事をいたす予定で、予算として5,000万円を計上しておるところでございます。現在、そのことで整備するに当たりまして問題点、課題点の整理、検討をいたしておるところでございます。できるだけ早く関係住民の方の声を聞くということに努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） できるだけ早く、予算組んで予算を実行する段階になってですね、今からできるだけ早く、もう時間、平成18年度もあと、今日を入れて16日しかございませんけども、その中で地元の方々の意見を聞いてですね、そしてそれを設計の中へ反映させようと、それで公園の建設ができるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） 今年度から来年にかけて地元の計画を聞いていこうという予定にいたしております。内部でも検討いたしておりますのは、1つはランニングコストでございまして、財政が本当に厳しい中、公園をつくって、それを維持管理をしていくということで、平成19年度の予算編成についても随分と維持管理費等が改めて、市域全体から見ても削ることが必要であるというような中で、絵にかいておりました高雄公園、そういうものをもっと整備あたりを削減する方向での整備ということで、改めてこれからどのくらいの費用がまた新たに高雄公園に毎年整備費として要るかということをお考えまして、本当にお約束しておったこと、遅れておりますけども、全体的な計画の中では遅れないように整備していきたいと、そういうふうに思っておりますので、本当に、先ほど言いましたけども、早い時期に話し合いをしたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） 地元では公園を今の財政状況でつくって、それだけの金をかけてもいいのかというような声も多数上がってきております。そういうことでですね、やはり公園をつくと、つくらなければならないというような状況にあるということであればですね、もっと早目に、概略計画ができた時点でも、そんなに詰めた計画ができてなくても、やはり地元にもちょっと話をするぐらいはされとってよかったんじゃないかなと思います。それで、今後高雄公園について計画どおりつくられるということでございますので、今部長の方からもお話しがありましたように、やはりランニングコストのかからない、そして市民に愛される公園をつくっていただきたいと思っております。これで私の質問を終わります。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

次に、13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

公明党太宰府市議団は、市政報告会を兼ねて今市民との語る会を実施いたしております。こうした中で様々な意見があるわけですが、子育て支援から財政問題まで様々なご意見、あるいはご要望また貴重なご提言等をいただいております。特に地域に関する要望が数多く出されました。その都度建設課や環境課など関係する所管課に要望を伝えまして、補修工事などの対応を迅速にさせていただき感謝をいたしているところです。しかし、すぐに対応できない難し

い諸課題も数多くあります。かといって、いつまでも放置をしておくわけにはいきません。そうした諸問題の解決策について市長のお考えをお聞きするものであります。

第1点は、五条交差点についてです。

このことについては執行部の方も十分に問題意識をお持ちのことを承知の上でお聞きをいたします。平成16年3月に県事業として拡幅工事がされました。その後、翌年10月に九州国立博物館がオープンをし、当初予測された入館者を大幅に超えました。私どもとしては、観光客がたくさん訪れてくれることは経済効果の波及が大きく歓迎することでもあります。しかし、一方では交通渋滞に拍車をかけるなど負の面もあらわれています。その象徴が、あるいは五条交差点ではないでしょうか。特に市役所方面から君畑方面への右折信号設置などの声が多く寄せられております。このようなことについてどのような認識を持ち、どのような解決策を考え、県に要望等をなされようとしているのか、市長のご所見をお聞かせください。

また、五条駅から五条駅入り口信号までの市道は、人通りや交通量が多い商店街であります。市民にとっても生活道路としても欠かせない道路でございますが、道幅も狭く歩道も一部ありません。たとえ歩道があったとしても歩道に車が乗り入れたり、事故が起こらないのが不思議なくらいです。市としてこのまま放置をしておくのか、それとも歩道整備など何らかの解決策を考えているのか、お聞かせください。

第2点は、昨年12月議会でも質問をいたしました、県道筑紫野・古賀線の4車線の拡幅工事であります。

答弁では、県が地元に対して計画説明があったとのことでした。しかし、周辺市民の多くは説明を聞いていませんでした。平成19年から平成24年までが第1期工事、その後も拡幅工事が続く予定であることをお聞きいたしました。かなり大がかりの工事になります。そうしたことから市民に対して、特に周辺住民に対しては十分なる説明が必要と考えます。県への要望等も含めて今後の説明会の見通し、あるいは予定についてお聞かせください。

第3点は、高雄地域についてお伺いをいたします。

高雄地域については様々な課題が山積しており、何回も質問をさせていただいています。その中で市長初め関係者の努力によって、家の前・今王線の開通や高雄中央通りの拡幅工事など、幾つか改善もなされてきております。今後とも高雄地域のまちづくりに努めていきたいと考えています。そこで、今回も幾つか質問をさせていただきます。

最初に、高雄公園の整備についてお伺いをいたします。

先ほども質問がありましたが、高雄公園については、平成19年度から整備に取りかかると伺っております。市民に喜ばれる公園ができることを期待いたしております。近隣住民からは高齢者等の健康生きがいがづくりとしてグラウンドゴルフやペタンク等ができる多目的広場も整備してほしいとの切実な声が寄せられています。今後住民の意見を聞かれるとのことですが、こうした要望にもこたえていただきたいと考えていますが、市長の所見をお聞かせください。

次に、高雄地域の道路の舗装、側溝整備についてお伺いをいたします。

道路の舗装、側溝整備については、市内全域にかかわることでもあります。予算のこともありますが、この地域については、私が初当選をした平成7年から住民の要望をお聞きしております。中でも高雄台の住民は、下水道工事が終わった後仮舗装のまま放置がしてある、本舗装をするようなことを言っていたが、いまだに放置がしてある。側溝も未整備のところが多いなど、市に対する不満は強いものがございました。私が今紹介した市民の声は12年前のことです。ところが、12年たった今でも改善の跡は見られず、そのまま放置をしてあるところがあちこちにあります。今後の見通しについてどのような計画をお持ちなのか、お聞かせください。

次に、高雄地域の防犯施設の設置についてお尋ねをいたします。

国は国家公務員の削減を打ち出していますが、安全・安心を重視して警察関係の人員のみは増員をいたしております。高雄地域の担当は、太宰府駅前の交番と聞いております。高雄地域にも駐在所か交番の設置を求める声もあります。市として必要性を考えているのか、こうした住民の声がありますが、県に要望等を出される考えがあるのか、お聞かせください。

次に、高雄地域に開設いたしました家の前・今王線の交差点についてお尋ねをします。

まほろば号を通す目的で新規に道路を開設いたしました。今は生活道路として使用され、とても多く利用されております。見通しのいいところではありますが、逆に事故を心配する声も多くあります。高雄中央通りも平成19年度末に全面的に拡幅をされる予定でございます。こうなればさらに車の量が増え、スピードを出す車等で事故の危険性はより高まってまいります。市はどのような認識をお持ちなのか、また信号設置などの対応策や何らかの危険防止策を考える必要があると思うが、市のお考えをお聞かせください。

第4点目は、高齢者等のアクセスの確保についてお尋ねをいたします。

まほろば号が市内を巡回していますが、利用をされている高齢者等には好評を得ています。しかし、道幅が狭くてまほろば号が通らない地域もございます。観世団地、連歌屋、万葉台などの地域は、坂が多く高齢者は幹線道路に出るのに大変苦勞をされています。家に閉じこもりになると認知症や病気になるペースが速くなり、介護保険や医療費の増加にもつながります。また、採算ベース等を考えると、まほろば号にこだわらないもっとコンパクトな車両、バスの導入が必要ではないかと考えます。今後、高齢者等の交通アクセスは今まで以上に求められてきますが、市長の所見を求めるものであります。

最後に、御笠川の整備についてお伺いをいたします。

通古賀等の区画整理とあわせて御笠川改修工事が着実に進んでいます。どのような新しいまちが形成されるのか、期待をしているところです。市役所裏の御笠川沿いの遊歩道は、春になると桜並木、秋にはコスモスの花と、市民の憩いの道になっています。昨年でしたか、新聞でも大きく報道されました。通古賀の御笠川改修工事に合わせて桜等の植樹がなされ、市役所裏の遊歩道と同じように市民の憩いの場所を望まれている方もいます。市長のお考えをお聞かせください。あとは自席にて再質問をさせていただきます。

○議長（村山弘行議員） ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（佐藤善郎） ただいま清水議員から市政各般にございましたが、まず五条駅周辺の整備についてでございますが、市民を初め学生の往来が多く、当市の重要な拠点の一つでございます。信号あるいは道路整備だけではなく、駅前の広場の公益的な面での整備が必要じゃないかと考えておるところでございます。今後十分調査研究を行っていきたいと思っておる次第でございます。

なお、周辺整備、具体的な問題につきまして詳細は、担当部長より説明をさせます。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） ご質問についてご回答申し上げます。

五条信号より五条駅入り口信号までを、平成15年度県事業により車線の拡幅及び歩道の整備がされたところでございます。右折信号につきましても県那珂土木事務所と筑紫野警察署と協議、調整されたところでございますが、五条駅入り口信号との区間が近く設置できないということございました。

次に、五条駅までの歩道の整備につきましては、平成13年度五条駅前通り道路予備設計をいたしたところでございますが、五条駅入り口の交差点が変則交差点であることや、道路拡幅につきましても用地費及び補償費が高額になるところでございます。五条駅周辺は市役所、中央公民館、観世音寺等の施設がございまして、まほろば号の拠点として、市民、観光客、学生の往来の多いところでございますので、市にとりまして、先ほど市長が言いましたように重要な地域でありますことから総合的な計画を今後整備、検討してまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 次に、県道筑紫野・古賀線の拡幅事業についてご回答申し上げます。

県道筑紫野・古賀線でございますけれども、筑紫野市を起点といたしまして、古賀市に至る全長約33kmの主要地方道でございます。国道3号線のバイパス的な機能を有するものであると思っております。沿線には大規模な流通施設がございまして、貨物車両の増加、さらには大型の商業施設が進出いたしまして通行量も増加するなど、交通需要というのは今後ますます増大していくものと考えております。このことから、全区間にわたりまして県事業として4車線に整備改良等が始められ、現在順次整備が進められておるところでございます。

太宰府地区の整備につきましては、担当部長より詳細について説明をさせます。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） ご回答申し上げます。

県道筑紫野・古賀線は、平成18年7月31日筑紫野市吉木地域が完成いたしまして、延長3万2,960mが全線開通したところでございます。そのことから本年度県那珂土木事務所より、宇美町境から松川ダム、太宰府大橋前の交差点まで延長2,200mの道路改良工事が計画されたところであります。その概要は、現況幅約12mの2車線を3.5mの両歩道を含む23.25mの4車線にするもので、平成18年度に測量設計、平成19年度から平成21年度3カ年で用地協議、用地買収、平成22年度から平成24年までの3カ年の工事で、7年間の計画年度で実施したいということとございました。そのために平成18年の8月22日、23日に北谷区、松川区の役員の皆さんに、それから9月7日、8日に地権者への説明会を開催いたしまして、事業概要と今後のスケジュールに合わせて、測量の立ち入りについて了解を得たところでございます。そのようなことから、市といたしましても県那珂土木事務所と道路計画案について、地権者はもちろんのこと、地元関係者の理解が得れる内容となるよう協議いたしまして、道路が確定する、そのときになりましたら工事前に地域住民の皆さんに十分なる説明をいたしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 次に、高雄地域のまちづくりについてでございます。ご回答申し上げます。

昨年の3月に家の前・今王線が開通いたしまして、今後ますます利用者が多くなると思っております。現在は、高雄中央通り線を整備中でございますが、また平成19年度からは高雄公園を整備することといたしておるところでございます。このことは、第四次太宰府市総合計画後期基本計画に沿いまして、順次整備いたしておるところでございます。

また、市民の安全・安心を確保するために交番の担う役割は重要である認識いたしておりますが、ご質問の件につきましては検討いたし、できるだけ対応いたしてまいるところでございます。

なお、その計画等につきましては、担当部長から説明を申し上げます。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） ご回答申し上げます。

1点目の高雄公園につきましては、今回整備する主要な施設につきましては、多目的広場、散策路、駐車場、トイレと考えておるところでございます。

ご質問のグラウンドゴルフにつきましては、計画にあります多目的広場を利用していただくことが可能ではないかと考えておるところでございます。

続きまして、2点目、道路舗装、側溝の整備につきましては、初期に造成された住宅団地で道路狭小でふたのない側溝の道路につきましては、計画的にふたつき側溝にかえ、同時に舗装の改良を行ってまいったところでございますが、平成15年の災害以降、市の予算が緊迫いた

し、現在は破損箇所の補修の予算となっておるところでございます。今後、予算の確保に努めまして、順次道路の整備、側溝の改良に努めてまいりたいと思っております。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 3点目の駐在所及び交番につきましては、現在市内には太宰府交番と水城交番の2カ所が設置されております。これらの施設は、警察署の下部組織で地域住民の相談に乗ったり、様々な事件に現場で即対応できる体制がとられているもので、市民の安全と安心を守るためにはなくてはならない施設であると認識いたしております。

なお、平成15年8月には駐在所や交番の再編が行われまして、人員の配置やミニパトロールカーを配置するなど、機動力の強化が図られております。これらのことから交番の新設については、予算や人員配置の問題等もあり難しい状況のようでございます。しかしながら、交番の設置要望の件につきましては、地元関係者と協議いたしまして、関係機関に伝えていきたいと考えております。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） 昨年度開通いたしました家の前・今王線と高雄中央通り線の交差点につきましては、信号機設置の申請をいたしております、現地立ち会いをいたしておるところでございます。高雄中央通り線が現在拡幅工事中でございます、高雄中央通り線の工事完了後、再度筑紫野警察署と立ち会いをすることになっておりますので、これからも強く設置を要望してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 高齢者等の交通アクセスの確保についてのご質問でございますが、新たな交通システムの導入についてのご提案がございました。まほろば号にかわるコンパクトバス、これは仮称でございますが、導入につきましては運行経費あるいは利用者数等を含めた費用対効果などの調査研究を行ってまいりたいと思っております。

なお、詳細につきましては部長から答弁をさせます。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） ご提案のコンパクトバスの導入の件でございますけれども、先ほどの関係議員さんからのご質問に関係もするんですけども、現在のまほろば号、この現在の運行を全面的な見直しを行いたいと思っておりますので、まずこれらを優先しながら今後の検討というふうにしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 御笠川の整備の点につきましてお答え申し上げます。

ご質問の地域は、御笠川改修に伴いまして、本市では国の都市再生事業によりまして民間施行の区画整理事業を援助いたしまして、市街化区域への都市計画決定をいたしまして、まちづ

くりを行っておるところでございます。ご質問の御笠川沿いあるいは周辺の植樹につきましては、県と十分協議をいたしてまいりたいと考えております。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 多岐にわたっての質問でございます。時間が限られておりますので、一括答弁をしていただきました。これは、本当に様々な形の中で市民の方、いろんな意見はあるわけですが、やはりこれは議会で取り上げる必要があるのではないかと、こういう思いでちょっと項目が多くなりましたけども、質問をさせていただいたところでございます。

そこでまず、五条駅の交差点についてご答弁をいただきました。

まず、先ほどの答弁では五条駅入り口の信号との関係で右折信号は無理だと、こういうことで警察と那珂土木との協議でそうなったと。あそこには交差点があるわけですが、道路そのもの自体、要するに、右折の幅を確保しないと右折信号の設置は難しいということですが、あの交差点の道路そのもの自体は右折信号ができる状況を整えていると、五条駅の入り口信号は、何とか改良できればこの拡幅とかという必要はないですよと、そういう認識でよろしいわけですね。あくまでも五条駅入り口の信号だと、そういう形で思ってよろしいんですかね。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 改良工事をいたしますときに、梅大路の方から来る道路、それと観世音寺の方から来る道路の中心線、こういうところがあっていないということで、そういうところも改良して、現在での形になっておったということでございます。それで、以前にもそういう質問がございましたので、那珂土木事務所の方と協議いたしましたら、やはり五条駅入り口が五条の交差点と余りに近いために信号機、そういう右折の信号を出すということで、現在でも使えるのに出してもいけないという状況が発生するというので、現在のところできないという回答でございました。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） まず、確かにそういう問題があってもいけないんだらうと思うんですね。そこで、いろんな形で非常に、私もそれは十分承知しているわけですが、できないということではあるわけですが、これは何とかせないかんという問題ですね、心臓部ですから。要するに、五条駅の入り口の信号が問題であれば、ここを何かしなくちゃいけないという形になってくると思うんですが、その辺の市としてこの信号、五条交差点の信号との兼ね合いの問題、これを解決しなきゃいけないということになってくるわけです。その辺について、先ほど市長は総合的という話もあったんですが、五条駅周辺という形もあるわけですけど、その辺も含めて今後やっぱりそこを何らかの形で改良、要するに改良か何かしないと、この五条交差点の右折信号、要するにこんな形は難しいということで、その辺は認識されて、市としてやっぱり何とかしようという思いはあるのかどうかですね。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） 話がちょっとまた、それるということはないんですけども、五条駅の今の駅前広場、まほろばが回転しておりますけども、それを筑紫野・古賀線に今度バスを出すというような計画を今回随分検討する中で、やはりそれを踏切、それからバスの発着ができるのかということで、あわせて先ほど五条駅入り口の交差点も含めて、あそこが斜めに駅から交差しておりますので、短大通りから来る道路、そういうものも含めて抜本的に改良しないと、基本的に五条駅入り口から、また変則にどんかん道というところに行っておりますけども、あそこを基本的に直角になるような交差点、そういうものを整理していかないと今のところ扱えないということで、筑紫野警察署の方もそこのところが解決しない限り、抜本的な道路の渋滞、そういうものの整理にはならないということ。また、改めて今回そういう指摘もございましたので、先ほど市長が答えましたように本当に調査研究して、この道路法線なら、道路信号機設置ならできるところを、ひとつつくり出していかないかんというふうに考えて、今はそれをいつと言うことはできませんけども、近い将来調査、検討していきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） あわせてあそこの五条駅入り口から五条駅まで行くあの道路ですね、狭い、そして歩道がない、セットバックしてもらおうかどうか、ほかの方法のことも考えなくちゃいけないということになるわけですが、すぐ簡単に、はいというわけにはいかんと思いますけども、その辺も含めて調査研究をするということによろしいですかね。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） そうなるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） これは、第四次の総合計画の中には盛り込まれておりませんが、それをやるとなれば、その五次の総合計画に入るのか、それとも新たな形での、市としてのこの計画という形になるのか。その辺のところをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） そういう事業をやるということになれば、やはりその財源の問題と、それからもちろん国の補助事業、そういうものを、メニューを選択してするということになると思います。それで、調査研究してそういうものが決まりましたら、次期の総合計画あるいはどうしても取っかかりが、タイミングというものがございますから、そこは、先ほど言いましたまちづくりの重要な拠点というようなこともご理解いただいて、そういうタイミングで進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） それで、五条駅入り口の問題が、これはちょっと遠い話になるんです

が、なったとしても、一応解決したとしても、じゃ実際にそこでこの交通渋滞が解消できるかという問題もあるわけですね。恐らくいろんな問題があって、そう簡単に五条駅のあれが整備できて右折信号ができたからということで、交通渋滞が解消するとは思わないんですが、市の方としてですね、いろんな、様々な交通渋滞を解消するために、私はこの五条の交差点が一つの大きなシンボルと思っているんですが、ここがスムーズにいくようにするためにはどうしたらいいかという問題もあるわけですね。言うならば、たくさん観光客がお見えになる時期もあるし、そういう対応等もしていかなくちゃいけないんですが、問題は一つ、県の方に要望等も出しておられますが、一つはやはり駐車場が不足しているという問題があるろうと。総合計画の中には、まず県に要望を出されている問題として、国立博物館に700台分ぐらいの駐車場を確保していただきたいということで、九州国立博物館の設置に向けての要望書の中にあるわけですが、現実的には九州国立博物館には215台、そして大型バスが9台、こういう形になっております。

総合計画の中には新たな観光用駐車場の整備という形があるわけですので、この要望書あるいはこの後期基本計画を策定した段階と国立博物館がオープンした、要するに平成16年の国博がオープンする前は、3年間で約60万人ぐらいじゃないかという予測を見ておられますね。その辺で駐車場が2,000台ぐらいしかないという認識の中で、七、八百台ぐらいが不足しているということで、国博が200台ぐらいを確保したわけですが、市として今どの程度この駐車場が新たに必要と考えているのか。要するに、国博がオープンしてですね、その辺のところ、この辺の問題とリンクしているわけですね、五条の交差点の問題の交通渋滞を解消するためには。そういう意味において、いろんな形で五条駅の周辺を整備したとしても、駐車場が不足していけば同じようなことが起きるとということで、この総合計画にある、何台ぐらい大体不足しているか、その対応策についてどのように考えておられるかということも、ちょっとあわせてお聞きしときたいなと思っています。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 駐車場の整備につきましてですけども、ご承知のとおり、今現在の駐車場といいますのが天満宮が1,500台あるいは個人で、いわゆる民営でされているのが700台前後と、博物館が230台、これが今通常きちとした駐車場としての状況なんですけども、合わせますと約2,400台でございます。例の国立博物館の開館時相当な渋滞を起こしまして、いろんな臨時駐車場あるいはパーク・アンド・ライド方式をやりました。一番最高時で5,100台を確保いたしました。この数字が本当に正しいかというのが非常にまだ難しい問題でございます。まだまだ不足という判断はいたしております。しかしながら、市行政だけでこれだけの駐車場の整備というのは限界がございますので、今後ともそういう民間あるいは関係機関等も調整しながら、できるだけ多くの駐車場の確保については努力をしていきたいというふうには思っております。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 五条駅の交差点の解消に関しては、交通渋滞の問題、駐車場の確保、それから新たな交通アクセスの問題、様々な問題が膨らんでおりますので、またこれは追って時間をかけてじっくりと質問をしていきたいと思っております。

第2点目に入りますけども、先ほどの県道筑紫野・古賀線の問題で、その住民に説明をしていきたいということで、工事着工前というご答弁をされました。当面は地権者と役員関係に対しての説明であるということですが、もう少し繰り上げて、工事着工前となってくると、平成22年から工事に着工するという形になるわけですが、いざ着工するようになってきたときに大きな問題が起きて困るわけでございますので、ある程度計画がなされておれば、どの程度かわかりませんが、やはりきちっと事前に説明をしておく、早目に説明をしておく必要があるんじゃないかと、こういうぐあいに考えているわけですが、この辺のもう少しの早目の説明というのはできないんですかね。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） できるだけそういう対応をしてみたいというふうに思っておりますが、まだ今地権者段階の協議でございまして、地権者の了解を得て、測量が終わりますと大体それで法線等が確定いたしますので、その時期には、県の協議も必要かと思っておりますが、できるかなというふうに思っております。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 今の県道筑紫野・古賀線が新たに開通するときにも、住民の方々が大変な不安というですかね、そういうことを感じられて、かなりの反対運動も起きたという話も聞いておりますので、そういうことがないように、できるだけ早目にですね、説明をしていただきたいと、これは要望をさせていただきたいと思っております。

高雄公園に関しましては、グラウンドゴルフあるいはペタンクが今の多目的広場で使えるんじゃないかということで、可能であるということのご答弁をいただきましたので、ここはその部分で納得をさせていただいております。

それで、高雄地域、これは市内全域の予算の確保に努めていきたいということで、ここだけの問題じゃありません。要するに、舗装の問題あるいは側溝の問題というのは一番要望等が強いわけですが、下水道工事が終わった後、昔の話ですが、その本舗装をするためにお金が上下水道の方から市の方に来て、本舗装をしなくちゃいけなかったんですが、それらあわせた形の中で、その本舗装だけでなく側溝整備とあわせてやっていったので、なかなかそういう意味で全部ができなかったという問題があるわけですね。そこで、仮舗装で終わっているわけですが、この部分に関しまして随分期間が長くなってきて、見てみますとあちこちあちこち、やっぱり補修しなくちゃいけないところがたくさん出てきよるわけですが、これは大体どの辺までもつんですかね。車の交通量の問題だとか様々あるわけですが、私が聞いたのが12年前の話で、その前の話なんです。これをいつまでも放置しといていいのかなという思いもするわけですが、大体仮舗装というのは大体どの程度まで許されるんですかね

え。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 家の前・今王線が開通しまして、特に高雄台の団地を意識してちょっと見るようになりまして、ステップワゴン車で行きますと、とにかく頭が揺れて、ちょっと悪いなあと、改めてちょっと思ったところでございます。先ほどおっしゃいますように、本当にそういうバスが通るからするというわけじゃございませんけども、本当に通すならせないかんところだなあとということで、特にバスの幹線道路とかはですね、していかないかんという状態は認識しておりますけども、先ほど言いましたようなことで、以前につきましては順次特別予算枠でそういう側溝とか、そういうものやっていくというようなこと、市土木でも割かし潤沢な予算がありましたのでですね、そういうところでやってきたということでございますけども、そういう時代じゃなくなってきたということでございます。どうするかといえば、そういう予算をとって極力努めるという回答しかございませんけども、そういうものは認識いたしておりますので、できるだけ努力してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 家の前・今王線が開通しましてですね、今高雄中央通りの工事をやっています。あそこのひまわり台かどっかに資材置き場か何かが、青山の、太宰府高校からちょっとのぼったところに資材置き場というか道路、山みたいなのがあって、今山が削られてなっているわけですけど。非常に交通量が多くなってきてましてですね、途中までは舗装してあるような感じがするんですが、部長おっしゃいますように、まほろば号が通る通らないは別にしてですね、あの大きな幹線道路の部分に関してはですね、やはり早急にやる必要があるんじゃないかなと、車の量も多くなりましたし、家の振動等もあるということもあります。まほろば号がさらに通るようになれば、そういう問題も起きてくるわけですが。五条の交差点から天満宮の駐車場に向かうところを本舗装されましたね、舗装というか、あれは去年の12月にしていただきまして、あれは周辺住民の方々は、あの舗装をするだけでかなり振動がやわらかくなったということで非常に好評なんですね。あれは、地方道路臨時整備交付金を活用して、お使いになったということでございますので、予算の確保という問題もあるかと思いますが、市単独では難しいかもわかりませんが、そういった知恵を使いながらですね、やっぱり早急にあの部分だけでもやる必要があるんじゃないかなという感じを持っているわけですけど、そういうお金は出てこないんですかねえ。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 努力していきたいということでございます。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） それは、今先ほど信号の問題ですが、家の前・今王線、これ警察立ち会いということで、要するに信号を設置する方向で警察とやりとりをしているという答弁かなと思ったんですが、ちょっとその確認の意味で。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） そのとおりでございます。ただ、いつつくということについては、お約束できないということでございます。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 交番等の新たな設置というのは、非常に予算上難しいというご答弁がございました。しかし、部長の方からは地元関係者と協議をして、そういうことで必要であれば県の方にも伝えていきたいというご答弁でございましたので、よろしくお願いをしたいと思っております。

4点目の高齢者等のアクセスについてですが、当面はまほろば号でやっていくということの問題があります。先ほどからまほろば号に関する採算性の問題等も言われてきております。そういうことで市民の声の中で、結構ですね、必ずしも採算の問題からいったときに乗車客が非常に少ない部分もあるし、やはりもう少しそういったコンパクトの車両であれば結構狭い道等も入っていけるのではないかとということで、お金の使い方の問題ですね、予算の使い方の問題ですが、そういったことも視野に入れて、要は市民が快適にこの交通アクセスを使っていくという形が大事でございまして、この辺のことも視野に入れながら、このまほろば号の見直しをやるにしてもやっていっていいんじゃないかというような声もあるわけですね。福祉バスのなものなのか、ミニバスなのか、そういうこともあるわけですが、今後費用対効果という問題と、そういった高齢者等の交通アクセスの確保と、こういった点から言っていくときに、その辺のところも視野に入れて、まほろば号も含めた形の中で検討をしていく必要があるんじゃないかなと、こういう思いをしているわけですが。先ほどは、当面はまほろば号の全面的な見直しで、その後の検討事項だというご答弁でしたけども、今回間に合うかどうかわかりませんが、そういった声はかなり多くなっています。

私も改めて思うんですが、非常にやっぱり、男性も含めてかなり高齢者の方々が増えてきたなど、こういう感じをですね、肌で感じております。そういう中でですね、やっぱり医療費だとか介護保険だとか、そういう形がどんどんどんどん、認知症とか病気とか、特に介護保険が導入されて、家に閉じこもり、そういう形になってはいけないということで、いろんな施設等に連れていかれるようになって、そこでサービスを受けることによって、軽目の要支援だとか要介護1の方々の重度化が極めて大きくなってきたと、ひどくなってきたと、膨らんできたというような問題もありますので、こういった形でできるだけ多くの人たちが家に閉じこもりにならないためにもこういった今後の、ただ単にバスだけの問題じゃなくて、そういった部分も含めた形での検討というのも必要じゃないかなあと、私は感じるわけですよ、どうでしょうかね。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） このコミュニティバスを運行開始をいたしましたときの趣旨、目的というのがございます。清水議員さんにご質問なさってますとおり、この一つに高齢者の方々

あるいは体の不自由な方の一つの足となって、このバスを利用していただくという大きな目的がございます。今現在のまほろば号のこの路線と申しますのは、基本的には幹線道路を中心に日々109便を運行いたしております。ご提案の東観世団地あるいは連歌屋の部分あるいは万葉台というのがございますが、確かに数年前、例の市長と語る会、各小学校区を巡回して市長に直接意見をいただいた部分がございますが、そのときにもですね、この地域以外には国分台あるいは大佐野台、そしてつつじヶ丘のもう少し上の方と、いろんなところから細かくまほろば号の運行をお願いしたいという要望がありました。しかしながら、先ほどの質問にも関連しますが、やはり要望があったからすぐ走るといふわけにはなかなか、やはり採算性の問題、経費の問題がございますので、どうしても検討せざるを得ないわけです。当然ながらこういう高齢化が進む中であってですね、高齢の方々の足の確保というのは重要なことでございますので、いずれにしても今後市長が申しましたとおり、いろんな先進地もございます、調査研究をしながら新たな交通システムの導入については検討をしていくということを考えております。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 最後になります御笠川の整備事業につきまして、これは県の事業、区画整理等もありまして、県との協議をしていきたいということでございますので、ぜひ検討をしていただきたいということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時53分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 通告いたしております3項目について市長に回答を求めます。

初めに、太宰府市同和対策審議会の廃止を要求する質問項目です。

昭和51年7月5日、条例第458号に基づいて設置され、その間様々な同和対策事業に取り組んでまいりましたが、同和問題に関する特別措置法が平成14年に廃止され、暫定的な事業のみ実施されておりましたが、終結に向けた方針が明らかになり、あらゆる同和対策事業は廃止する、一般対策に移行すべきものとして、再三国、県からの通達等が行われておりますが、法的な根拠のない同和対策事業の総合的政策について審議する、その結果を市長に答申するとした条例は必要ないと思いますが、廃止をいつ行うのか、回答いただきたい。

島根県や福岡県でも廃止宣言が行われておりますが、この廃止に当たって、条例制定から今日まで31年間にわたって同和対策事業、ハード面、ソフト面、その間に太宰府市行政が一般財

源を初め補助事業等、対策事業に支出した市民の税金は大変な額でありますので、そういう税金を支出をし、同和対策事業を終結をさせる、こういう金額を明確に明らかにして、市民の理解を得る必要があります。ぜひ市長に同和対策終結宣言を含めた回答を求めます。

2項目めは、再三議会でも補助金等の問題になっている、かかわりがあります太宰府市人権センター条例や審議会の廃止を行う必要がありますので質問しますが、やはり、昭和63年12月20日、同和対策特別措置法に基づいて南隣保館、南児童館、南体育館の建設を行ってきましたが、運動団体はこの施設は解放センターと位置づけて、運動団体の拠点として使用してきたことは事実です。その後、人権という名のもとに人権センターとして、法律が終わった後平成17年に条例改正を行ってきました。特に問題点は第1条です。南隣保館や児童館が設置されている地域は、行政みずから同和地区を宣言していることです。部落差別をなくすべき自治体、議会が承認していることにもつながります。また、この条例がある限り、第3条に基づいて、解放運動団体の要求に基づき様々な事業、研究、実態調査、市民を対象とした同和問題の啓発、運動団体の自主的事业に対する育成事業の名のもとに補助金の支出根拠にもなっております。法的根拠がなくなり、第1条、第2条、第3条、第5条の廃止、見直しを要求します。人権問題は、同和問題だけではありません。この条例は、同和対策を基本にしておりますので、廃止、見直しを要求しますが、市長の回答を求めます。

最後の質問は、政府の定率減税半減、廃止、これによって保育料に大変な影響が与えられますし、また市民の負担にも大きな問題になっておりますが、特に保育料の引き上げをやめ、条例の改正を求める内容です。所得税の定率減税半減により、収入は増えないのに保育料が高くなる状況が発生します。夫婦で年間収入が380万円の収入しかない3歳未満児の保育料は現在月3万円、ところが定率減税の半減によって所得税が7万2,000円にもなり、保育料も月4万5,000円、1カ月当たり1万5,000円、年間17万円以上も負担増加になります。

厚生労働省が定率減税の半減による負担増に対して是正する通知を出しましたが、第4階層では6万4,000円未満を7万2,000円として月8,000円、また最高階層である第7階層では5万1,000円と市民税増税分の改正を通知いたしております。実際には定率減税半減による父母の負担は、特にこの第4階層、第5階層の方々に大きな保育料となることは明らかです。このような保育料について決定は内部決済で行われており、議会で議論や審議ができません。年間収入380万円の場合、給与控除後の所得は250万円であり、生活していくのが精いっぱいですが、年間の保育料が53万4,000円、給与収入の保育料は給与控除後の部分で見ますと21%になります。お二人のお子さんがおられるならば年間収入の27%を超える結果になります。月の収入20万8,000円、こういう状況では子育て支援どころか、より一層負担を押しつける結果になり、こういう状況では保育料の滞納増加につながると考えられますが、階層区分の改善を、条例や規則を見直し父母負担の軽減を行うことを求めますが、市長の回答を求めます。

再質問については自席で行います。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 太宰府市同和対策審議会の廃止に対するご要求の質問でございますが、ご承知のように平成18年12月28日付で福岡県同和対策調整課長からの平成19年度以降の同和対策事業の通知につきましては承知いたしております。本市では、市独自で同和問題に関する特別措置法が失効した平成14年を境にいたしまして同和対策事務事業評価検討会議を設置いたしまして、事業を廃止するもの、継続するもの、一般財源へ移行するものなど44の事業につきまして、その方針に沿った見直しを図っているところであります。

ご質問の同和対策審議会の廃止であります。同和対策審議会条例の中の審議会は、同和対策事業の総合的施策についての諮問機関として設置されておるところでございます。したがって、常時本審議会が設置されていることではなく、市長が審議を依頼し答申をいただきたいときに開催されるようになっておるところでございます。現時点では休止中であり、平成13年度に太宰府市民に対しまして、同和問題に関する市民意識調査を行ってきた結果が出ております。依然として結婚問題を初め、心理的差別意識は根強く残っているという結果が出ておるところでございます。地対財特法の失効によりまして、国の財政上の特別措置としての同和対策は終了いたしましたところでございますけれども、これが同和問題への取り組みを終了することを意味するところではないと考えておるところでございます。こうした残された課題につきましては一般施策を活用しながら、今後とも同和問題解決に向けた施策を推進していかなくてはなりません。このためにも同和対策事業の指針をいただくためにも、同和対策審議会は今後とも継続していく必要があるんじゃないかと判断いたしております。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今市長からですね、国や県の通達は理解しているということで、内部的には44の事業を見直し、そういう状況だが差別問題があるから、市長として今休止中だが必要だということですが、本来、国の法的通知や廃止が決定された、国でもないという形で総務省大臣官房地域改善対策室がはっきり言って同和対策は終結をしましたよと、国も一切解散をしますと、ただし暫定的な問題についていろいろ出してきたんですが、今年の福岡県の通達を見ますとですね、同和地区の保健対策事業は、早よ言えば市の行政と同じようにしなさいと、それから家庭支援推進保育事業、ただし保育料の減免など行っていますが、これも一般対策に移行しなさいと、それから同和対策事業、この推進を全廃、それから地区改善対策事業も廃止、それから地区道路整備事業も廃止、それから地域改善対策事業も下水道だけは平成14年から10年間は括弧つきで内部検討をしているようですが、特に子ども会、少年団体育成事業も一般対策、それから人権教育推進事業も一般対策移行、こういう通達が出されておまして、今市長が休止中だがということですが、福岡県では福津市が12月までで、これまでの事業をあれして審議회를解散、正式にしましたね。

県では完全に終結したというのが島根県ですが、福岡県もそういう状況の中で、こういう同和対策審議会を見ておまして市長が諮問する必要ないんじゃないかと思うんですが、まだ市長としては残しておく必要があると今答弁されたんですが、同和対策審議会の目的は、同和対

策事業の総合的施策に関することを市長に答申をするんです。事業がないのに審議会をいつまでも置いておく必要はないんじゃないでしょうか。だから、差別問題が出たときにその審議会に答申をしてやるとかというのは、また別な問題で法務局がありますから、だから明確にしないと、いつまでも引きずっていく方向になるんじゃないでしょうか。その辺はどうですか。

○議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 先ほどからるる県の方から出ております同和対策事業の調整課長からの連絡でございますが、現在ですね、県はですね、各市町村に関係のある補助事業中は検討中であるというふうな形になっております。その動向を見きわめながら、先ほど市長が答弁いたしました市独自の同和対策事務事業評価検討会議において、さらなる検討を加えていきたいというふうに思っております。

それから、この同和対策事業の、いわゆる地対財特法が切れまして、ご案内のとおり平成14年3月31日をもちまして失効をしたわけでございますが、その法の失効が即同和問題の終結という形にならないわけでございます。そうしたことから、私どもは平成13年11月に、今問題となっております太宰府市同和対策審議会に本市における同和対策のあり方と、まさに法が切れた後の同和対策のあり方について諮問をしたわけでございます。その審議会ではですね、我々が平成13年に実施をいたしました太宰府市同和問題実態調査の結果資料等をもとにですね、1年間に及びます慎重審議を経まして、平成14年11月に答申が出されたわけでございます。本市といたしましては、その答申を受けまして基本計画、太宰府市人権同和政策基本方針というものを平成15年3月につくりまして、いわゆる今るる出ております法切れ後の同和対策のあり方をどうするのかと、それを受けて平成16年1月には太宰府市人権同和政策の基本計画というものを策定をいたしまして進めているところでございます。

もう一点はですね、「21世紀・人が輝く太宰府のまちづくり」といたしまして、第四次の太宰府市の総合計画後期基本計画の中に、よくご存じとは存じますが、この後期の基本計画は平成18年度から平成22年度にかけましての総合的な課題を整理したものの方向性を出した部分だというふうに理解しておりますが、その中の38ページに、人権の尊重と同和対策の充実という形で平成18年度から平成22年度にかけまして基本方針としては云々という形を入れておりまして、計画の目標の中には5本の柱を立てて、それに向かって本問題の解決に努めていくという形になっておるわけでございます。そうしたものを、その解決をしていく段階で市長が本政策に関しますところの諮問をしたときの受け皿として本審議会が必要だというふうに理解しておりますので、引き続き本審議会につきましては継続して設置をする必要があるのではないかというふうに理解をしているわけでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） あなた方はね、国の法で何でも悪い法律が出たときはそのままあれですが、国がやめなさいと言ったら何とかかんとか口実をつけていますが、るる言いましたが、

それじゃ市民生活部長、あなたそこに審議会条例を持っていると思うんですが、第2条をちょっと読んでくれませんか、皆さんにわかるように。

○議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 太宰府市同和对策審議会条例、昭和51年7月5日、条例第458号。

第2条、所掌事務。審議会は市長の諮問に応じ、本市の同和对策事業の総合的施策について審議し、その結果を市長に答申するものとする。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 本市の同和对策事業の総合的施策、これを国がやめなさいという通達  
が平成13年1月26日に、こういう特別事業や特別対策を続けていくことは、差別解消に対して  
必ずしも有効でないという通達が来ている。だから、私が言っているのは、同和对策は審議会  
が必要ないからやめなさいと、あなた方は平成22年まで人権と同和を結びつけて行おうとして  
いるけど、人権は人権として守らなきゃならないことはわかりますが、同和对策は一般対策に  
移行しなさいという国の通達ですから、そして福岡県もそういういろんな部分でハードの面や  
ソフトの面もやはりある一定延長もし、解決していない部分についてもやってきた。太宰府市  
としても駆け込みで地区道路の改善事業もやってきた。ただし、今度はハード面について同和  
対策審議会で審議しなさいというふうにはなっていないでしょう。同和对策事業の、早よ言や  
同和对策審議会はもう必要ないんじゃないですか、太宰府市として200億円ぐらいのお金を使  
ってきたんですよ。そういう大変なお金を使ってきたことも市民に宣言をして、やはり終結宣  
言を全国的にも、福岡県内でもいろんな形でやられているんですが、太宰府はしないんですか  
という必要だ、同和对策は人権同和问题で必要だという考え方を先ほどから回答しているん  
ですが。もう少しやっぱり前向きに、慎重にね、法的根拠はなくなったんですから、事業とい  
うのは必要ないんですから、その辺でどうですかと言うと、あなた方はやはり必要だと言う。  
これ、今の読んでいただいた内容と矛盾しませんか。

○議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） いわゆる事業法的な特別な対策、るる運営手法が変わりまして今一  
番直近のやつが地対財特法と、いわゆる一般的には言われているものですが、それが先ほどか  
ら申し上げております平成14年、2002年の3月末をもって終了をしたわけでございます。先ほ  
どご回答申し上げました平成13年度に太宰府市の同和问题実態調査をやりましたところ、いろ  
いろな課題が出てきたわけでございます。そうした課題がある限り、それが同和问题解決の特  
別措置法の終結が終了を意味するものではないんだと。なぜならば、この同和问题の早期解決  
は、市民が相互に人権を尊重し合い、心豊かに暮らせるまちづくりの実現に欠かすことができ  
ない大切な地方自治の課題であるという形で、この今後の同和对策のあり方についての答申の  
中にもそうした形がうたってあるわけでございます。そこで、太宰府市といたしましては、先  
ほど申し上げているのは平成18年の総合計画の後期見直しの段階のときに、そういうものを総  
合的にしまして人権の尊重と同和对策の充実という形を総合計画の中に基本的な施策としてう

たっているわけでございます。その施策の進捗状況あるいは進め方、かれこれにおきましては先ほど出ております、それはまさに同和対策事業の総合的な施策だというふうに理解をしておりますので、そういうところでそこを諮問する機関がないという部分は、この本事業を展開していく上においては問題を生じるのではないかということで、本審議会は引き続き必要であるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 本当こう何かの理由をつけてやろうとしている。今あなたがお答えになったことは、次の項目の中の太宰府市人権同和問題啓発推進会という、こういう条例に基づいたものと事業と一緒にしているんですが。

じゃ、私がねこれ、ここでマル秘文書の確認書、解放同盟と、それから太宰府市と解放同盟と結んだ確認書、それから4市1町が結んだ確認書、赤字になっても部落解放同盟の言うままの事業をやるといふ、補助金についても部落解放同盟から要求されればいつまでも出すと、こんな確認書が明らかになって追及したら、解放同盟もびっくりして、これを破棄しますと言って、あなた方に言ってきたことがありますよね。このとおり30年間やられてきて、市の広報も一面割いて載せてきました。解放同盟が何か言ってくると、あなた方は解放同盟の立場に立っているんだけど、今国もそうですが、運動団体もそう、やっぱり部落差別問題は本当混住率も多くなって解決している中に、2項目めになるんだけど、太宰府市の隣保館や南体育館や児童館があるところは同和地区ですよというような内容にもなっているんですよ。だから、早く同和問題をね、解決させる。これが基本だけど、そういう立場に立たないとね、いつも私言うでしょう、私どもはあなた方に正しい行政をやってくださいと、あなた方もそれをやりたいと思うんだけど、そこにこういうものにしがみついておくから、いつまでも問題が起こるわけよ。

だからもう、ちょっと時間かかるけどね、内部的に、今日は井上さんが次の市長に立候補されるからあれですが、以前は同和問題をよく助役さんと私と論議してね、平成19年度までにある一定のめどをつけたいと、もうね平成20年度には予算措置は対応しませんよというような話も、過去の記録を見たらあったんですが、今ここでね、あなたとね、部長とあれしてんだけど、市長、もうあなた今限りですが、これはやっぱりもう少しね内部的に引き継いで、これをどうするかはですね、新しい市長さんも生まれるんですけど、12年間この問題、市長として携わってきたんだけど、この条例をなくさないことには次に進みませんよ。同和問題というのは完全に国がやめなさいと行って、それからまた7年もやってきた。また、これからずっとやろうというのはちょっと問題ですが、もう少し見直す余地はないんでしょうか。市長、最後まで私時間ありませんから。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 太宰府市の同和問題でございますが、今ご質問になった、また先ほど回答したように、特例法は廃止になったわけでございますが、その後残された同和問題が全面的に解

決したというような事態にはなっておりません。したがって、本市といたしましては条例の制定と、いわゆる同和問題については重点事業として今日まで取り組んできております。残された課題というのは、具体的には平成13年度のこの実態調査によっても、なおいろんな形で差別問題等が残っておるといふ報告がございます。

また、具体的な事業につきましては、先ほど申しましたように、同和問題、ここには同和对策事業、事務事業の評価検討会議、本当に真剣に取り組んで44事業の見直しを図っております。これを具体的な、できるだけ早く一般行政として取り組むべきだと、その基本方針には変わりはないところでございます。

また、全体的な補助金等の問題につきましては、4市1町との問題もございしますが、本市といたしましては、ご指摘のように一日も早く同和行政から人権同和問題として基本的な行政施策を一般行政に早く移行するというには変わりはありません。今なお審議会の廃止につきましては、そのもろもろを含めて審議会等の存在は、今ゼロにするわけにはいかないということで、先ほど答弁したとおりでございます。

(19番武藤哲志議員「1番終わります」と呼ぶ)

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 2番目でございますが、人権センター条例等につきまして、運営審議会の見直し等のご質問でございました。

厚生労働省でございますが、平成14年4月1日に新たな隣保館設置運営要綱を施行したところでございます。以前の平成9年に施行いたしました隣保館の設置及び運営については廃止されました。内容等の一部修正の上、新たに施行されたものでございます。新たな隣保館設置運営要綱でございますが、平成14年3月31日に地対財特法が失効し、直後に施行されたものでありまして、隣保館は社会福祉法に基づく隣保事業を実施する施設としてきたところでありますが、さらなる事業の推進を図るためのものでございまして、さらには隣保館は地域における生活上の課題解決に向けた地域福祉の推進なり、あるいは様々な人権問題の解決、各種事業など、その期待される役割はこれまで以上に大きなものとなっているのが実態でございます。したがって、本市の人権センター条例でございますが、厚生労働省が示しております隣保館設置運営要綱に基づきまして、1つ、基本事業、2つ、特別業務の内容を市の人権センター事業としてうたっておるものでございます。したがって、本市人権センターは、厚生労働省の隣保館設置運営要綱に沿って事業を実施しているところでございます。こうしたことから、人権センターを今後も継続して適切に運営していく以上は、運営審議会は不可欠のものでありますので、人権センター条例第5条の運営審議会の見直しや廃止は、現在のところ考えておりません。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 隣保館の問題についても国の通達があつてですね、隣保館というのは同和地区部分じゃなくて一般対策というか地域に広げなさいということで、以前も質問したこ

とがあるんですが、やっぱり私にも責任があると思うんですね。議会もやはりこれは考えなきゃいけないと思うんですが、第1条の中に、本当に太宰府市がね同和地区を宣言しているんですよ。こんな内容は、やっぱ改めなきゃいけませんよね。見ますとね、第1条に、平成7年条例38号第2条の規定に基づき、歴史的社会的理由により、生活環境等の安定向上を図る必要がある地域及びその周辺地域の住民に対して、生活の改善及び向上を図る社会福祉施設推進とこうなるとる。やはり、隣保館、児童館や南体育館とか、こういう施設が歴史的社会的理由によりというのは、そこが問題なんですよ。人権と、それから人権条例の中に歴史的社会的というのは同和問題と結びつけてくるんですが、こういうものがまず一個入っている。ここは、やはり太宰府市が隣保館があるところ、児童館があるところは同和地区ですよと、こういうふうになるんじゃないでしょうかね。

それから、さっき言いました毎年固定資産税の減免の問題だとか保育料の、早よ言えば減免を30%しているとか、普通の人は65歳にならないと年金がもらえないのに60歳から月5,000円とか、乳幼児は5歳までとか、介護も健康保険もですね、3割負担分は市の方に領収書を持ってくれば、その分だけは返してくれるという無料になっている内容が、この第3条のですね、中にたくさんありますが、こういう自主的活動だとか、社会福祉保健事業だとかですね、運動団体に対する補助金とか、これがあるためにやはり出さざるを得ないようにもなるんじゃないかと思うんですよ。

だから、国や県もやめなさい、一般対策に移行しなさいという中に太宰府市人権センター条例として同和地区を行政も議会も認め、そしてお金を出す根拠になる第3条がありですね、そしてそのために、さっきに戻りますが、同和対策事業の関係で第5条で、運営協議会を開いたりいろんな問題をしてですね、やはり同和問題をどう解決していくかという、人権はこっち側に置いてしまう、こんな状況になる可能性が強いんですが、あくまでも必要であり、するということですが、ここの見直しや廃止は全く必要ないんですか。

○議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） ご案内のように、隣保館もいろんな変遷を経まして現在参りまして、先ほどる議員の方からご指摘されているような、人権センター条例という形の中で一定の整理をしたということになっております。これのいわゆる、先ほどからる地対財特法後の、法切れ後の法的な部分の根拠法という部分が平成12年11月29日に制定されて、平成12年12月6日に施行されました人権教育及び人権啓発の推進に関する法律というのが、議員さんよくご案内と思いますが、そういう法律が施行されたわけでございます。その目的の中に、この法律は人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、その次ですね、社会的身分、門地、人種、信条云々という形に記されているわけで、まさにこれは、「社会的身分」という部分がご指摘の部分に当たるのではないかなというふうに思っているところでございます。

それから、第3条と、いわゆる運動団体への補助金の、これが第3条が根拠になっているんじゃないかということですが、先ほど市長がるる申し上げておりますように、法が切



れた後に隣保館の要綱ができたということでございます。平成14年4月1日から施行されたということでございます。

そうしたことを受けますと、そのるるご心配されているような第3条の1号から10号に該当する、しない云々が運動団体の補助金、多い少ないという形にはつながってこないと、別問題であるというふうに理解をしております。

人権センターは、今はいわゆる周辺住民を含めまして、人権福祉のコミュニティセンターとしての役割を持たせるべく鋭意今努力をしているところでございまして、その人権センターのそうした今後の運営のあり方、かれこれを市長の方で考えていく上におきましては、受け皿となります、諮問機関であります人権センター運営審議会は必要であるというところをしておるということでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） その関係がないというけどね、財団法人の人権教育啓発推進センター、またその人権条例について、もう再三国会にね、どうするのかということで審議をもう6年、いまだにまだ国会の審議の場には上がらない、意見が分かれていて、まだ人権という問題は国会でもまだ決められていない、解放同盟から再三要求があって出されているんですが。

ただね、私もこれ見ておってね、今さっき言われた門地とかというのは、人間平等なんですよ。だから、平等ということだけど、ここの中について、あなたはその中の社会的というやつをあったからここに入っているということだけど、やっぱりこの表現は余り好ましくないですよ。だから、やはりこの内容を変えるのと、それから、私どもやっぱり議会でこれをいつも審議しよってもね、それなりに見直してもしていきたいという努力は私は評価します。毎年ね、私がいつも質問しますし、大変見直しもしていただいて、今運動団体関係については2,000万円近くの補助金も支部一本にしてみたり、いろいろ努力はしていただいていることは評価しますが、この中に、やはり1条から10条までありましてね、保健師さんを派遣するような部分から、自主活動の育成からですね、クラブ活動からレクリエーションから教養文化活動、そういう事業までね、ずうっと入っているんですよ。それが、やっぱり運動団体の補助金の中にびしっと決算の中に出てくるわけですよ。

だから、この人権センターと解放運動と解放運動団体とのかかわりが横と縦とでつながってくるんで、やはりこれも将来見直しを行うこととね、やはり法律がなくなった以上も、それから廃止されて、暫定的なものもあって6年経過しようとしている。県としても知事の答弁や対策部では、もう一切終了しますと、あらゆる同和対策事業については、もう完全に終結宣言を各自治体にお願ひせざるを得ないというのが国や県の考え方ですが、総合的に同和問題のかかわるいろんな部分については、一つの大きな課題ですがね、内部検討を市長ぜひですね、担当部課、縦と横のつながりがこの同和問題は必ず、今は先ほど社会福祉法という問題がありましたが、教育法にもかかわりがありまして、一度内部で再度、何回か検討をされたようなことが

あるようですが、もう一度完全に県からの通達が来てますし、こういう人権センター条例の見直しも指示もしていただくことはできませんか。私、1項目ずつに大体20分ずつということで質問を通告しております。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 先ほど申し上げましたように、本市の総合計画後期基本計画におきましても、この人権問題については大きな柱として行政を進めてきたところでございまして、ただいまいろいろご指摘がございましたものに、今後の同和行政のあり方につきましては、地対財特法の廃止以来、事業の見直し等々についてはいろんな形で検討を進めてきたところでございます。

また、今後の同和行政のあり方につきましては、またご指摘のコミュニティセンターとしての隣保館のあり方等々につきましては、なお今後十分内部的な検討はもちろんでございますが、本市の人権同和行政を進めていく上からも、いろいろその時点、時点での見直しは行っていかなくちゃならないと考えております。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） できればですね、名称を変えるとかですね、そういう方向、一般、だれでもが使えるようにするとかですね、私は予算の資料要求を出しておりますね、この南隣保館や南児童館や、それから体育館やデイサービスですか、これについて私が資料要求を出したところ、現在資料が出ておりますが、やはり社会福祉法人みらいというところにですね、委託をしております。そして、委託の内容は、この条例に基づいてやっているという状況でしてはいますが、こういう委託をやっている、それじゃだれでもが使えるかという、そうならない問題もあるようですね。だから、やはり公共施設ですから、南隣保館や児童館を一だれでもが使えるようなオープンなものにする必要があると思いますし、今後の大きな課題です。また、できれば次の選挙を何とか通りたいと思っておりますが、通ればまたこれを引き続きですね、やらせていただきたいというふうに。一遍で何もかんも言う、次質問するとき困るので、少しやっぱ火種を残しておきたいというふうに考えておりますので、3点目の回答を求めたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 3点目の保育料の問題でございますけれども、厚生労働省から定率減税縮減に伴います改正といたしまして、所得税課税以上の階層を区分する税額の改定及び同時に保育所に2人以上の児童を入所させている場合の保育料の決定方法の改定について通知がっております。それに基づきまして、平成19年度の保育料を決定することといたしております。

なお、毎年市長会を通じまして、国、県に対しまして、保育料徴収基準の見直しに当たりまして、保護者や自治体の負担とならないよう十分配慮することと要望書を提出いたしておるところでございます。今後も引き続き要望してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

なお、詳細につきましては担当部長から答弁をさせます。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 向こうの方から後でという声が聞こえているんですが、何か初めに答弁すると何か都合いかんとですかね。

私、本当に担当課の職員大変と思いますよ。本来やっぱり保育料とかですね、どんな状況になるかというのは所管の委員会では論議されていると思うんですが、やはりこういう国の通達が来たからという形で、第4階層では8,000円、それから第7階層では5万1,000円というこの所得税によって保育料を決めるということで、最高では1カ月の保育料が8万円、生活保護を受けている人とか市民税がかかってない人で、第1から第7までありますが、そういう状況の中でですね、まず所得税法、国の通達を見ますと、この定率減税が廃止されるために、こういう状況で保育料の負担が大変だということですね、本当今税務課の職員も市民税の申告受け付けていると思うんですが、夫婦世帯ですね、38万円、38万円でしょう、国民健康保険でしょう、そして生命保険と、今度今年までは損害保険料は最高で1万5,000円ですが、夫婦世帯でその控除額120万円を超えたらですね、事業所得の場合は、もうはっきり言って税務署の申告になるんですよ、給与所得の場合は控除がありますけどね。本当事業をされている方は、もう夫婦だけの控除と生命保険料と損害保険料と、それから国民健康保険税、介護保険料だけで、もう夫婦世帯ではですね、本当この90万円を超えともう所得税になるんですよ。サラリーマンの場合はもう給与控除というのがありますし、事業者の場合は事業者控除があるんですが、ちょっとこういう保育料がですね、一番この第4階層、第5階層に8,000円、特別、減税されても、その減税分の見返りとしては第4階層は8,000円だけの部分なんですね。ここの部分が3万円だったのが4万4,500円ということは、1万4,500円も月に上がることになる。そうすると、定率減税が太宰府のいろんな決算資料を見まして、太宰府は収納率のいいのはですね、やはり会社員とか、そういう特別徴収、会社がかかわって源泉徴収を市民税まで引いていただいております関係が、やはり納税者の大体50%近くありますが、こういう状況の中で、所得税がかかり、定率減税に該当した人たちが、やはり第4から第5に移らないためには、税務課との協議が必要になってくると思うんですね。保育料の基準を第4から第5によっては1万4,500円、2人のお子さんがおられると、4万4,500円と4歳以上だと3万110円ですから、7万4,600円という高い保険料になるんですが、その横のつながりだとかというのは、どういうふうにあなた方はされるのか、お聞きしたいなと思うんですが。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 今、横のつながりというご質問でございますが、国の方から参りました定率減税の縮減に伴います保育料の基準の改正というものをこちらの方でも確かめてみました。そうしますと、この定率減税のこの分の縮減というものをしっかり見据えた内容での改正ということになっておりますので、私どもの方も、今議員さんがおっしゃいます第4階層ですとか、第5階層の方々のところ、全員ではございませんが、あらかた今平

成17年度の所得税で、そして平成18年の保育料算定の方、その方の分を確認をいたしました。ほとんどの方々が今までどおりの第4階層の方は第4階層、第5の方は第5と、よほどの収入、所得増になっていらっしゃらなければ、保育料は今までどおりの階層ということが考えられますので、今のところ総務部税務課の方とのこの定率減税半減に伴いますところの調整というところは考えておりません。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） ただ、事業の方と、それから給与の方とですね、おられて、保育所児童が入所されている部分についていろいろあると思うんですが、以前も大変高い保育料だから、もう無認可のところへ預けた方が一律でという意見も、はっきり言って最高額8万円、2人の子供を入れると保育料も大変な額になるもんですから、やはりこの11万1,000円、最高の税率の場合ですね、夫婦で。少なくとも夫婦で1,000万円超えればね、こんな11万円というような状況になるんですが、ぜひ一つはですね、あなた方は大変こういう通達が出た後、今入所されている方々にもう事前にね、保育料の改定は据え置きますよという状況での資料をもう配布されているようですね、通知を出しているんでしょう。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 通知を出しておりますが、据え置きということでなくて、平成19年度改正案ということで通知を差し上げております。それは、入所予定決定の方についてということでございます。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） ところがね、あなた方はそういう今保育所に入っている方々にも出していただいているし、広報にも載せるだろうと思うんですが、やはり私ども議会としてね、公立の保育所が2カ所、五条と南保育所、井上さんはこの定員枠を子育て支援という形で増やしていきたいという政策を掲げておるようですが、あと社会福祉法に保育所があるんですが、やっぱりこういう資料を配布する前に、どんな状況になるかというのは、やはり議会にも報告はいただきたいと思うんですが、所管だけに報告されたんでしょうか、それとも私が聞き間違いで、説明されたのを私は忘れたのか、どちらですかね。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 保育料の徴収ということで、規則の改正ということになりますので、内部の法令審査、それから内部決裁ということで進めてまいりました。ですから、所管委員会への報告というものもいたしておりません。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） やはり、私ども議会としてはね、21世紀、お子さんたちの保育料がどんな状況になるのか、その内部規定という問題が一つあるようですが、この保育料がこういうふうになりますよと、現実に私どもも、あなた方は専門的ですから、300万円の所得の人は幾らの保育料になるのか、事業ではどうなのかと、大体こういう第1階層から第7階層までは大

体どういうぐらいの方が該当するのかという、お聞きするようですね、その時間もいただきたいと思うんですよ。規則というか、内部でもう決めて、もうそれで終わり、私の方からまた改めてこういう場でね、具体的に論議をするというよりも、事前に私どもが保育行政についても議会としても責任を持たなきゃならない。ただし、入ってくるものは、当然予算や決算で審査しなきゃいけませんし、今後やはり議会の中に報告をいただく、事前にですね、こういうものはできるかどうかをちょっと回答いただきたいと思うんですが。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） こういう費用徴収、特に徴収金基準額の費用徴収という分、保育料のみならず、ほかの分野もあるかと思えます。この分につきましては、市の方で内部検討をしながら、この分野については議会への説明、この分野は内部ということでも、またそれぞれにばらばらだと思えますので、その辺は内部調整をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今まではそういう状況で、ずっと慣例的なものがあつたために、こういう状況になったと思うんですが、ひとつ執行部にお願いしたいのはですね、私ども議会としては、保育料をいただく場合の階層区分では、やはり内容も説明も受けておきたいし、それからやはり、皆さんにお聞きする場合がありますし、よく私は所管の課長さんがいろんな問題が出てきたときに、総務文教常任委員会にぜひご相談したいんですがといったときに、また私たちの委員会を開いて説明を受けて、そしてまた全員にこの説明する。こういう二度手間を省いて、やはり機会があれば全員に説明をして、全員20人が同じ内容を知ることが基本だという形で、私の場合は全議員にやっぱり説明する必要があるんじゃないかということもいつも言っております。ただし、こういう保育料の問題については、内部規定で議会に報告は、質問されてこういう状況が父母に配布されております、広報に載りますという問題が報告されておりますが、今後やはり事前に議会にも報告いただくように、市長、ちょっと検討いただきたいと思うんですが、その辺はどうでしょうか。もうあと3分しかありませんので、市長。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） いろいろ行政課題につきまして、条例案の提出なり、あるいは大きな抜本的な改正、あるいは国の法律等の改正等に伴います税を初めとするそれぞれの改正事務につきましては、行政の方は承知し、これを市民にどうして知らせるか、できるだけ早く、そのあるべき姿につきまして、市民の皆さんの理解を事前に得るということも大切だと思えますが、今ご指摘のような課題につきましては、できるだけ事前に説明する必要がある場合は、積極的にご理解を賜るようにやっていきたいと、かように考えております。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） ぜひですね、大変今国は定率減税を全廃する、それから老年者控除の50万円、それから配偶者は特別控除を選ぶか配偶者を選ぶか、それから年金も給与控除みたい

なものにかわってですね、資料要求をして、大変この税源移譲、市民税、県民税、合わせて10%の税率という形になってですね、そういう3段階の税率もなくなりました。こういう状況で、本当に市民の税負担が強まる中で、国は地方自治体が大変税源移譲をして増税になった分は交付税を減らしますよ、それでプラス・マイナスとんとんですよ、こういう考え方でやっているようですが、やはり内容的な問題、こういう状況、歳入歳出のかかわる問題については、ぜひ議会に事前にですね、やはり説明をしていただくことをお願いいたしまして、私の質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

ここで14時15分まで休憩いたします。

休憩 午後1時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番田川武茂議員の一般質問を許可します。

〔16番 田川武茂議員 登壇〕

○16番（田川武茂議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、私は通告に従い質問をさせていただきます。

今回、私は本市の5年先、10年先の財政状況と、そして経常収支比率を含め、今後の見通しについてお尋ねをいたします。

その真意は、現在統一地方選挙を控えて、20年ぶり、久しく選挙がなかった市長選挙、そしてまた議会選挙の争点として、市民の目が財政状況に集まり、非常に関心が高まってきたところでございます。

実際の内容を市民に知ってもらうためにも、昨年北海道夕張市が財政破綻となりました。これは、国の三位一体の改革で、地方交付税が大幅に削減されて、現在全国の地方自治体がいつ夕張市の二の舞になってもおかしくない状況だと言われております。確かに、本市の財政事業が厳しいことは否定はできませんが、しかしこれが行政の失策のために起因するような印象を与えることは得策ではありません。今、太宰府市の名前は全国ブランドの自治体として、有名になった市として、イメージからも決してよくないと思います。その事情を正確に市民に理解をしてもらうことが何よりも必要だと考えるからであります。

29.61km²の本市は、お隣の筑紫野市の約3分の1の行政面積しかありません。しかも、そのうち15%に当たる449haもの面積が文化庁管轄の特別史跡指定地であり、工場誘致などの産業立地が不可能な自治体であるということを認識せず、行政運営のまずさが財政事情を悪化させたかの印象を持たれることは、市のイメージにとっても大きなマイナスだと痛感するからであります。年間既に700万人を超える観光客、参拝客が訪れるこの太宰府市が、あたかも夕張市に次ぐ財政破綻のまちのイメージでは、このまちをこよなく愛する市民にとってもその将来に

暗い影を落とすおそれがないとは言えません。この3月議会では、新年度の予算審議も19日から始まりますが、とりあえず現時点での財政内容をご説明いただきまして、今後5年先、10年先、見通しを含めて市民にわかりやすい、また的確な説明をお願いいたします。

折しも、佐藤市長が退任され、新しい市長のもとで今後の市政運営がなされるという節目の時期ではありますが、誤解を招かないよう現状認識を持って、よりすばらしい太宰府市であり続けるためにも、将来に希望と期待の持てる市であってほしいと願うものであります。そうした期待の持てる市のためにも、財政のあり方について、市民の皆さん方にわかりやすい回答をお願いいたします。

あとは自席にて再質問をさせていただきます。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） ご質問の、本市の財政状況と今後の見通しについてでございますが、まず本市の財政状況はご存じのとおり、ここ数年国全体の三位一体の改革によりまして、所得譲与税、減税補てん債、地方交付税の減額等がございまして、厳しい状況になっております。

当市の状況といたしましては、自主財源の中心であります市税について、整備を行ってまいりました新市街地の整備に伴う新築家屋やマンションなどの増加によりまして、固定資産税の増収が期待されるとともに、人口の増加による市民税の増加も見込んでいるところでございます。

さらには、先ほどご指摘がありましたように、九州国立博物館の誘致によりまして、予想以上の観光客が訪れ、多くの経済波及効果もあるのではないかとこのように現状では期待しているところでございます。

しかしながら、一方では、今後も地方交付税の減額が予想されます。これは、国の財政を立て直すという形で地方にシワ寄せという形が来るのではないかとこのように考えまして、歳出に関しましては内部経費の削減を第一に考えまして、事務事業の見直しや統廃合、行財政改革の執行などによりまして、身の丈に合った行政運営を行うということにいたしてございまして、現在今議会に提案しております平成19年度の予算では、市の預金であります財政調整基金を取り崩すことなく調整を行って提案をいたしましたところでございます。

次に、今後の見通しでございますけれども、経常収支の収支比率については、三位一体の財政改革で当市だけではなく、全国どこの自治体も年々高くなってきております。

当市の場合、他市町村に比べて経常収支比率が高いというふうに言われております。近年、佐野土地区画整理事業、九州国立博物館の設置に伴います散策路整備事業、地区道路の整備事業、そして高雄中央通りの整備事業など将来のまちづくりに必要な基盤整備事業に積極的に投資を行ったために、義務的な経費であります公債費が一時的に増加していることが要因であるというふうに考えております。

これらの借金は、市全体で240億円ほどございます。そのうち、償還に95%の補助がございまして史跡地の公有化分が45億円ございまして、そのほかの約85%に相当する起債については、

地方交付税に算入される優良起債が主でございます。市の財政規模からいたしましても、大きな問題となる金額ではないというふうに借金の額を考えております。

今後の財政状況では、人件費について、平成20年度以降、団塊世代の職員の大量退職が始まります。そこで、採用を極力抑えることによりまして、平成17年度を基準といたしまして、平成22年度には6.9%、約26人の減を見込んでおります。また、市債の発行についても公債費償還金額よりかなり抑えました20億円以下に今後抑制していくというふうにいたしております。公債費の減少が見込まれること、それから区画整理事業の進行によりまして、市税、特に固定資産税の伸びが見込まれることによりまして、平成22年度に向けて徐々に経常収支比率は下がるものと見込んでおります。

また、約350億円という大幅な赤字で財政再建団体の指定を受けました夕張市のお話があがっておりますけれども、当市については毎年黒字決算といたしております。議員の皆さんには予算や決算でお示しいたしておるとおりでございます。それ以外の債務はございません。したがって、今の状況下では夕張市のような財政破綻をするようなことはないというふうに考えております。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員。

○16番（田川武茂議員） 今ですね、夕張の話が出ましたけれども、夕張の起債が353億円ですか、18年間で返済するような計画があるようですが、太宰府市がですね、財政再建団体にならないとの回答を得ましたが、もし太宰府市がですね、財政再建団体に指定されないとしたらどのくらいの比率になるかね。今からどのくらいの金額になれば、財政状況にとってですね、指定されるのか、そこら辺の具体的なご回答をお願いします。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 夕張市は、先ほど約350億円の赤字というふうに言いましたけれども、これは財政再建団体に指定されますのは、国が示します標準財政規模の20%の赤字になれば指定になるということでございますので、太宰府市が現在標準財政規模が約110億円でございます。最低22億円の赤字になれば、財政再建団体になるということございまして、平成17年度、このごろ皆さんに議決いただきました状況では6億5,000万円の黒字になっておりますので、財政が余り苦しい苦しいと言うたのが、第二の夕張市になるというふうなふうに勘違いされたかも知れませんが、赤字ではないということございまして、そういう団体には指定にならないというふうに考えております。

○議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員。

○16番（田川武茂議員） わかったような、わからないような回答でございますけれども、今後ですね、太宰府の事業としてですね、基盤整備、要するに区画整理、それから地区道路環境整備事業、これは終結したわけですが、今後20年前から計画にありますJRの太宰府駅、こういったものについてですね、どういうふうな計画を持つとるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） これは、財政状況でお聞きになっておりますので、財政主導型で答えたいと思います。

先ほど言いましたように、今後は借金の額を返す額よりも少なくしようというふうに、今約三十二、三億円の借金をお返ししていますけども、今後は借入額を20億円以下に抑えようというふうな計画を持っておりまして、それに合わせた事業計画という形を財政当局としては考えております。

区画整理のまちづくりのやり方は、例えば区画整理でも市直営でやる場合と、あるいは組合でやる場合、あるいは民間企業をそこに参入させてやる場合とかいろいろ方法はございまして、一番財政負担が少ないような、そういう手法でやっていただきたいという形で原課の方と協議をしておりますので、この20億円以下に抑えるということで、今後とも経常収支比率を下げていきたい、そういうふうと考えております。

○議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員。

○16番（田川武茂議員） 今回ですね、財政問題について質問させていただきましたが、太宰府市に限らずですね、財政改革の厳しさもですね、こうした現在高齢化社会を招来した今となつては、もう本当に三位一体改革のもとに、今後進められるであろう財政運用はですね、容易ならざる事態であります。行政改革の前途も多難であろうと思います。今後ですね、民営化による財政上の改善策、もう避けて通れない政策の一つじゃないかと思っております。議会、行政が本当に一体となつてですね、あらゆる努力を惜しんではならないと思うわけですが、これも市民のニーズにこたえるためには正しい認識を持って、今後乗り切るべきじゃなからうかと、そのように思います。執行部の皆さん方にも一層のご尽力をですね、心から期待をしまして、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。

○議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員の一般質問は終わりました。

次に、17番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○17番（福廣和美議員） 議長より許可がございましたので、一般質問させていただきます。

本日、3点にわたり通告をいたしておりますが、1点目、2点目につきましては、幾多の議員さんの方から質問もありました。どういうふうにしようか、いまだにまだ決めておりませんが、質問をしながら決めたいと思っておりますが、1点目につきましては、今後の太宰府市政に市長が望むものがございましたら、ぜひ教えていただきたい、そう思っております。

2点目の財政問題につきましては、今田川議員がされまして、私も納得をいたしましたので、この点については割愛をさせていただきたいというふうに基本的に思っています。

ただ、我々今、佐藤市政も3期12年間、地方の時代を迎えるに当たりまして、地方への権限移譲や財源移譲のアンバランスの中で、非常に厳しい財政の中で市政を担当されてこられました。その今の財政状況の話にもありましたが、その中でいろいろと財政難でいろんなことがで

きずにある部分というのも多くあるのではないかというふうに思っております。

今、市民と語る会を開く中で、多くの声を我々も聞いております。一番多いのは、今もお話に出ましたけども、私はどちらかというと西地区の方で多くの語る会を開いておりますので、JR太宰府駅はいつできるのですかと。また、もう計画はなくなってしまったのですかという声を多く聞きます。また、JR太宰府駅がここにできるということでマンションを購入しました。また、我が家を建てましたという声も数多くお伺いをいたしました。また、高齢になるにつれて、ぜひまほろば号を通してほしいというお年寄り、近くまでは来てますが、この坂道をおりてそのバス停に行くまでが大変なんですという団地の方もいらっしゃいました。向佐野では、新興団地で、子供の交通事故を心配して、まだ整備されていないカーブミラーや信号機の設置を要望される若いお母さん方の声も随分お伺いをいたしました。また、歴史スポーツ公園では、毎週日曜日に利用している少年ソフトボールのチームの方々からは、もっと利用しやすいようにしてほしい。1つは、フェンスのさらなる設置をしてほしい、また周りの駐車場の増設を要望される声もお伺いをいたしました。保育園の待機児童をなくしてほしい、子供の医療費無料の年齢の引き上げ、小学校に入る寸前までが一番お金がかかるんですという声も聞きました。特別史跡水城跡の公園化の整備、中学校のランチサービスに対しては、1カ月前の注文を何とかしてほしい、味の問題、量の問題を考えてほしいという声もありましたし、学校の図書への予算が少な過ぎて本を増設することができませんという声もお伺いをいたしました。いろいろと財政難の中で問題が山積してきているということは事実であろうというふうに思います。

今回は、それらのことを財政問題と合わせての中でお伺いをするつもりでしたが、ただいま田川議員の一般質問で、市民にわかりやすくという依頼も全く同じ気持ちでありましたけれども、今の回答で太宰府の財政は大丈夫であるということでございましたので、この2点についての回答は、1点目はありますけれども、2点目につきましては回答は要りませんので、よろしく願いいたします。

最後に、午前中にも出ましたけども、まほろば号についてであります。午前中の回答の中で、見直しはするというお答えをされておりましたが、私は今後近い将来に抜本改革とか抜本的な見直しが必要になるのではないかという考えでありますが、いかがかだけお答えをいただきたいというふうに思います。

あとは自席にてさせていただきます。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） ただいま福廣議員から本市が抱えます課題、財政問題等々ご質問がございました。今後の残された課題ということでございました。

私でございますが、平成7年4月に市長就任以来、3期12年間市民の皆さんと一緒に本市のさらなる発展と個性と魅力ある、本当に住んでよかったと言われるまちづくりに一生懸命頑張ってきました。その間、市民の待望の、百年の悲願でございました九州国立博物館が設置

から開館に至る、そういう開館いたしたところが大きな思い出でございますが、既に入館者は300万人を超えるというような大変なにぎわいでございます。

また、本市のおかれしました財政事情等も先ほど総務部長が答弁いたしましたように、本市といたしましては、まだまだ余力を持って新しい太宰府の未来をつくっていく、そういう余力、そしてまた、そういう大きな遺産は持っておるわけでございます。

そういう意味で、具体的な施策につきましては、ご承知のように、私市長になりまして、平成13年に第四次総合計画を策定いたしました。その策定に当たりまして、市民の皆さんの参加を得た百人委員会等々地域の、また各界、各層のご意見を出していただきました。そして、それを基本とするマスタープランの基本計画をつくって、10年間の平成13年度から平成22年度までの本市のまちづくりの基本方針ができたところでございます。それに従いまして、具体的な個々につきましては行政を進めておるところでございます。

もうご承知のように、本市の都市の将来像でございますが、「歴史とみどり豊かな文化のまち」を基本といたしまして、今回の第四次総合計画におきましては、3つの大きなプロジェクトを中心に進めておるところでございます。

1つは、もうご承知のとおりでございますが、まるごと博物館構想、コミュニティづくり、福祉でまちづくり、3本の柱を大きなプロジェクトの柱といたしまして、それぞれの具体的な施策を進めております。それをもって今後とも残された平成22年度までの施策の一つでも多く完成させ、目的達成に努力していくべきだと考えておるところでございます。

特に、今後残された課題といたしましては、平成18年3月に後期5カ年計画、第四次総合計画の後期基本計画をつくったところでございまして、具体的なケースにつき、また今後の計画についてはそこに示したとおりでございます。これを一日でも早く実現できるように、今後努力する必要があるかと思っております。

特に、本市の具体的なご指摘がございましたが、JR太宰府駅の設置の問題等、あるいは西部地区のもろもろの発展施策でございますが、ご承知のように佐野土地区画整理事業でございますが、この大事業も平成18年度、ほとんど事業は完成いたしました。大きな太宰府の西の新しい西部地区の都市構成に大きな貢献をし、また大きな今後の軸になると考えております。と同時に、平成15年のあの災害がございましたが、これを契機に、いわゆる御笠川の隘水等の災害の防止のための改修事業はもちろんでございますが、四王寺山、宝満山等々のあの土砂災害に対するダム構築等々、平成18年度でほとんど完成する、国、県を挙げての取り組みでほぼ完成することになっております。これにつきましても、本市のまちの安全、安心のまちづくりの大きな基盤ができたと思っております。

また、先輩諸氏が昭和57年に太宰府市が市制施行以来本市のまちづくりのためにそれぞれ大きな都市基盤整備、都市化する太宰府のまちづくりに対処するいろいろな施策を先輩諸氏は努力されてきたわけでございます。今日課題となっております人口急増に伴う都市化に対処する基盤整備、都市基盤の整備につきましては、ご承知のように人口増に伴います学校増、あるい

は下水道、水道の整備、道路整備等々につきましても、ほぼ起債等の財源は要っておりますけれども、本市の場合はその基盤整備ができて、今日に至っておるところでございます。

それからまた、今後の課題につきましても、御笠川改修に伴います大佐野、通古賀の区画整理、また西部地区の新しい都市基盤の整備が進められておるところでございます。

そういうような、もろもろ上げられました市民のニーズはそういうハード面ではなく、福祉の面におきまして、少子・高齢化に対処するいろいろな問題、また子供たちの教育、また年寄り、子供たちの安全な遊び場の問題等々ニーズはたくさんあると思います。それを太宰府市の財政で全部こなすという、行政だけでこなすと、これはもちろん不可能でございますが、本当に我々、市民の皆さんが住んでよかったというまちづくりは、市民の皆さんが自分のまちに誇りを持ち、また愛着を持ちながら、自分たちと一緒にこのまちをつくるんだ、まずそういう協働意識が必要じゃないかと思う次第でございます。

まだまだ具体的な新しいまちのための提言は、市民の皆さん方の声を聞きながら、また新しい国立博物館を初めとする、新しい太宰府のための大きな事業が今後興ってくると私は確信しております。そういう意味で、名実ともに太宰府が天下の太宰府と言われ、また福岡県、九州、アジアの太宰府となるような、そういう発信基地になるような、そして元気のある、そして市民の皆さんが住んでよかったと誇りのあるまちづくり、これは今後とも行政だけでなく、議員の皆様、市民の皆さん一体となって、お互いに提言しながら、またお互い努力しながら、今後のまちづくりをすべきであると、そういうように、かように考えております。

私も太宰府に生まれた一市民でございます。今後ともさらなる太宰府の発展のために、一生懸命できることをやっていきたいと思っておる次第でございます。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） まほろば号の充実についてご回答いたします。

現在、4路線6コースを運行いたしておりますけれども、利用者も特に昨今増加をいたしております、1日平均1,300人を数えております。これを平成18年度、1年間の合計、推計をいたしますと、約47万人を超えるのは確実というふうな見込みをいたしております。

こうした利用者数につきましては、平成10年に運行を開始いたしまして、9年間で過去最高を記録するわけでございますけれども、このことはやはり着実に市民や観光客の皆さんが交通手段としてこのまほろば号を生活の中に定着をしていただいているというふうに考えております。

ご質問の抜本的な見直しにつきましてはでございますけれども、今後ともさらなる利便性を求めながら、早ければ今年の秋ごろをめどに総合的な見直しをやり、実施をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 佐藤市長につきましては、ご回答ありがとうございました。

まほろば号の、今年の秋をめどに見直すというのはですね、どういったことを見直ししようとしているのかが、もしあれば教えてほしいですが、ちょっと何を見直そうとしているのかがよくわからない。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 見直しのポイントといたしましては、大きく7項目を一つの視点に持っております。

それは1つに、まず利用者の少ないコース、これらを点検し、減便あるいは廃止の方向で検討をします。

2つ目に、土曜日、日曜日、祭日、つまり休日ダイヤの減便をしたいというふうに思います。

3つ目に、始発、それから最終便、これらの時間を見直しをいたします。

4つ目に、これ福廣議員さんからも以前提案をいただいた部分ですけれども、地域巡回型、つまりコンパクトな路線の検討をいたします。

5点目に、乗り継ぎ制度の検討をいたします。

6点目に、観光客、つまり観光コースの充実を図りたいと思います。

それから、課題になっております7点目ですけれども、高雄地区への運行の検討をいたします。

それからあわせて、いわゆる収益増に対する対策、幾つか持っておりますけれども、これも先日新聞発表をしたと思いますけれども、地域の商店街と連携をしながら、例えばプラムカードによる利用者増を図る、つまり商店街と連携した一つの利用者増を見込む。あるいは、観光客をさらに増やすために、1日フリーパス券、これあたりを積極的にPRをする。あるいは、まほろば号車内に有料広告をさらに営業を多くする。それから、これは将来的なんですけれども、今それぞれバスの時間が渋滞によって遅れる場合があります。福岡市内、西鉄の方も現在やっているんですけれども、いわゆるインターネットあるいは携帯電話によって、バスの位置を知らせる情報システムの構築をしていきたいというふうに思います。

それから一つは、やはり観光客を含めて、市民の方もフリー乗車券、300円で1日乗り放題というチケットがございますので、これらをいろんな地域のイベントとかに一つの商品として販売をしていただいて、ぜひ購入をしていただきたいというふうに思います。そういうことも含めながら、収益あるいは大きな改革、見直し、7つの項目を持って、今後充実したまほろば号の運行をしていきたいというふうに思います。

○議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 見直しの件はよくわかりました。できれば市民の意識調査、それからいろんな専門家の意見等を十二分に配慮しながらですね、こういったことをぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

私は、ほかの議員さん、午前中の議員さんとの意見の相違は若干あるのかなというふうに思

っておりますが、私、高齢化社会を迎えるに当たってですね、細かい、もうこれ以上細かくな
いぐらいの範囲を回ってほしいと思います。要するに、太宰府に住めなくなる高齢者、特に太
宰府の場合は坂道が多いわけですから、その手段がなくなればよそに移る以外にないというの
が近い将来太宰府にも起こってくる現象であろうというふうに思います。そうすれば、少しで
も長い年数、自家用車があればそれに乗ろうとする、そうすれば事故が多発するというのがで
すね、私は怖い、近い将来今までになかった問題として起きてくるというふうに感じを持って
おります。でありますから、せっかくこのコミュニティバスまほろば号を導入した、今財政的
に持ち出しが多いけれども、少しずつ発展しようとしている、これをやはりよその市はよその
市でいろいろあるでしょうけども、太宰府は太宰府だけでもいいから細かく、太宰府市民の足
となり得るようなですね、バスにぜひしていくべきであるという考え方を私は持っております
ので、またこの続きについてはですね、またぜひできるようになりたいなというふうに思っ
ております。

ただ、今バスが通ってない、1点だけちょっとお伺いしますが、清水議員のお話でもありま
したけれども、観世団地が要するに通っていないと、これは入り口か出口かの道路の問題かな
というふうに思うんですけども、そういう問題とぜひ小型、前、武藤議員も質問しましたけど
も、マイクロバスによる運行というものですね、こういうのとあわせて私はぜひ考えてもら
いたいというふうに思っています。そうやってでも太宰府市民がこのコミュニティバスを自分
たちの市民の足なんだと感じれるようなですね、ぜひまほろば号になるように私は期待をいた
しております。

武藤議員も言われましたけども、さっきいろいろ私も課題といいますか、市民の声を言いま
したけれども、まだまだ数多くですね、こういうこともやってほしい、ああいうこともやって
ほしいという問題は数多く聞いております。そういった問題を次の市長さんにですね、ぶつけ
ることができますように、ここに帰ってこれるように頑張ります。これで一般質問を終わります。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は3月15日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後2時53分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議事日程（4日目）

[平成19年太宰府市議会第1回（3月）定例会]

平成19年3月15日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名
(議席番号) | 質問項目 |
|----|-----------------|---|
| 1 | 渡邊美穂
(8) | <p>1. 災害復旧に関する質問について、検討するという回答であったが、その検討結果を伺う。</p> <p>(1) 災害見舞金制度の検討内容について（平成15年9月）</p> <p>(2) ボランティア活用のマニュアル作成について（平成15年9月）</p> <p>2. 財政健全化に関する質問について、検討するという回答であったが、その検討結果を伺う。</p> <p>(1) 補助金交付団体に対する個別監査について（平成15年12月）</p> <p>(2) 補助金適正化のための第三者機関の設置について（平成16年12月）</p> <p>3. 子育て支援に関する質問について、検討するという回答であったが、その検討結果を伺う。</p> <p>(1) 専門家を入れた第三者機関の設置について（平成16年9月）</p> <p>(2) 親子の居場所について学童保育所などの活用（平成17年12月）</p> |
| 2 | 橋本健
(4) | <p>1. 耐震改修促進法について
新潟中越地震後、平成17年3月と4月に福岡県西方沖地震が発生し、地震被害に対する関心が高まっている。
本市は、耐震改修促進計画は進められているのか伺う。</p> <p>2. まるごと博物館構想について
第四次太宰府市総合計画の三本柱の一つ「まるごと博物館」推進プロジェクトは、平成13年度に基本計画が策定され、平成18年度から後期の実施に突入した。「まるごと博物館」構想の最大のねらいは何なのか。また今後何をどう進めていくのか具体案について伺う。</p> |
| 3 | 小柳道枝 | <p>1. 信号機設置及び横断歩道の整備について
通学路や交通量の多い市内の道路の信号機設置及び横断歩道の整</p> |

| | | |
|---|--------------|---|
| | (12) | 備等は、関係機関とどのように協議し進められているのか伺う。 |
| 4 | 不老光幸
(7) | 1. 駐車場対策について
太宰府天満宮、九州国立博物館周辺の車の混雑に対する駐車場対策について、今後どのような対策を考えているのか伺う。 |
| 5 | 山路一恵
(11) | 1. 全国一斉学力テストについて
4月24日に小学6年生と中学3年生を対象に行われる全国一斉学力テストについては、参加すべきではないと考える。教育委員会の考えを伺う。
2. 障害児・者の補装具について
障害者自立支援法により、自己負担が増えたため、多くの自治体で補装具の補助制度が独自で実施されている。本市でも補助制度を設けるよう要求する。 |
| 6 | 片井智鶴枝
(1) | 1. 3期12年の実績と残された課題について |

2 出席議員は次のとおりである（20名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 片井智鶴枝 | 議員 | 2番 | 力丸義行 | 議員 |
| 3番 | 後藤邦晴 | 議員 | 4番 | 橋本健 | 議員 |
| 5番 | 中林宗樹 | 議員 | 6番 | 門田直樹 | 議員 |
| 7番 | 不老光幸 | 議員 | 8番 | 渡邊美穂 | 議員 |
| 9番 | 大田勝義 | 議員 | 10番 | 安部啓治 | 議員 |
| 11番 | 山路一恵 | 議員 | 12番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 13番 | 清水章一 | 議員 | 14番 | 佐伯修 | 議員 |
| 15番 | 安部陽 | 議員 | 16番 | 田川武茂 | 議員 |
| 17番 | 福廣和美 | 議員 | 18番 | 岡部茂夫 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志 | 議員 | 20番 | 村山弘行 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（27名）

| | | | |
|-------------------------|------|--------------------|------|
| 市長 | 佐藤善郎 | 収入役 | 松島幹彦 |
| 教育長 | 關敏治 | 総務部長 | 平島鉄信 |
| 総務部政策統括
担当部長 | 石橋正直 | 地域振興部長 | 松田幸夫 |
| 地域振興部地域コミュ
ニティ推進担当部長 | 三笠哲生 | 市民生活部長 | 関岡勉 |
| 健康福祉部長 | 永田克人 | 健康福祉部子育て
支援担当部長 | 村尾昭子 |
| 建設部長 | 富田譲 | 上下水道部長 | 古川泰博 |
| 教育部長 | 松永栄人 | 監査委員事務局長 | 木村洋 |
| 総務課長 | 松島健二 | 総務課消防・防災
担当課長 | 武藤三郎 |

| | | | |
|---------|---------|--------------------|---------|
| 地域振興課長 | 大 藪 勝 一 | まちづくり企画課長 | 神 原 稔 |
| 産業・交通課長 | 山 田 純 裕 | 市 民 課 長 | 藤 幸二郎 |
| 福 祉 課 長 | 新 納 照 文 | 子育て支援課長 | 和 田 敏 信 |
| 建 設 課 長 | 西 山 源 次 | まちづくり技術
開 発 課 長 | 大江田 洋 |
| 上下水道課長 | 宮 原 勝 美 | 施 設 課 長 | 轟 満 |
| 学校教育課長 | 花 田 正 信 | | |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 白 石 純 一 | 議 事 課 長 | 田 中 利 雄 |
| 書 記 | 伊 藤 剛 | 書 記 | 花 田 敏 浩 |
| 書 記 | 満 崎 哲 也 | | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（村山弘行議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

ここで本日の一般質問に入る前に、昨日の清水章一議員の一般質問項目、五条交差点並びに五条駅周辺の歩道等の整備についての建設部長の答弁で一部修正の申し出がありましたので、これを許可します。

建設部長。

○建設部長（富田 譲） 大変申しわけございません。昨日の清水議員の第1番目のご質問、五条交差点関係の中で、それぞれの方向からの矢印の、右折の矢印の信号が現状の交差点の中で既にできる状態になっているかということでのご質問がございました。

回答といたしまして、現状として右折矢印をつける状態にあるとのニュアンスで回答いたしておりました。その点につきまして、県道でありますことから、現状でいいのかどうか、あるいは改良が必要なのかどうか、再度、県、那珂土木事務所に調査、協議をさせていただきますと修正させていただきます。申しわけございません。よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

8番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔8番 渡邊美穂議員 登壇〕

○8番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従って3項目質問いたします。

まず、この4年間、先輩議員を初め議会事務局の皆様からご指導いただきましたことに、まずお礼を申し上げます。また、執行部からも様々な情報を提供していただいたり市民からの要望におこたえいただいたことにつきまして、心より感謝しております。

間もなく、私たちは、1期4年間の議員活動の節目を迎えます。この4年間、臨時議会を除いた15回の定例議会において、私は毎回質問を行い、その内容は、財政健全化、福祉、教育に重点を置いてまいりました。4年間の最後に当たる本議会では、私がこの4年間に行った質問などに対して執行部より検討するというご回答をいただいたものの中から、災害復旧に関すること、財政健全化に関すること、子育て支援に関することの3項目について、その検討内容及び結果の出たものについてご回答いただきたいと思います。

まず、平成15年9月議会で、災害復旧に関して、災害見舞金制度について質問いたしました。これは、災害時、法律の基準だけでは、同じような被害に遭ったにもかかわらず、見舞金をもらえる場合ともらえない場合があり不公平であるため、大野城市を例に挙げ、法律によるものではなく、自治体独自で基準を決め、条例などを制定し、災害見舞金を払うべきではないかという内容でした。その後、条例などの改正は行われておりませんが、執行部内でどのような検討が行われ、現在どういう基準になっているのか、お答えください。

また、同じ災害復旧に関しての質問で、ボランティアの活用方法が制度化されていなかったことを指摘しました。言うまでもなく、ボランティアの役割の大きさは、あの災害時に多くの市民が実感したことです。しかし、そのボランティアを派遣するまでの過程が各地域でばらばらであったことから、マニュアルなどを作成し、派遣がスムーズになるようにすべきだという私の提言に対し、必要だという立場から検討するというご回答でした。その後、どのような検討が行われ、現在はどのようになっているのでしょうか。

次に、2項目めとして、財政健全化に向け、補助金制度の見直しを行うために、包括外部監査の導入と補助金決定時の第三者機関の設置について提起しました。

埼玉県では、包括外部監査導入により補助金総額の28%の削減を達成したという例を挙げました。この包括外部監査は、中核都市以上にしか適用されていない制度だということで、この制度に似た個別監査について、執行部では今後研究を行っていくという回答をいただきましたが、どのような研究を行ってこられたのか。その結果についてご報告をお願いします。

また、補助金決定の際、その適正化のために提案した第三者機関の設置については、人選の難しさを理由に、まずは執行部みずから汗を流し、それでも難しい場合には第三者機関の設置について検討するというご回答でした。みずから汗を流した結果が補助金の一律10%減額というようなものでは、市民の理解を得ることは非常に難しいと思います。どのような調査、研究をされ、現在はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

3項目めに、子育て支援の一環として、保護者の育児の悩み相談から保育所などの保育の質についても指導できる専門家を入れた第三者機関を設置することが必要ではないかという提案をさせていただきました。

執行部では、子育て支援センターがそれに相当するとお考えなのでしょうか。現在、子育て支援センターが積極的に活動されていることは、私も目にしたり耳にしたりしております。高齢者の施設でも問題になっていますが、施設内部というのは密室化してしまう可能性があります。幼稚園や保育所で園児が楽しく、保護者が安心して通園、通所できる施設となるよう努力するため、子育て支援センターでは、民間を含む子供の施設に対して指導などを行っておられますか。

次に、市内には乳幼児を含む子供と親の居場所がないため、共同利用施設などを子供と親の居場所にできないかというご提案をしました。

それに対して、現在ある施設、例えば学童保育所などを活用することを検討するというご回

答をいただきましたが、その後、どのような検討を行ってこられましたのでしょうか、お答えください。

回答は項目ごとに、再質問は自席にて行います。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 災害見舞金制度の検討内容についてご回答申し上げます。

太宰府市災害見舞金交付規程に定めます災害見舞金につきましては、災害救助法の適用のあった災害または住宅の火災による被災者に対しまして、災害見舞金を交付することといたしております。

しかしながら、制定後相当の年数を経過し、物価水準に照らし合わせましても不均衡でありまして、また近隣市と比較しても低水準であったことから、平成15年度に近隣市と均衡を図るため、見直し、検討を行っております。その内容につきましては、全壊、全焼または流出、これは1世帯当たり3万円を5万円、1人世帯につきましては1万円を3万円、半壊または半焼につきましては1世帯1万5,000円を3万円、1人世帯につきましては、5,000円を2万円などに引き上げを行っております。

今後におきましても、見舞金の額につきましては、近隣市との均衡を図ってまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

○地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 次に、ボランティア活用のマニュアル作成についてご回答いたします。

平成15年7月19日の豪雨災害における体験と反省を踏まえ、災害が起こった場合の災害ボランティアの募集、派遣について、関係機関と協議を行い、太宰府市災害ボランティア活動班実施要領を作成いたしております。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） 今、まず健康福祉部長の方からご回答いただきました災害見舞金の件につきまして再質問いたしますが、ここに大野城市の災害見舞金の支給要綱がありまして、太宰府市の場合、これ交付規程になっておりますけれども、これを比較いたしますと、文言で言えば災害救助法の適用のあった災害というふうに太宰府市の場合なっておりますけれども、大野城市の場合は、災害救助法の適用または適用外の災害が発生した場合、この違いだけなんです。あと、それぞれの基準を4つにわたり大野城市は決めてます。災害というのは、そんなに頻繁に起こるものではありませんし、またこれを変えたからといって財政を圧迫するような事柄でもないと思います。

これは前回も申し上げましたけれども、国の基準だけですとほぼ同じ被害に遭っているながら、その見舞金を受け取れる人と受け取れない人が出てくるという実態を、前回私も指摘をいたしました。ですから、このこと自体が平等ではないから、その溝を埋めるための作業を自治体が

行わなければならないんじゃないでしょうかというふうな内容で質問させていただいています。

そのとき、担当部は、松田部長がたしかあのときはお答えをいただいたんですけども、今、健康福祉部の方に担当部が移っているようなんですけども、いつ、それは、まず部署替えというか、担当替えは行われたんですか。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 平成15年7月災害につきましては、前担当部の方で実施いたしまして、平成15年10月ごろに事務引き継ぎを福祉課の方に事績として行っております。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） そのときに事務引き継ぎとかの内容の中にこれの検討事項は入っていましたか。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 先ほども申しましたように、7月災害を受けまして見直した結果が最初に申しました数字によって変更をいたした内容でございます。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） 私がこの質問をしたときには既にこの金額は変わっていたんですね。既に引き上げられた、そのときの議会だったと思います。この引き上げについて、私全く何も異議を唱えたわけではなくて、あわせて、どうせだったら災害救助法だけに該当しない災害に遭われた方にもお見舞金を払えるような制度にしたらどうですかというふうにご提案をさせていただいたつもりなんですけども、これはさらに今後検討ができますでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 議員さんおっしゃいますように、災害救助法の適用以外に適用する要綱、規程を持っているのは、近隣市では大野城市並びに筑紫野市がそういった規程があるのだというふうに考えております。

当市につきましても、十分にそのところを勘案いたしまして、現在の当市の交付規程につきましても、あくまで災害救助法の適用があったもの、また住宅の火災についての交付規程ということで考えております。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） 何度も繰り返しますが、これを変えたからといって財政に何か逼迫するようなことがあるとか、そういったことではなくて、やはり受け取る側の市民感情として、できるだけ不平等感をなくしていただけるようにしていただきたいということですから、これはまた検討していただくというふうにお願いをするしかないんですけども、これはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから次に、マニュアルの作成ということで、この活動実施要領というのを作成をされたということですけども、これはどういう内容になっていまして、それは各区長さんなどには

周知を徹底されているのでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

○地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 当時の反省の中で、まずボランティアの派遣が必要なのか必要でないのかの判断が、それぞれの被災地の中で難しい部分がありました。それで、この実施要領につきましては、まずボランティアの派遣要請をどこが行うのか。まず、災害対策本部の中でそれを行い、そして太宰府市の地域防災計画の見直しがその後行われまして、班編成も再度行われました。

それで、情報収発班、いわゆるボランティアの担当をしております地域振興課が所有する班ですけれども、この情報収発班がそのボランティア活動について統括するという位置づけられましたので、当時のボランティア促進会とも協議を、先ほど言いましたように行いまして、まず災害対策本部がその判断をし、その判断をした結果を平成18年4月から開館しておりますNPOボランティア支援センターの中に、業務として、災害時にはそこがコーディネーター役を果たすということ、それから災害対策本部の指示を受けながら、そのセンターが募集、それから担当職員が地域の要請を整理しながら、派遣をしていくというような主な内容になっております。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） その内容ですね、やはりいろんな地域から情報をいただかなくちゃいけませんから、そういった内容は区長さんには周知徹底してあるのでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

○地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 先ほど申しましたように、災害対策本部とセンターの役割を、まだ内部的なもので位置づけをしていることで、ボランティアの要請要領については、そこまではまだマニュアル化はできておりませんので、区長の方にはその辺の周知といたしますか、災害対策の考え方というのはまだ周知されてないと思います。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） わかりました。前回マニュアルがなかったために、あちこちでちょっといろんなボランティアの派遣で混乱を来したようなところがありましたので、ぜひこれも早急にマニュアルをつくって、どういった形でボランティアを派遣できるんですよということを、やはりこれは市民にも周知をしていただきたいなと思います。

大水害の後、地震が起こるなど、災害は忘れたころだけに起こるものじゃなくなってきてます。前回の水害を教訓に執行部内での訓練を初めといたしまして、ハザードマップの作成や各地域の避難場所の再確認など、市民への周知事項についてもきちんと整理をして、あわせて対応していただきたいと思います。これは要望しておきます。

それでは、2項目めの回答をお願いします。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 平成15年12月議会におきまして、外部監査の件でお尋ねをいただきまし

た。その時点で新しい制度でございましたので、よく熟知しておりませんので、そのときに個別の外部監査について今後研究させていただくというふうに回答申し上げております。

個別外部監査につきましては、地方自治法の第252条の27第3項に規定されておまして、監査委員さんの監査にかえまして、契約に基づく監査をすることができる。そのときには、条例化をしなければいけないというふうになっております。

監査の対象といたしましては、有権者からの監査の請求、それから市議会からも監査の請求ができるということですね。それから、もちろん市長からの監査の要求あるいは援助団体等への監査の請求ができます。そしてもう一つは、市民からの監査ができるというふうに、どこの市町村も、定めているところについてはそんなふうな条例化をいたしております。

そして、監査を行う方については、弁護士、それから公認会計士、それから税理士、要するに専門家を任命すると。契約に基づいて契約をするというふうになっております。

それで、ご指摘のとおり、埼玉県でも平成15年に包括監査をやっておまして、テーマが4つあったみたいです。1つは、農業改良復旧事業の事務執行について、もう一つは、県税の賦課徴収についての事務について、それから中小企業の支援事業、それから職員の福利厚生について外部監査をやったみたいです。補助金の関係については、支援団体の監査でできるんですけども、ちょっと聞きましても、その内容はわかりませんでした。

今、おっしゃっておられるのは、その中でも補助金について焦点を合わせてやってはどうかということをござしまして、前回も申し上げておりましたが、全体で補助金の総額が今28億円ございます。その中で、ごみやし尿、消防の一部事務組合、それから下水道事業に対する補助金等々入れますと、市長の裁量があるというのが約3億円程度でございます。

そういうことで、もしするとなるとどのくらいの費用がかかるのかなということで、この平均的な数字を見ましたら、高いところで2,000万円、契約をするとですね。平均、大体500万円から600万円程度ぐらいかかるというふうなことでございます。

そういうことで、よその市町村、どこも見てみますと、大きな事務についていろいろ問題があるものについて、現状の監査ではとてもできないというものについてこういう契約をしているようでございます。私ども、まだ条例化をしておりませんが、すぐするというわけにはまいりませんが、他市の状況も見まして、今後も引き続き研究をさせていただきたいなど。現在の段階ではこれをつくって条例化してやるというふうには、そこまでは至っていないというふうなことでございます。

それから、2つ目の第三者機関の方でございますけども、前回も申し上げておりましたが、補助金は非常に政策的な事項でございます。今回も平成19年度予算につきましては、補助金制度はすべて当初予算、骨格予算の中から外しておまして、新しい市長に検認をしていただいて、承認をいただいて、皆さんにお諮りしようと思っております。

外部監査をしまして、そのときにちょうど福岡市の例をお出ししたと思っておりますが、福岡市でも第三者機関を設置して、約360ぐらいの事項について監査されて、20については是正が必要

ではないかというふうな結論になったようでございます。しかし、最終的に、いろいろ各種団体からの要望がございまして、実際に実施したのは数件だったというふうに聞いておりまして、それだけより政策的な色彩が強いということでございます。

そういうことございまして、私ども事務方としても、やはりこれは何とか公平な補助の制度にならなければいけないというふうに考えておりまして、現在、事務事業評価、政策評価をやっておりまして、その中で有効性あるいは平等性等々について、どうなるかということで、書類を上げさせておりますので、その中でやっていこうという形で事務方としてはその手続をとっておりまして、新しい市長にその内容を見ていただいて判断をしていただくと。そういうような事務事業評価の制度を活用していきたい、そういうように考えております。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） 今、補助金総額28億円ぐらいというふうにおっしゃっておられまして、企業に対するものもありますけども、これは予算段階で一つ一つ見直すという作業は本当に大変なことだと思います。従って、まずは決算報告の内容について、補助金を受けている団体以外の視点でその使途内容を見てみることも大切なことではないかというふうに私は思います。

それぞれの団体というのは、当然その団体の活動自体は必要だと思って活動されているというふうには、それは思います。しかし、いわゆる周年事業というふうになっているものの中では、見直しができるものもかなりあるのではないかというふうに私は考えております。

以前、我孫子市の例を挙げまして、利害関係のない第三者機関によって補助金の支給とその金額について決定する仕組みについてご紹介を申し上げました。個別監査にしる、我孫子市の例にしても、その利害関係のない団体の目線でその補助金の支給とか額を見ることによって新しい考え方というのが出てくる可能性もあると私は思っております。

今、総務部長からの回答で、これはかなり政策的な事情であるということで、首長の判断によるものが大きいというふうにおっしゃっておられましたけども、市長にお伺いいたしますけども、これは次期市長に対する要望になってくるかと思いますが、この補助金制度について、やはり抜本的に一度さらしてもう一回見直す必要があるというふうに市長はお考えでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 市の財政執行の中で補助金の占める割合、大変多いところがあります。また、補助金の内容等につきましても、またお受けになる団体につきましても、長年そのままになったケースが非常に多いかと思っております。現実に合わせて内容等の検討も必要であるし、それと第三者機関というよりも、内部的にも今までの補助金の成果が上がったか、そして目的は達したじゃないか、また今後必要性等々について行政評価をやっております。

それの中での検討はもちろんでございますが、税の公平性というよりも、その補助金のあり方の効果、また今後の補助金の果たす役割等については、当然ある時点では見直していくべきだと、かように考えております。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） わかりました。市長もやはりこの抜本的な改革というか、一度やはり見詰め直すことは必要だというふうにお考えだというふうにも今受け取りました。

この各団体というのは、当然議会も入ってくるわけですし、今総務部長が事務事業の評価に従って今後考えていきたいというふうなことをおっしゃっておられました。議会自体も、この事務事業の評価の基準がありますので、それに従ってやはり評価を受けることになるかと思えます。それについては、次期の議員の方々が、やはり政務調査費あるいは費用弁償等につきましても検討していただく必要が出てくる可能性もあるかと思えます。

財政健全化を実現するために、市民、そして執行部、議会が意識を共有しながら施策を進めていくことが私も必要ではないかというふうに思っています。このことには、大変次の市長にも期待をしたいと思っています。

それでは、3項目めの質問をお願いします。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 子育て支援についてというご質問に対しまして、まず専門家を入れた第三者機関の設置について回答いたします。

平成12年の社会福祉法改正により、社会福祉事業の経営者は、利用者の立場に立って、みずからその提供する福祉サービスの質の評価を行うこと、その他の措置を講じるよう努めるとともに、国においても福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講じるよう努めることとされました。

平成16年度に、厚生労働省から、福祉サービス第三者評価事業の指針が出され、平成17年度に保育所版の福祉サービス第三者評価基準ガイドラインが示されました。第三者評価事業は、事業者の提供するサービスの質を当事者、すなわち事業者及び利用者以外の公正、中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業でございます。

個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握して、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的としたものでございます。

福岡県では、実際に第三者評価を行う機関に対する認証を平成19年度から実施する予定であり、その要綱等については決定次第、市町村に通知されることになっております。

なお、国の福祉サービス第三者評価機関認証ガイドラインによりますと、その要件として、法人格を有すること、所属する評価調査者に組織管理分野と福祉、医療、保健分野に精通している者で3人以上となっております。

これまでも制度の改正、国・県の動向を保育事業者に周知してまいりましたので、自己評価の努力義務のみならず、今後第三者評価を受審していくことは、客観的な評価を受け、改善点を把握できる大きなメリットとなりますので、保育事業者へ第三者評価受審の普及促進に努めてまいりたいと考えております。

お尋ねの子育て支援センターが、民間も含む子供の施設に対して指導などを行っているかについてであります。子育て支援センターは在宅の児童とその保護者に対しての支援を主にいたしております。

孤立によって親が育児不安に陥らないよう、子供たちが健やかにはぐくまれるよう、広場やサロンを開き、親同士のつながりや子供同士の刺激になる場を積極的につくってきているところでございます。そして、これらの場を通し、地域の方々にかかわっていただきながら、一緒に子育てできることを目指しております。

次に、親子の居場所について、学童保育所などの活用の検討結果について回答いたします。

子供と親の居場所ということで、学童保育所の活用につきまして検討いたしました。学童保育所のほとんどが小学校の敷地内に立地いたしております。学童が在学している時間帯に不特定多数の人が自由に入出入りすることは、他の小学校の悲しい事件等が発生した中で、安全管理面を考え、適当ではないと判断し、他の既存の施設の活用について検討を行いました。

先ほど申し上げました平成18年4月に設置いたしました子育て支援センターの活動拠点として、いきいき情報センター内でのビガールームや和室を利用したサロン事業、そして行政区のご協力をいただいて、公民館や共同利用施設における出前保育事業を実施し、保護者同士、子供同士の触れ合いの場を提供いたしております。

平成19年度は、さらに利用しやすい事業の実現のため実施箇所の拡大を予定いたしております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） 濟いません。前段の法律の部分、わかりやすく言うと、今後県が実施する第三者機関、これは県が認証を与えるというふうに解釈をしたんですが、そこを活用して太宰府市内においてもそれを実施をしていきたい。しかし、それは民間については法律もそうかもしれませんけど、希望するところだけですか、それとも全体にそれはできるんですか。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 第三者評価事業は、これは、それを受けることは義務とはなっておりません。あくまでも努力義務となっておりますので、市といたしましてはこの分、特に民間につきましてはこの受審をしていただくように勧めていくと、指導していくということを考えております。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） 前段でも申し上げましたけれども、やっぱり実際に市とか県、そういった公が民間の保育所とか幼稚園に入っていくというのは非常に難しいと思います。しかし、高齢者施設におきましても、今後は市が実際にそういった監査ができるようになってきておりますので、高齢者でも子供でも、やはり施設が公立であろうと私立であろうと、快適な環境で生活する権利があるわけですから、特に密室化傾向がある場合には、ぜひやはりその周知を徹底

していただいて公的な目を入れていただくことを強く要望しておきます。

この第三者機関の設置というのは、そもそも都府楼保育所の民間移譲のときに、私は保育の質を低下させないために行政の責任としてこういう機関を設置してみてもいいかというふうにご提案を申し上げまして、そして市の方で保育の質が変わらないように指導を行ってくださいますということで申し上げたわけですが、現在行われている保育所側と、それから保護者側の話し合いの中で、こういった意見は出ておりませんか。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 平成18年度におきましても、保護者会、そして法人、そして子ども行政ということで、それぞれの分野が合同で会議を持ちました。平成18年度は1回でございますけれども、そのようなご意見は出ておりません。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） 保育の質を確保するために、現在の段階で第三者機関の設置が難しいとしても、要は子供が楽しく、そして保護者が安心して通える保育所であり幼稚園であること、これはほとんど多くの市民がそれを望んでいることに間違いはないわけですから、特にこの提案させていただいたきっかけとなりました都府楼保育所の民間移譲、この民間移譲したことで、いささかの保育の質の低下も起こらないように、これは強く要望しておきたいと思えます。

先ほどの子供の居場所なんですけれども、現在唯一の自由な子供、親子の居場所であるいきいき情報センターのビガールームなんですけれども、先ほど子育て支援センターが今後サロンとかを拡大するというようなお話がありましたけれども、前回申し上げましたように、いまだにここで大人向けの生涯学習の教室として使われている場合があります、この間、親子は居場所がなくなるわけですね。また、今おっしゃいました子育て支援センターが今後ここをサロンとして活用していくかもしれないというようなお話を聞いたんですけれども、その場合はビガールームを使うことができる親子の対象というのは絞られてしまうんですか。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 今のご質問につきまして、ビガールームは全くフリーの予約もなしで自由にお使くださいと、当日お見えになった方で部屋があいておりますからお使くださいという、その方々の場所が、こちらの事業が拡大していくと、減っていくのかというお尋ねのように聞きましたけれども、それでよろしいでしょうか。

申しわけないですけれども、今子育て支援センターの事業も、展開拡大していきますときに、部屋の確保、もちろん各行政区の公民館、それから共同利用施設、それから公民館の広場、そういったところもご相談しておりますけれども、やはり不足の分を補うという意味で、いきいき情報センターの方ですね、財団等と協議をさせていただきながら、こちらの方も子育て支援として利用できる範囲のところを拡大させていただくということで、今協議をさせていただいて、平成19年度に向けての少し情報センターとしての利用場所の拡大ということも考え

ておりますので、今議員さんのお尋ねの分、少々ご不便をおかけする分も出てくるのではないかとこのふうには思います。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） 私は、例えば大人の方の生涯学習についても、サロンの開設についても、そのこと自体本当に素晴らしいというふうに思っています。しかし、なぜそれが市内で唯一、今おっしゃったように、子供と親が自由な時間にやってきて自由に過ごすことができる市内唯一の場所があそこのビガールームなんですか。何でそこで行わなければならないのかということなんです。そこしかないわけですから、親子にとってはですね。自由にいつでも行けて、そして自由に過ごす場所というのは、あそこしかないわけで、それを、サロンの開設は素晴らしいことだと思いますが、例えばその横のプレールームではできないのかとか、今まで和室でやってあったようですが、和室とかでそれができないのかということなんです。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 議員さんのおっしゃることも重々わかります。そして、私どもの方の担当も、平成19年度に向けてどれだけより多く子育て支援センターの事業をより多くの場所でできるかということで、かなり長時間情報センター、財団の方と調整をさせていただきまして、私どもの方だけ絶対この分に入れてくださいということではなくて、調整の結果、ビガールーム等の利用を少し拡大させていただけるようになったということで報告を受けております。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） 子育て支援センターにとっては、そのサロンの拡大というのはすごくいいことだと思うんです。だから、それは私全く反対することじゃないんですけども、その場所が、要するにお母さんたちがいつでも買い物のときとかにちょっと行って、ほかのお母さんたちと知り合ってちょっとお話をしたりする場所というのがビガールームしかないんですよ。それをなぜそこでしなきゃいけないのかなということなんです。

あそこは、やはりできればその時間というか、いきいき情報センターが開いている時間、全日、本当は自由にお使いくださいと、いつ来ていつ帰ってもいいですよと、予約も何にも必要ない、来たければ来る、来なければ来ないというような場所であってほしいというふうに、私は思っているんですけども、その理由として、サロンの拡大は本当に素晴らしいと思いますが、別の場所を使うことが、財団との協議もあるかもしれませんが、これはやはり物すごい困難なことなんでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 絶対ということではございませんけれども、中央公民館ホールですとか、いろんな別の地区の公民館ですとか、やはり子育て支援センター、それから私どもの本庁の方の子育て支援課、かなり調整をそれぞれのところとさせていただきま

した。そういった中で、正直申しまして、場所確保が困難であったと。その中で、財団とも協議をさせていただいた中で拡大をさせていただけるということになったという状況でございます。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） ビガールームは本当にお母さんたちが自由に使える時間が増えたというところで、一時物すごく喜んであったんですよ。それがまた今後週に3日ぐらい、2日か3日、そのサロンとして使われるために自分たちがまた行けなくなってしまうと。そうすると、雨が降った日とか、乳母車を持ったお母さんとかは行き場所がないんですよ、太宰府は。ですから、唯一の、あそこは場所だったんですけども、それがさらにサロンとして使われるために行き場所がなくなってしまうという、そういったお母さんたちもこれ悲鳴にも近いような声なんですけども、ぜひこれは考えておいていただきたいと思います。

それから、例えばですけども、今後各区長さんとの協議とかも必要になってくるかもしれませんが、現在公民館とかで高齢者用のサロンとして一部改装されたりしているところも出ておりますけども、例えばそこを子供たちも一緒に使えるような形で、区長さんなり何なりと協議をして使えるような拡大計画というのはお考えでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） この件につきましては、今平成18年度から始めました出前保育、そういったときに、公民館共同利用施設の本体の場所だけではなくて、老人憩いの場の利用も活用もできないのかということで、お話は区長会協議会等でさせていただいております。その中の調整でございましたけれども、今実際には公民館あるいは共同利用施設の本体の方で憩いの場で実施しているものはございませんが、今後におきましてはそういったところも、時間帯によってはあいている時間もあると思いますので、管理運営の問題もあると思います。それぞれの行政区でどなたかにお願いして管理運営がなされていると思います。そういう調整、難しい部分はあると思いますけれども、私どもの市の方としましてはそういったところも再度区の方に協議させていただきながら、少しでもより多く使えるように、使用させていただけるように、協議をして広めてまいりたいというふうに常々思っているところでございます。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） わかりました。最後にもう一度強く要望しておきますけども、あのビガールームというのは、本当に市内に唯一屋根があって天候に左右されず、乳母車をつれたお母さんたちが自由に入出りできる場所なんです。その自由な時間を本当にできるだけ行政側の場所がないというその理由で奪っていただきたくない。これはお母さん方の強い要望だと思っておりますので、私自身からも要望として上げておきたいと思います。

これは執行部の皆様方をお願いをしますけれども、今後検討すると議会の答弁で回答された場合、検討された場合はその内容について、また検討するという回答いただいた後、1年以上

検討すら開始されていない場合は、やはりその旨をきちんと伝えていただきたいということを要望しておきたいと思います。

4月の選挙で再びこの会場に戻ってくる事ができましたら、このことをさらに強く要望していきたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 追加答弁。少し追加答弁があるんですけど。

○8番（渡邊美穂議員） そうですか。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 要望がっておりますビガールームの件でございますが、もともと先ほども申しましたように、出入り自由の部屋になっております。それで、私どもの方としてサロン等を予定しておりますけれども、そのときにお越しになった方、こちらのサロンの事前の届け者だけを入れるということではなくて、全く今おっしゃっているようなフリーで見える親子の方々に自由にそのときも入っていただくという形で広めていくという事業を展開するというので、説明不足で申しわけございませんでした。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） わかりました。では、そのような形で活動していただくと同時に、先ほど申し上げました大人の方の生涯学習につきましても、なぜあの場所でなければならぬのかという、私はやはり疑問が残っていますので、あわせて子育て支援課と、あと財団の方と、ぜひこの件につきましてもご検討をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

次に、4番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔4番 橋本健議員 登壇〕

○4番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の2項目について質問をさせていただきます。

1項目めは、耐震改修促進法についての質問です。

平成16年12月26日午前8時、日本時間午前10時にスマトラ沖で最大規模の巨大地震が起きました。この地震により津波が発生、インドネシア、スリランカ、インド、タイ、マレーシアなどに被害をもたらし、約30万人を超える死者と150万人の避難者を出したこのニュースは世界各地で報道され、津波で逃げまどう生々しい映像をごらんになった方々もたくさんいらっしゃるかと思います。また、インドネシア、スマトラ沖では、つい先日の3月6日に地震があり、建物数百棟の倒壊と死傷者が出ております。

このように、地震の大惨事は瞬時にネット上やテレビで流されております。我が国では、大正12年、死者、行方不明者14万2,000人の関東大震災と平成7年1月17日の阪神・淡路大震災が歴史に残る大規模な地震としてよく知られております。最近では、新潟中越地震後、平成17年3月と4月に、福岡県西方沖地震が発生し、玄界島で大多数の家屋の損壊があり、太宰府

でも震度4を記録するという地震の恐怖をだれもが身をもって経験したわけであります。

現在も、震度1から2の微震、弱震は日本のどこかで毎日のように発生し、年間1,200件から1,500件ほどありまして、その情報はインターネットの地震情報で流されており、いつ大規模な地震が起きてもおかしくないと言っても過言ではありません。

地震や火山噴火などの世界全体に占める災害発生割合ですが、マグニチュード6以上の地震回数は世界の20.5%が日本で発生しているようです。これは、狭い日本に活火山が世界全体の7.1%集中し、この火山はプレートとプレートの境界にあり、プレートのずれによる巨大地震が発生しやすい状況下にあると言えます。

いつ起こるかわからない地震被害は、家屋倒壊による死傷者や負傷者が出るだけでなく、停電、断水、ガス停止といったライフラインを寸断し、火災などによる二次災害をもたらします。備えあれば憂いなしと申しますが、地震の被害想定をし、地震災害に強いまちづくりを目指すことが必要と考えます。

質問いたします。

市民が安心して暮らせるように、地震に対して耐えられるかどうかの耐震診断と地震に耐えられない家屋の耐震補強改修が必要です。昨年1月25日に、国土交通省より耐震改修促進計画の支援策が打ち出されておりますが、本市では耐震改修促進計画は進められているのか、お伺いをしたいと思います。

次に、2項目めは、まるごと博物館構想についての質問です。

太宰府は、約1400年前に大宰府政庁が置かれ、九州の政治、経済、外交を担った中心的な拠点として重要な役割を果たしてきました。世界に引けをとらない文化的な遺産もあり、また史跡も数多く点在しております。本市の第四次総合計画書によりますと、21世紀にふさわしい太宰府の魅力あふれる「歴史とみどり豊かな文化のまち」の早期実現に向け、市民ニーズや時代要請に留意しながら、重点的に取り組む主要課題として、3つの推進プロジェクトが掲げられております。

そのうちの一つでありますまるごと博物館推進プロジェクトの後期基本計画には、市内に点在するすばらしい歴史、文化的遺産などの地域資源や九州国立博物館等を集積される資料、情報、知識を生かしながら、文化振興や生涯学習の推進、そして自然環境の保全や景観づくり、産業観光の振興など、市民、事業者及び行政との連携、協働によって推進し、地域の再発見、再評価を通して得られた知識、地域の新たな価値を市民の財産として共有し、地域に対する誇りと愛情の育成につなげていく、つまり市内のどこでも歴史や文化を五感で感じることできるまちを目指すとうたわれております。

大変卓越したすばらしい構想であるとは思いますが、平成13年度から基本計画が策定され、平成18年度から後期の実施段階に突入しました。このまるごと博物館構想の最大のねらいは何か、また今後何をどうされるのか、具体案がございましたらお聞かせください。

以上2項目につきまして、件名ごとのご答弁をお願いいたします。再質問は自席にてさせて

いただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） ただいま橋本議員から地震対策についての質問でございます。

まず、耐震改修促進法でございますが、我が国では、阪神・淡路大地震を初め近年大きな地震が頻発しております。福岡県におきましても、福岡県西方沖地震による被害は記憶に新しいところでございます。このような中、耐震改修促進法が改正されまして、平成18年1月より施行されております。

市の耐震改修促進計画でございますが、県が行います耐震改修促進計画の策定状況を見ながら検討いたしたいと思っております。

なお、詳細につきましては担当部長から回答をさせます。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） ご回答申し上げます。

建築物の耐震改修の促進に関する法律は、阪神・淡路大震災で、特に昭和56年以前に建築された住宅建築物の倒壊による被害が大きかったことから、平成7年12月に施行されたところでございます。その後も、新潟県の中越地震、福岡県西方沖地震など大地震が発生しております。そのことから、耐震基準に適合していない建築物の耐震改修を促進し、10年後の平成27年にはすべての建築物の90%を耐震化することを目標として耐震改修促進法が改正されております。

福岡県におきましては、国の基本方針を受けて耐震改修促進計画の骨格案が作成され、現在、広く県民の意見を募集されているところでございます。

市の耐震改修促進計画につきましては、県の耐震改修促進計画の内容を参考に策定する必要がありますので、県からのガイドラインが示され、それに沿って策定するということになると思います。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） ただいまの答弁では、県の要綱、県の内容を参考にして取り組むということですが、計画としてはいつぐらいからお取り組みになられるでしょうか。予定をお聞かせください。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 今申し上げましたように、パブリックコメントが県の予定でございます。それで、それが終わりますと、それから各自治体、市町村の方に連絡が来ると思います。それに参加しまして、内容をお聞きして、できる部分から、できるだけ早くそういう計画を立てられる内容であれば立てていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） 時期的に、はっきりまだ言えないということですね。

大地震はいつ発生してもおかしくないことは先ほど壇上で述べましたけれども、昭和56年以前に建てられたこの建築物、耐震基準を満たしていないものが多いようですが、そういった方々を対象にした今回の耐震改修促進法でございますけれども、平成17年3月と4月に西方沖地震が発生しました。そのとき以後に、市民の方々から耐震診断とか耐震改修の相談はありましたでしょうか。もしございましたら、地震後、本日まで何件ほどあったかお聞かせください。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） 太宰府市の窓口のところには、現在のところそういう内容の問い合わせ等はあっていないということでございます。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） ゼロ件ということですね。それじゃ、もしこういった耐震改修の相談があった場合にはどのように対応し、どのように回答されるのか。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） 現状を報告したいというふうに思っております。といいますのが、今こういう国からの、県からの方針があって、市町村につきましてもそういう計画をつくるような国からの通知があっておるということで、内容等につきましてもそういう方々にお知らせする、関心を持ってもらうということが大事でございますので、そういう広報活動、あるいは内容がわかれば国からのそういう支援を通して自治体も支援ができるかどうか、そういう今検討しておるというような内容で、問い合わせがあった場合についてはご説明を申し上げたいというふうに思っております。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） わかりました。もう既に福岡市では、震災に強いまちづくりを目指し、耐震改修費用の一部を負担する助成事業を展開されております。地震に対する意識啓発のために、市職員と耐震専門家による木造住宅編とマンション編に分けた出前講座、こういったものも実施されているようです。

そこでちょっと質問させていただきますけれども、耐震診断についての質問ですが、西方沖地震後、学校施設の耐震診断と改修の進捗状況をぜひ教えていただきたいと存じます。

○議長（村山弘行議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 学校施設の耐震診断でございますが、福岡県の西方沖地震の前、平成13年度に一部診断を行い、平成15年度に水城小学校の屋内運動場、体育館について耐震補強工事を行っております。その後、平成17年度に災害時の市民の緊急避難場所となります小・中学校の体育館のうち、耐震診断を終えておりませんでした体育館5校につきまして耐震診断を行い、補強工事が必要との診断が出ましたので、太宰府小学校、水城西小学校、太宰府南小学校の3校と、中学校では学業院中学校の体育館を平成18年度、耐震補強工事が終わったところでございます。

今後の予定としましては、平成19年度の当初予算に体育館以外の管理棟や校舎部分の耐震診断を行う予定といたしております。

診断の結果、補強工事が必要という診断が出ましたら、早期に補強工事ができるよう、予算化について財政当局と協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） よろしく願いしておきます。

学校の場合は、やはり日中子供たちが勉強をしているわけですね。そういったときに地震が起きたら、やはり被害が大きくなってくると。亡くなったり、こういった事態も考えられますので、そういった場合にやはり行政が責任を問われるという可能性もあります。やはり、汚点を残さないように仕事きっちりではないですが、できるだけ早目に全校の改修工事を要望しておきます。

ところで、地震が起きた場合、最小限に被害を抑えるために緊急連絡として避難誘導が必要になってまいります。今年度の事業ですけれども、消防防災のシステムづくり、こういったものが今期の事業になっておりますけれども、避難勧告や不測の事態に備えた福岡コミュニティ無線、これ92カ所の設置工事を平成19年度末までに完成させるということでもございましたけども、大体どこまで、92カ所のスピーカーと無線機の取り付け、どの程度進んでいるのか、お願いをいたします。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 愛称といたしまして、福岡無線じゃなくて、太宰府のコミュニティ無線というふうに名づけて皆さんに親しまれるように考えております。平成18年度予算に約9,000万円ほど上げておりますが、3月までに終わるという形で現在工事を進めております。

一部工事の内容を見直しまして、九十何カ所、数カ所でしたけども、電柱を高くしたりスピーカーを大きくしたりして、少し数は減っているようでございますけども、3月いっぱいまでに完成をさせるということで今工事を進めております。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） わかりました。

ところで、姉齒元一級建築士による耐震強度偽装事件は大きな社会問題となりました。国土交通省も耐震基準を満たしていない分譲マンションの補強工事、こういったものに力を注ぎ、2015年までには現基準を満たす住宅の割合を90%に高めるという方針を打ち出しております。耐震改修促進計画は国の施策でありまして、県に、先ほどのお話でありますけれども、県に到達が行っているということでした。耐震改修促進計画を申請すれば、県から補助金が出るかどうかの確認をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 私の手元の資料によりますと、国のやることと、それから県と市町村が連携してするというようなふうに分けてございます。その中で、国が実施するという関係で、

市町村が行う一連の事業に対する補助事業または交付金による支援というようなことで、概要がなされておりますので、それから見ますと、県あるいは市町村がそういう相談業務あるいは耐震に係るそういう相談をするときに、何らかの形で県を通じて市町村にもその支援の内容があるのかなというふうに思っております、まだそのところがはっきりし切っておりません。ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） その辺、ちょっとはっきりしないということでございます。もし自主財源の持ち出しがなければ、そういった支援制度であれば、ぜひ積極的に計画策定に取り組んでいただきたいと思っております。

もう既に、先ほど福岡市の例を挙げましたけども、こういった耐震診断や耐震改修工事に要する費用に対して、自治体から補助を受けられているところも、福岡市以外にも、千葉県市川市や埼玉県朝霞市、それから北本市、宮代町など、こういったところが、やはり耐震改修をしたいという市民の方からの申し出があれば、認定されて大体20万円から多いところで50万円、こういった補助が受けられる建築物耐震改修制度が設けられております。このように、耐震改修促進法についていち早く取り組んで、その補助事業を実施している自治体もでございますので、本市もぜひ安全・安心まちづくりの一環でありますので、ぜひ今後の検討課題として熟慮していただきますようお願いしまして、2項目に移らせていただきます。

○議長（村山弘行議員） ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時04分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時20分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（佐藤善郎） まるごと博物館構想についてのご質問でございますが、ご承知のように、第四次総合計画の中に「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するその構想推進のための3つのプロジェクトの一つでございます。このまるごと博物館構想といいますのは、太宰府の全市域におきまして、歴史あるいは風土、そういうものをじかに感じながら、そしてまた市民の皆様がその風土、生きざまそのものを含め、太宰府の景観を含めた地域づくりと申しますか、まちづくりの構想でございまして、これは言うなれば太宰府が持ちますそういう資産を屋根のない博物館としてとらえながら、そしてこの太宰府の宝でございます政庁跡、水城跡、あるいは観世音寺、戒壇院、また太宰府天満宮などいろいろな貴重な歴史遺産がございますが、その形のあるものではなくて、形のない太宰府の祭りあるいはそういった風景、いろいろな形で全体を取り入れましたそのようなまち、それがまるごと博物館の構想じゃないかと思っております。

地域全体の価値というものの再発見、それを生かしながら、また後世に残していく、そうい

う取り組みがこの構想の推進でございますが、ご指摘のように、このまると博物館の概要につきましては、第四次総合計画の後期基本計画の中に推進プロジェクトとして市民の皆様にもこの概略を配付して、その計画の内容等示しておるところでございます。

市内のどこでも歴史や文化を五感で感じるこのまちなちづくりを目標にしたということございまして、そのためのいろいろ具体的な問題はあるわけでございます。特に、一昨年の10月に開館いたしました九州国立博物館等に集積されます資料、情報、知識はもちろんでございますが、そういう文化発信の大きな資産があるわけでございます。そしてまた、九州文化の振興なり、生涯学習の推進等々につきましても、この一体的な取り組みというのが、具体的な構想の中でいろいろ具現化されるものがあるかと思っております。

それと同時に、去る2月に太宰府景観まちづくり懇話会から、太宰府の景観づくりの答申をいただいたところでございます。これにつきましても、将来的には景観のまちづくりの条例等の制定もご答申をいただいたところでございますが、そういうものを見ながら、一体的なまちづくりを進めていく、究極の目的はもちろん太宰府に現在ございます景観あるいは歴史的遺産を守っていくと同時に、この太宰府市の残された遺産と同時に、新しい太宰府の市民遺産もつくり出していくながら、そして一体的となったこの太宰府の貴重な遺産、それを後世に残していこうという大きな夢があるわけございまして、これは市の行政だけでなく、市民の皆さん方、事業者の皆さん方、そしてまた訪れる観光客を含めました皆さんの協働のまちづくりにつながっていくように取り組まなくちゃならないと思っております。

究極の目的は、抽象的といえども、100年後にも誇りに思える美しいまち太宰府をつくっていく、これがまると博物館の構想じゃないかと思っております。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） ありがとうございます。最大のねらいは何なのかということで壇上でお尋ねしましたけれども、すばらしい太宰府を後世に残していくということが最大のねらいかなというふうに受けとめました。

前期基本計画が平成13年度から平成17年度までの5カ年になっておりました。その期間の中で、3カ年の実施計画もローリング方式による見直しをなされてきました。前期、まると推進プロジェクトの中でですね、何をなされたのかを、実績をちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） まず、ハード事業といたしましては、太宰府館の建設がございました。それから、博物館に通じます散策路、名称は国博通り、を整備いたしました。この2つが大きなハード事業だろうというふうに思います。

またそのほかに、ソフト事業といたしましては、一つの事業名なんです、まると博物館スタンプラリーあるいはウォーク大会、これは数多くの市民あるいは市内外の方々に参加をいただきました。

それからもう一つは、一つの人材育成を図るという観点から、太宰府発見塾というのを設置して、今日、現在も続いております。そういう事業が主な事業というふうになります。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） そのソフト面の太宰府発見塾、これは一流の講師の先生をお招きしての勉強会、大盛況というふうには伺っておりますが、この太宰府発見塾は何回ほど開催され、大体ほぼ平均出席者どれぐらいいらっしゃるのか、お聞かせください。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） これは平成17年度からスタートいたしました。平成17年度が23回だったというふうに記憶しています。それから、平成18年度は少し縮小しまして15回だったというふうに記憶しています。

それから、参加者につきましては、非常に参加された塾生と申しまししょうか、皆さん方は熱心でございまして、ほとんど出席率が8割以上というふうな状況で、今現在もこれを引き続き行う予定で、平成19年度も予算をお願いしようというふうには思っております。そういう状況です。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） 自分の住む太宰府にこれだけ愛着を持った方々がいらっしゃるということで、こういった方々を今後どのような形で参加、いろいろ事業に参加していただく、こういった何か妙案と申しますかね、人材活用の妙案、こういったものがございましたらお聞かせください。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） この発見塾の基本的なねらいというのが、いわゆる人材育成ということがございます。それで、卒業生と申しまししょうか、塾を受けられた皆さん方にもいろんなアンケート調査を行いました。この塾が終わった後に何を希望されますかということがあったんですけども、その中で一番多かったのがやはり太宰府を紹介するリーダーになりたい。つまり、例えば史跡の解説をボランティアでしたいとか、あるいは観光客のもてなし事業に参画をしたい、あるいは太宰府館とかふれあい館でその一スタッフとして参画をしたいなどというふうなアンケート調査の結果がありました。

まさに我々が望んでいたとおりで、今後もそういう市の公共施設なり、あるいは博物館のボランティアとか、いろんな形でのお願いをしていこうと期待をいたしております。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） そうですね、確かに私も大賛成でございます。史跡解説員になりたい方もいらっしゃるでしょうし、また九州国立博物館でのボランティアとしての活動をなさりたい方もいらっしゃると思います。

先日、新聞で紹介されておりました商工会が中心となって企画されております博物館スタンプラリーなど、こういった実行委員としての協力も願うとか、いろいろ考えればいろんな方法

があると思いますので、今後は横の連携をとりながら、人材活用をぜひ図っていただければと思います。

このまると博物館の名称に異論はございませんけれども、市長から先ほどご説明いただきました。ただ、印象としましては、やはり雲をつかむような漠然とした印象なんですね。ちょっと抽象過ぎてわかりにくいので、このプロジェクトは何を核とされているのか、再度質問をさせていただきます。何が中心なのかです。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） まると博物館推進プロジェクト第四次総合計画の中に示しております、そしてまた後期基本計画の中にもまると博物館推進プロジェクトの内容等についてお示しているところがございます。そこにもお示しておりますように、このまると推進博物館というのは、具体的なハードの事業だけではないわけでございまして、先ほどから申しましておるように、太宰府にありますこの歴史、自然、そういうもの、そしてまたそれをより知らしめるため、またより市民の皆さんに理解していただく、そういう形でのソフトの面でも申しましたように、太宰府学の推進がありますし、美しい地域づくり、市民ぐるみの美しい地域づくり、これも一つの念頭で書いているわけでございます。

それとまた、地域文化遺産を保存し、またこれを具体的に活用する。これはまだ今後の課題としてたくさんあるわけでございますが、1つは文化財保存活用計画を答申を受けておりますが、それを具現化していく、これも1つでございます。と同時に、このまると博物館構想の中に産業観光の振興も含めていくということも含まれるわけでございまして、具体的に何か目標を、一つのことをつくっていくというような具体的な構想じゃなく、そういう広い範囲の中からこれをいかに市民の皆様、そして太宰府の歴史的遺産等々に対するアピールというよりも、文化発信の一つにもなるわけでございます。トータルのもので考えておるわけでございます。

したがいまして、ただいま申しましたように、具体的な景観まちづくりの答申をいただいた、そういう具体的な景観まちづくりの施策も展開しなくちゃなりませんし、究極のところは市民の皆さんあるいは事業者の皆様方、行政一体となったこの誇り持ち得る美しい太宰府をいかに充実した形で保存し残していく、そういう大きな構想であると思っております。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） そうしますと、ボランティアとかNPOの育成、支援、こういった方々のまると博物館を支える市民ネットワークも構築したいというふうにうたわれておりますよね。この辺の構築の進みぐあいといいますかね、どういうふうになっていますでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） ボランティア促進会というのが以前ございましたけども、ご承知のとおり、平成18年4月から正式に太宰府市NPOボランティア支援センターという名称の中できちっと発足をいたしました。これが中心になろうかと思っておりますけども、それらを含めた中

で、やはりこのまると博物館構想といういろんな活動の中で、いろんな形でのボランティアの方がいらっしゃいますので、それらをそれぞれの目的に沿ってまとめて指導していくというような形に将来的にはなろうかと思えます。

○議長（村山弘行議員） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時34分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時41分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） ここに第四次総合計画の後期基本計画書があります。この中で、来訪者が太宰府を楽しく回遊できるよう、水城跡や大宰府跡周辺の観光拠点の整備を図るとともに、万葉歌碑めぐりを初め、食べる、買う、憩うことのできる魅力ある観光づくりを進めますと、こういうふううたってあるわけですね。やはり、九州国立博物館も300万人を突破したということで、さらに観光客が増えてきていると。こういった方々の、一時通過型じゃなくて滞在型の太宰府市にぜひしていただきたい。そのために、やはり宿泊施設が必要じゃなからうかということで、年金保養センターがどういうふうに、今後、なったのか。ここもやはり大いに市の税収にも寄与しておりますので、入湯税とかですね、かなり大きな額が寄与されておりますので、その辺で国民年金保養センターはどういうふうになったのでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） この国民年金保養センターにつきましては、議員さんおっしゃるとおり、民間の方に売却をするという方針で先般落札がなされました。それで、あと、民間のホテル関係の会社が新たに改装をしてホテル、宿泊施設を開業するということの報告は聞いております。

そしてまた、総合計画の中にも、後期基本計画の中にもきちっと明示しておりますとおり、当然市としても一つの事業として宿泊施設の誘致という項目を起しておりますので、今後機会あるごとにそういうふうな誘致活動も行っていきたいというふうには思っております。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） 最後になりますけれども、今年度で勇退されます佐藤市長、本当にお疲れさまでございました。まると博物館推進プロジェクト、あと、平成22年度まで4年間まだございます。これまでの6年間を振り返って、佐藤市長の在任期間に事業を実施、展開されてまいりましたけれども、市長として、あと残された課題あるいはこれまでの達成度を含めたご見解をお願いできればと思っております。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 平成7年に市長に就任しまして、3期12年務めてまいりまして、その間大きな柱といたしましては、第三次総合計画を引き継ぎまして、本市の将来像でございます「歴史

とみどり豊かな文化のまち」の創造、それに基づきましての第四次総合計画、平成13年度から平成22年度を作成したところでございます。この内容等につきましては、もうご承知のように、市民の代表の皆さん方を含めます百人委員会等々の意見を拝聴しながら、この新しい第四次総合計画ができたわけでございます。

もう内容等につきましてはご承知のように3つの柱を立てまして推進いたしております。平成18年度から総合計画の後期基本計画に入るわけでございますが、この計画の内容等につきましては、市民の皆様方にも市広報と一緒にダイジェスト版等で広報いたし、皆さんに知っていただいております。

この達成度につきましては、それぞれハード面、ソフト面、いろいろございまして、年次的には一つ一つ年度予算の中で新規事業、そしてまた今後残された問題点等々は、市民の皆様、特に議会からのご提案等々を受けながら今日に至っております。その間、一番大きかったのは、何を申しまして百年の悲願でございました国立博物館が平成8年に設置決定して、そしてまた一昨年10月に開館に至ったと。非常に早期に、日本で4番目の国立博物館ができて、太宰府の新しい魅力として、また太宰府の新しい核づくりとしてできたわけでございます。これを生かしたまちづくり、今ご指摘のような通過型観光ではなくて定着できるまちづくり等々も新しい視点で今とらえておるところでございます。

一つ一つの残された課題というのは、まだ私の任期もございまして、この平成23年度までに非常に財政事情厳しゅうございますが、それぞれに市民の皆様と協働でこの取捨選択しながら長期課題のもの、短期でつくり上げるもの等々はあるかと思っております。

顧みましても、佐野土地地区画整理の平成18年度完成、あるいは平成15年に起きたあの大災害の災害復旧、あるいは周辺アクセス道路の整備等々、また一番悩ましておりました水問題等を含めまして、できる限りのことは皆様と一緒に努力してまいりまして、一定のめどなり一定の資源確保はできたと私は思っております。

今後は、さらなる太宰府の総合計画を飛躍した新しい、今度はまちづくりの視点に立った百年の計を立てていきたい、そういう気持ちでございます。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） ありがとうございます。一般会計予算も減額となりまして、自主財源の確保がこれからの最重要課題だと私は認識しております。国博で来館者も増えまして、観光客により太宰府のすばらしさをじっくり味わっていただき、先ほど申しましたように、宿泊施設と史跡めぐりによる文化財見学コースを融合させた仕組みづくりをぜひつくりたい。こういうふうには思っております。

再びこの議場にご縁がございましたら、またしっかりとこの点につきましては自主的な研究をしまして、リターンマッチの提案をさせていただきますこととお誓いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員の一般質問は終わりました。

次に、12番小柳道枝議員の一般質問を許可します。

〔12番 小柳道枝議員 登壇〕

○12番（小柳道枝議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告いたしております本市における信号機設置及び横断歩道の整備についてお伺いいたします。

本市の道路状況は、日常的な朝夕の通勤時の渋滞や年末年始を初めとする観光客の車、また国立博物館の開館とともに、シーズンを問わず市内の交通量は増え続けております。

特に、土、日、祝日などの交通渋滞は、太宰府インターチェンジから関屋交差点を經由し政庁通りを通る混雑、筑紫野インターチェンジからは国道3号線の高雄交差点から君畑交差点を右折し五条交差点へ向かう混雑、また筑紫野・古賀線バイパスの開通により、小郡インターチェンジから原交差点を經由し太宰府天満宮、国立博物館などへ向かう混雑が続いているのは、市民のだれもが知っているところでございます。

市外からの観光客などの車には、近年カーナビゲーションが取り付けられているようで、裏道案内などにより、ふだんは地域住民しか利用していない団地へと流れてきております。子供たちやお年寄りの方々を初めとする市民が、安全で安心して通行できるよう、横断歩道の整備や危険と思われる交差点などへの信号機の設置などについて、本市の対応策や関係機関との連携など、特に次の地域のことについてお尋ねいたします。

まず、県道筑紫野・太宰府線と県道観世音寺・二日市線とが接続する大宰府展示館、仏心寺近くの横断歩道のみで交差点に信号機の設置はできないのか。

次に、東ヶ丘区内の市道青山47号線と青山20号線との交差点は近くにありますが太宰府東小学校、太宰府東中学校、また県立太宰府高等学校の児童・生徒の通学路でもあり、死亡事故や車同士の接触事故などが多発いたしておりますことから、信号機の設置はできないのか。

それから、長年の念願であった高雄地区内の道路整備が進み、見通しもよくなったことから、車や人の往来が多くなり、特に、高雄中央通り線は近くにありますが星ヶ丘保育園、高雄幼稚園、太宰府南小学校の園児、児童の通園、通学路でもあることから、高雄中央通り線と市道家の前・今玉線との交差点に信号機の設置はできないのでしょうか。

最後に、県道内山線沿いにありますまほろば号内山線の豆塚山前バス停付近に、地元から横断歩道の要望がなされておりますが、どのような対策がなされておられるのか、お尋ねいたします。

再質問につきましては自席にて行います。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） ご回答申し上げます。

信号機設置及び横断歩道での整備要望は、各区長より毎年申請されております。ほかに、小学校校長、PTA、関係区長名の連名で、児童の通学路の信号機設置及び横断歩道の整備、またガードレール、フェンス、草刈り、水路のふた等の要望が出ておるところでございます。

信号機設置、横断歩道の整備につきましては、公安委員会で設置されますので、筑紫野警察

署に申請書を提出し、現地立ち会いをいたしておるところでございます。

筑紫野警察署は、現地立ち会いを行った後、県警本部に要望を申請されるようになっております。

県道筑紫野・太宰府線と観世音寺・二日市線の交差点、それから東ヶ丘の交差点、それから高雄中央通り線と家の前・今王線との交差点の3カ所の信号設置は、平成18年度も、公安委員会に筑紫野警察署を通じて要望いたしておるところでございます。

なお、東ヶ丘の交差点につきましては、一たん停止の交通規制がなされておりますが、停止線が消えかかっている状態でございますので、これも早急に公安委員会に要望してまいりたいと思っております。

最後の内山、豆塚山前バス停付近の横断歩道の設置につきましても、要望いたしておるところでございます。現在、スピードを落とせということでの白線による表示を最近いたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

○12番（小柳道枝議員） ただいま公安委員会、そして立会の上、要望は出されているということはお伺いいたしました。

この危険な場所には信号機の設置及びまた横断歩道の要望は、市内にはこの箇所に限らずやっぱり数多く要望が出されているのではないかなと思います。私どもも、やっぱり子供たちが安心して安全に通行できるよう、そしてまた今回3月末になりますと、太宰府は、学園都市、そして国立博物館の開館に伴い、多数の市外の方から移り住んでくる人、新しい学生さんもいらっしゃると思います。そういう方たちが、また裏道に入ったり、いろいろそういうこともございますことから、どうしても太宰府というのは、信号、道路の安全面は必要じゃないかなと思います。

先日、筑紫野警察署の方に行きまして、近隣の信号機設置数をちょっと調べてまいりました。春日市が114基、それと大野城市102基、そして筑紫野市が118基、それに加え太宰府市は21基というふうになっております。この要望を出されるときに、人口とか面積が、まず市町村違うと思うんですよ。その辺を太宰府市としては、人口は6万7,000人ぐらいなんですけれども、観光客、よそからの来訪者の数は近隣に比べますと多く、年間700万人ですよ。そういうところを加味したところで、要望はできないんでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 少し経過を申しますと、先ほど言いましたように、区の要望あるいはそういう学校、そういうところから要望が出まして、大体10月ぐらいから区長さんの方にも要望をとりまして、そういう運びにいたしております。そして、4月ごろまとめた部分を筑紫野警察署の方に一括して出します。出すときにも、それぞれの要望の理由、そういうものを簡単に箇条書きをして出すわけでございます。そして、5月から6月ぐらいにかけて筑紫野警察署の

交通の方と現地立ち会いをいたします。そして、それぞれの設置要望箇所、信号、それから横断歩道、そういう一たん停止、そういうものところをつぶさに、警察署の人と、職員と回りまして、そのときにこういう状況にあるということで、地域や区の皆さんがそういうことを要望してあるということをお伝えをいたしております。

それからあと警察署の公安の基準とかそういうものの判断の中で、対応されているということで、最近に対応する場合には事前に連絡が参りまして、そこのところをしていただくというように運びになっております。今、おっしゃいますようなことについては、できるだけお伝えしておるといふつもりでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

○12番（小柳道枝議員） 市としては、公安委員会の方へ要望を出し、地元から上がってきたものは伝えていく、それだけのお仕事をなさっているということですか。その中身について、一つ一つの、例えば、関屋からの政庁通り、さきに質問いたしましたこの県道、将来的に西鉄二日市東口から3号線までの拡張工事が行われ、恐らく3号線につながっていくということ聞いておりますが、これは確かでございますか。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） はい、今のところはその計画で、地元にも説明して進めておるところでございます。

○議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

○12番（小柳道枝議員） となりますと、結局東口から3号線まで道路が拡張されれば、流れて、車は必然的にあります。それから太宰府市内に入る場合に、3号線から政庁通りに当たる分、それと君畑から太宰府に入る分、その間に大きなメイン道路ができれば、それはそのままずっと仏心寺のさっき申し上げましたその大宰府展示館、その今のところに当たってくるわけなんです。今現在でも、そこから本線に入ろうという車がまず入れない、右折できないという現状は多々あります。まして、国立博物館の先ほど橋本議員の質問にもありましたまる博、そういうものを含んだときに、ウォークラリーとか、他市町村からたくさんの方が来るんですよ。ウォークラリーというのは、太宰府市内を皆さんに見ていただく、よく理解していただく、そのためにもどうしてもこういうところを市の方がご理解いただきまして、強く、先ほど申しましたように、公安委員会等々に現状の説明をし、そしてその中でやっていってほしいと思います。

それと同時に、東ヶ丘の交差点の件でございますけれども、カーナビの普及により、年末年始はもうすごいんですよ、今。県外ナンバー、久留米ナンバーあちこちのナンバーが中に入ってきております。そうしますと、その路線は東小学校のほんの手前にあります。そうしますと、バスは、出るところなんです、西鉄バスの。そうしますと、その西鉄バスのバス路線から見たときにどっちが優先道路かわからないような状況があります。とまれもあります。でも、

土地カンのある人はとまります。ただども、道路が真っすぐに続いておりますから、そこにまさか大きな優先道路があるとは思わないと思うんですよ。そこを今スピードを落とすような、何かこう、目印ですか、注意をなさいというふうなものは、白線のみならず、交差点ありとか、そういうものの注意の何かそういうものはできますでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） まず、1点目の観世音寺の交差点の分でございます。

確かに、観世音寺から来る部分の左折とか観世音寺・二日市線の方から来る部分の右折とか、非常にやっぱりその筑紫野・太宰府線ですかね、が車が多くてできにくい状況は把握しております。そのところを市道、県道と交差するところでございますので、県の方にも実情をお話しし、要望していってもらいように進めてまいりたいというふうに思います。

それから、青山のおっしゃる交差点でございますけども、確かにこの質問が出まして現地に行って、バスがメインに出る方から見ますと、交差点が幾つもあるって、そこが大きな道路ということがやっぱり見にくうございます。それで、改めましたら一たん停止もかかって、子供たちの通学路の表示もしてありますけども、おっしゃるとおり、地域の人であればわかるかと思えますけれども、そういう初めてカーナビとかで来られる方についてはわからない状況がありますので、そのところについては、先ほど言いましたように、注意とか、そういう、市の方で、注意を促すような白線による文字とか、そういうものをできる限り公安の方と協議して、ある程度市に任されている部分もございますので、できる限りの対応はしてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

○12番（小柳道枝議員） いろいろとご苦労もあるとは思いますが、特に東ヶ丘のこの交差点につきましては、東小学校のPTAさん、そして地域の方、今度また新しく新1年生も入ります。本当に安全で、登校指導している役員さんたちも本当に気を遣っておりますので、その辺を市でできる分はどういうところがありますか。確約できますか。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 先ほど言いましたように、一たん停止、それは公安の部分でございますので、例えば白線でちょっとゼブラ上にする部分、そして注意とか、それからスピード落とせとか、そういう部分は市の方である程度できると聞いておりますので、そういう部分をできるだけ安全対策のためにやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

○12番（小柳道枝議員） ぜひとも、今の通学路、そういうものを点検して東ヶ丘の小学校の前にそういうのが早急に市の責任で行ってほしいと思います。期待いたしておりますので、お願いいたします。

それと、高雄中央通りの件なんです、高雄中央通りの件につきましては、昨日清水議員さんからの質問もありまして、前に進んでいるようでございます。現地の立ち会いを行って平成19年度までには高雄中央通りの完備が終わり次第、改めて立ち会いを行い、要望していくというご答弁でございますので、どうぞ近い将来に安全で、できますようお願い申し上げたいと思います。

それと、豆塚山バス停の件なんです、内山地区のまほろば号を利用している児童・生徒ももう結構以前よりも多くなっているんですね。そして、まほろば号を使っております。先ほどご答弁にありました、確かに坂になっていてスピードがもう勝手に出るような地形ではありませんけれども、子供たちが下校時はそのままおうちの方に行けるとは思います、登校時の安全の確保、そのためにもどうしてもここは早急をお願いできればと思っております。そのために、地域の方々はまほろば号が寄りつきやすいようにバスカットを個人の協力で、地域の協力で何か取り入れられているようですが、その辺はご存じなんでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） これも現場を確認して存じております。それで、特におっしゃる下り、内山から下る方が納骨堂でしょうか、あって、少し緩やかなカーブになって下っておりますので、確かに子供たちが登校するときはその内山から下る方になりますから、おっしゃることは十分わかっておりますので、再度検証いたしまして、できるだけ対策はとりたいと、そういうふうに思っています。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

○12番（小柳道枝議員） できるだけ安全で、子供たちが通学できるような、そしてまた高齢者の方が安心して、まほろば号もメインでございますので、まほろば号を利用できるような体制をとられていただけるようお願いしたいと思います。

最後になりますが、本市は観光客、参拝客の来訪者が年間700万人を超えるという特殊な事情があります。道路交通のあり方には大きく左右されている現実もありますが、交通渋滞がひどくなりますと、迂回して思いもよらない地域への波及が、結果として通学路への影響や思わぬ事故の発生件数の増加につながると思われま。清水議員からも関連の質問がありましたが、財源の問題などいろいろな事情もありましようが、年次計画などをお示しいただきまして、市民が安心して住めるまち太宰府に向けてご尽力くださいますよう重ねてお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午後0時09分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番不老光幸議員の一般質問を許可します。

〔7番 不老光幸議員 登壇〕

○7番（不老光幸議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告しておりました項目について質問させていただきます。

駐車場対策についてであります。

太宰府天満宮、九州国立博物館周辺の車の混雑に対する駐車場対策について、今後どのような対策を考えておられるのか、伺います。

国立博物館開館後の連日のにぎわいは、開館前の予想をはるかに超える入館者の数になっております。先日、300万人を超えたと発表にもありますように、太宰府に訪れる観光客の増は大変喜ばしいことではありますが、開館前から指摘されております自動車で訪れられる観光客のための駐車場の数は、絶対数が大きく不足の状態、根本的な対策がいまだになされておられません。正月には、応急の対策として臨時の駐車場などの準備はされましたが、その後、土曜、日曜は駐車場に入れない自動車の影響で、市内の道路の渋滞が発生しています。また、来訪者にも時間のロスを与えることになりまして、市民の生活にも大変な影響を与えております。

このような状況をどのように認識され、判断をされているのか。また、今後の対策はどう考えておられるのか、伺います。

再質問につきましては、自席で行います。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 駐車場対策についてご回答申し上げます。

平成17年10月に九州国立博物館が開館いたしましたことによりまして、特に週末は市内の渋滞に拍車がかかっておりまして、慢性的な交通渋滞と駐車場不足が発生しております。これによりまして、地域の方々にはご迷惑をおかけいたしております。年末年始につきましては、ご承知のとおり、水城小学校や通古賀土地区画整理予定地周辺に臨時駐車場等を設置いたしまして、渋滞の緩和に対応してまいりました。

現在は、土曜日、日曜日、祝日等には市役所周辺を無料開放いたしまして、あとは太宰府天満宮や国立博物館、さらには西鉄とも連携をしながら、できるだけ公共交通機関を利用するように徹底した呼びかけを行っております。

また、こうした総合的な交通渋滞に対する解消に向けましては、総合的に研究、検討をする目的で国、県、筑紫野警察署を初めといたしまして、太宰府天満宮、観光協会等の関係機関等も含めながら構成いたしましたプロジェクトチームを編成をして、太宰府市、市全体の総合交通計画なるものを策定するために現在会合を進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） 平成17年12月に、国博が開館しましてすぐに、一度このことにつきまして質問いたしまして、そのときのご回答と余り変わらないんですけども、今部長がおっしゃいましたように、公共交通機関を利用されるように啓蒙といいますか、そういうことをされていらっしゃるという話がありましたけども、具体的にどういうことをされていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 例えば国立博物館ですけども、ホームページを開いていただければ、そこには必ず公共交通機関を利用してくださいということをきちっと文言で示してもらっています。それから、天満宮さんにつきましても、年末年始にかかわらず、いろんなチラシ、情報誌を出すときには、その公共交通機関の案内、当然市の方のホームページ、いろんなイベントをするときにもそういうチラシ等で案内をいたしております。

特に、この公共交通機関を利用してくださいというのを、この3団体、関係含めて連携しながら呼びかけを行っておりますが、一つの結果の数字といたしましては、特に身近な西鉄電車の方からの一つの報告がございまして、特にここ1月、2月の土曜日、日曜日、いわゆる休日の乗車率というのが、平成17年と同じ時期に比較いたしますと140から180%の増という報告を受けております。

こういう一つの公共交通機関を利用してくださいという呼びかけによりまして、それなりの効果があっているという判断はいたしております。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） 今ホームページとかお話がありましたんですけども、これは周辺の太宰府に近いところの方々は、もう太宰府に車で行けば、駐車場に入るまでに相当時間がかかるとか渋滞しているとか、そういったことはリピートの方はかなり体験的に知っていらっしゃるわけですけども、今非常に高速道路とかいろんなものが随分と整備をされまして、他県、特に遠方の方につきましては、やはり車でおいでになるお客さんが非常に多いわけです。それで、車のナンバー見ると本当に遠いところからおいでになっている車が非常に多いんですけども、そういう方々に対する周知といいますか、それはホームページを開きますとわかるかもしれませんが、それができない人に対する周知はどういうふうに考えていらっしゃるか、お尋ねします。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 先ほど本市の総合交通計画を策定するというふうに申し上げました。実は、この計画書の中に情報システムの構築というものを考えております。これはインターネット等によりまして各個人が持っている携帯電話からも情報を収集できるというようなことで、例えば駐車場の位置あるいはその駐車場の満車、空車の状況をそういうインターネットによってお知らせをする。事前に、ドライバーの方に関係者に情報を提供するというようなことを考えております。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） 駐車場の数ですけれども、これが冒頭に申しましたように、正月の休みには、臨時駐車場とかそういったものを準備をされまして、それなりに成果は上がっているというふうに私も認識はいたしましたんですけども、その後の土曜、日曜、祭日の状況ですけれども、市の周辺、特に市役所の駐車場とか、そういったものを開放していらっしゃるんですけども、全体的に見まして駐車場の数は足りているというふうに判断をされているわけですか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 昨今の土曜日、日曜日、いわゆる休日の市内の渋滞状況を見てみますと、不足をしているという判断は確かにいたしております。ただ、非常にこの駐車場、いわゆる渋滞の定義といいたしでしょうか、どこまでが渋滞でどこまでが不足だというのが、判断が、非常に我々も判断が難しいところなんですけれども、できるだけそういう市民生活に支障のないような条件整備をするのが、一つ、我々の役目だろうというふうには思っております。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） 駐車場そのものは絶対数が足りない、渋滞の状況をどこまで判断するのかとおっしゃいましたけれども、さっき小柳議員がおっしゃいましたように、相当市内に入ってくる幹線道路が渋滞を来しているということは、地域振興部長も順次市内を見ていらっしゃるようでございますので、認識はされていると思うんですけども、特に今、国博の原地区ですかね、あちらの方の北側、裏側ですかね、裏側の駐車場が準備されているんですけども、あそこにやはり市民の、来訪者の方は表側から行くよりも裏側の方がスムーズに行けるんじゃないかなということで、10時過ぎにはあちらの方の駐車場はみんなもう満杯になっている状況でございます。

絶対的に、私は駐車場は足りないというふうに判断をいたしております、今後駐車場の増設、そういったものを考えていらっしゃるかどうか、お伺いします。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 現段階で市が責任を持って駐車場を何台確保する、整備するという具体的な計画は持っておりませんが、これは先ほども申し上げましたけれども、市だけではなくて、やはり民間の方あるいは関係者等も協力をいただきながら、一定の駐車場の整備というのは今後とも整備をしていく必要があるというふうには思っております。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） 年間700万人も来訪者がおいでになるこの地域に、何ら市当局でその駐車場問題について準備をするとか、そういうことをやらずに民間にすべて依存するというのは、ちょっと異常じゃないかというふうに私は感じております。私どもも、観光地のいろんなところを視察にお伺いしましたわけでございますけれども、かなりの部分で市が主導的に市で準備する、あるいは何らかの形で確保するような形の施策をとっていらっしゃるのを随分と見て回ってきたんですけども、このような状態をいつまでも続けていくというのはいかがなも



のかと思いますけども、いかがですか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 市の方で、行政の方で全く整備はしないという意味ではございませんで、当然市の責任としてこういう渋滞対策についてはしかるべき条件整備をしなければなりません。しかしながら、あわせて民間の方とも、いろいろと協力を願いたいという意味でございます。その辺はご理解いただきたいと思っております。

ただ1つ、博物館が開館いたしました大渋滞の折に、筑紫野市の原地区、いわゆる北側アクセス側の方に、市の方としても民間の方に臨時でいいからひとつ駐車場をしてほしいというお願いはいたしました。しかし、そこで民間の方が言われるには、1年間ずっと保証してくれるのかという部分もはっきりと言われますし、なかなか市としても民間の方にぜひ駐車場を整備してくださいと強くは言えない状況もございますので、その辺あたりは十分条件、環境を考えながら、そういう整備に向かって努力はしていきたいというふうに思います。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） 平成17年12月の私の質問のとき、やはり今部長がおっしゃいましたように、駐車場を、年間続けてあれば、これは民間の方をお願いするというのは適当だと思いますけども、ある一定の期間が駐車場として供されて、あとはあいてしまう状態でございます。例えばそのときに、議事録見ていただければわかると思うんですけども、3,000坪の農地を駐車場にした場合には、あと夏場のあいたリスクを民間の方に負担をかけるんですかという、それはできないんじゃないか、だから公共の部分でそういったものについては確保すべきではないか。それで、具体的に、こういったものもどうですかという話もしたと思うんですけども、農地を駐車場に変更すれば、まず固定資産税変わってくると思うんですね。そういうふうなリスクがありますから、北側に確かに駐車場を民間農地をつぶしてやっていらっしゃるんですけども、そうではなくて、国立博物館をつくるときに、700台の駐車場を確保してくださいというふうに申し入れをされたんですけども、実際には230台しかつくっていらっしゃらない。

私が思いますのは、1年間たって国博の会場、国博そのものにもっと駐車場を増設してくださいということを依頼はされたんですか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 議員さんおっしゃいますように、国博の駐車場が今現在230台です。現状を見ながら、今日までいろんな渋滞状況を確認をしておりますので、当然博物館の方の担当者には、できるならば今後も増設に向けて検討していただきたいというのは再三機会あるごとに申し入れはいたしております。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） それで、国博というか、国とか県ですけども、回答はどういうふうにおっしゃいましたか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 現段階でははっきりした答えはなくて、今後も少し、しばらく推移を見るといふような回答はいただいております。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） 当初、国博ができるときに年間35万人という予測だったんですけども、先日発表では1年ちょっとで300万人の入場者があっているわけですね。それで、特別展の入場料は1,300円とか、あるいは1,200円とか1,000円とかあるんですけども、一般は400円とかあるんでしょうけども、例えば1,000円で計算すれば、35万台だったら3億5,000万円、これが300万人だと30億円入ってくるわけですね。それだけの金が入ってくれば、駐車場つくるぐらいの金は十分あるし、場所もあると思うんですね。やり方はあると思うんですけども、ぜひともこれは太宰府市の現状からして強く早急につくっていただけるように要求すべきだと思いますけども、いかがですか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 博物館、先ほど言いましたように、確かに要望はいたしております。そういう事情も博物館の方も承知はされていると思いますので、さらにそういうふうな協議の中で、駐車場のあり方については、今後議題にのせながら申し出をしていきたいというふうに思います。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） それからもう一点ですけども、水城跡、水城堤防周辺の開発に伴う駐車場のプランは、九州地方整備局と、平成18年度から調査費をつけていただくというご回答を平成17年12月の質問のときにいただいておりますけども、これはどうなりましたか、お伺いいたします。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） この水城周辺の整備につきましては、確かにいわゆる道の駅構想みたいなイメージで整備を今予定しております。関係機関であります国の方にもそういう絵を、構想を見せながら、今のところ相談をしておりますけども、具体的なそういう交付金とか補助の話までは進めておりません。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） 本当にいろんなところの観光地があるんですけども、太宰府天満宮周辺で個人の方が駐車場を何人もやっています。これは駐車場というよりも個人の庭先にそれぞれ駐車をしていただいているという状況でございます。最近は本当にせっかく遠いところからおいでになって、本当に駐車場を探しながらいらっしゃる方を見受けますので、本当に2台でも3台でも置けるスペースがあれば、ぜひちょっと車をとめていただけませんかやろかというふうをお願いをしている状況でございます。

本来ならば、そのところにはお客さんがいっぱいおいでになるんですから、それなりのお店とかそういったものが張りついておれば、もっともっと経済効果も上がってくるんじゃない

かというふうを感じるんですけども、駐車場の皆さん方はやっぱりそれで十分なる努力をされてやっつけていらっしゃるんですけども、このメイン通りにずっと軒並みに個人の方が少しの庭を駐車場にしているという状況をですね、これは太宰府の知名度、それからこれだけのお客さんが来るような場所においてですね、本当に市としてですよ、やはり公共の機関がきちっとした駐車場を真剣に考えてですね、つくるべき方向にですね、進める、一歩足を踏み出すということですね、ぜひともお願いしたいと思います。

で、これは1年、もう1年間そのままの状況で、早くからお客さんが増えているということはわかっているんですけども、夏場にそういう手を打っていらっしゃるかと、そういうのがですね、非常に残念な状況でございます。

それから、前回九州歴史資料館が移設したら、そこに駐車場にしますというお話がありましたんですけども、あの建物はいつ壊されるんですか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 現在のところ、何年の何月に取り壊しをするというふうな情報というのは本市の方には入ってきておりません。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） だから、不確定なものをですね、期待しながら、それでそこにしますというふうな返事というのはですね、これは無責任な話だと思うんですけども。やっぱり現実に1年以内に取りかかるとできるようなことをやはり期待しながらやるのが当たり前でありまして、あそこが私はもし取り壊しができれば、1階じゃなくて立体駐車場をつくっていただければというふうな感じも持っていましたけども、いつになるかわからないものをいつまでも待っておるといふのはいかがなものかと思っております。

それからもう一つ、もう一点、福岡空港の第2駐車場がかってはですね、非常に駐車場が足りなくて困っていたんですけども、あそこに2階の駐車場にしまして非常に緩和されたというのは皆さん方も経験されていらっしゃると思うんですけども、天満宮さんの大駐車場を立体化する構想とか、そういった話は出ていないんですか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 天満宮さんの大駐車場の分につきましては、以前も協議はした経過がございますけども、現時点では天満宮さんとしては2階建て、あるいは3階建ての構想計画はないようでございます。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） いろんなことを指摘させていただきましたけども、ぜひともやはり全国に誇れる太宰府まちを目指すという意味におきまして、本当に駐車場問題というのは重要な課題の一つだと思っております。ぜひとも、これはもう市長さん、残念ながらおかわりになるわけでございますけども、ここに残っていらっしゃる皆さん方でぜひともですよ、早急にこの問題については真剣に前に取り組んでいただきたいということをお願いしまして質問を終わり

ます。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員の一般質問は終わりました。

次に、11番山路一恵議員の一般質問を許可します。

〔11番 山路一恵議員 登壇〕

○11番（山路一恵議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして2点質問をいたします。

1つ目は、全国一斉学力テストについてです。

文部科学省は、本年4月24日、全国の小学校6年生、中学校3年生を対象に全国一斉学力テストの実施を決めています。このテストの実施要綱によりますと、対象は全国の小学6年生と中学3年生全員約240万人で、教科は国語と算数、数学の2教科、このほか学習状況調査も行われ、それぞれ学校名、男女、組、出席番号、名前を記入することになっています。そして、学力・学習状況調査の回答用紙は、各学校からそのまま文科省委託先のベネッセコーポレーションとNTTデータが回収し、採点、集計を行うとのこと。

委託先である民間企業は、問題用紙作成から教科学習状況調査用紙の送付と回収、採点、分析まですべてのことを任されて行うわけですが、これはすなわち子供たちの教科の点数から家庭内のプライバシーにかかわる情報まで、受験産業にかかわる企業なら、のどから手が出るほど欲しい情報がいとも簡単に業者の手に渡ってしまうということで、また認めがたいのは、それが国民の税金を投じて行われるということです。2007年度の文教予算では、今年の実施と翌年以降毎年実施するための準備として65億9,000万円が計上されています。国民の税金を使って民間企業に子供の個人情報を売り渡すようなことを簡単に認めるわけにはいきません。

既に民間企業丸投げで学力テストを実施している東京都のある区では、業者から「おたくのお子さんの都の中の順位を教えましょうか」といったセールスの電話がかかってきたという事例があるように、個人情報が漏れいしない保証はどこにもないのです。個人情報保護法に照らして言うなら、事前に保護者や子供たちに利用目的等を明示しなければならないはずですが、実施する旨の通知はなされるのでしょうか。参加するかしないかは、各市区町村の教育委員会で決めることができるということですが、個人情報保護にかかわる重大な問題を一方的に決めて実施されては困ります。

そうした個人情報の問題だけでなく、以前1961年に全国学力テストが実施された際、成績の悪い子をテスト当日は休ませる、先生が子供に答えを教えるなど、評価を上げるために教育とは無縁のことが次々に行われ、4年後には中止になったということがありました。その事実から見ても、また同じことが起こるのではないかと危惧しています。テストは子供たちだけではなく、先生方にとってもかなりのストレスをもたらす原因となることは明らかです。

以上のようなことから、私は全国一斉学力テストには参加すべきではないとの考えを持っていますが、教育委員会としてはどのようなお考えなのかをお伺いいたします。

次、2点目に、障害児、障害者の補装具について伺います。

昨年10月、障害者自立支援法が本格実施され、原則1割の応益負担が導入されました。大幅な利用者負担増による施設からの退所や報酬の激減による施設運営の悪化など日増しに深刻な問題が浮き彫りになり、とうとう政府は2007年、2008年の2年限りですが、特別対策を打ち出さざるを得なくなりました。しかしながら、肝心の定率1割の応益負担には全く手をつけていません。低所得者世帯ほど負担が重い、障害が重い人ほどさらに負担が重くなる逆進制に変わりはないので、さらに抜本的な見直しが必要です。

そして、自立支援医療補装具は、今回の軽減措置の対象外となってしまったため、自治体独自の支援が望まれるところです。特に、補装具は障害者の身体機能を補完し、または代替えるものとして日常生活を送る上で必要不可欠なものです。値段的に高額なものが多いので、1割負担でも大変との声を耳にしますが、そのため自治体独自の負担軽減策を設けているところも少なくありません。補装具については、所得にかかわらず利用者全員が無料とか、住民税非課税世帯の障害者の利用負担を5%に軽減するなど、障害児、障害者の立場に立った支援策が行われております。本市でも、負担軽減策を設けるようご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

再質問につきましては、自席より行います。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 全国一斉学力テストについてお答えいたします。

通称「全国一斉学力テスト」と呼んでおりますけれども、正式名称は「全国学力・学習状況調査」でございますので、この点からお答えいたします。

全国学力・学習状況調査は、子供たちの国際学力調査の結果、どうも学力の低下が見られるのではないかと、学習意欲が低下しているのではないかとというような心配または不安等を受けまして、学校教育の現状や課題を把握するために、全国の小学校6年生及び中学校3年生の全児童・生徒を対象にして、4月24日に文部科学省が実施するものです。

文部科学省は、この目的といたしまして、1つ、全国的な義務教育の機会均等と水準向上のため、児童・生徒の学力、学習状況を把握、分析することにより、教育の結果を検証し改善を図る。1つ、各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、みずからの教育の結果を把握し、改善を図るの2点を上げております。このことを踏まえまして、本調査では国語科、算数・数学科に関する学力調査とともに、生活習慣や学習環境、学習意欲等に関する学習状況調査もあわせて実施し、両者の相関関係を分析することで学力を向上させるための望ましい学習指導や生活習慣、教育条件のあり方について究明しようとするものでございます。

また、今日教科指導を初め、義務教育の質の保証をする仕組みが求められておりますので、こういう中での今回の全国学力・学習状況調査でございますので、本市教育委員会といたしましても、この調査に参加し、その結果や分析を生かし、市内の小・中学校のさらなる教育の充実を図っていきたいと考えておるところでございます。

また、公表につきましても、学校間の序列化とか過度な競争につながらないように配慮しな

がら、十分検討して公表について考えていきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） 実施をされるという旨でのお答えがありましたけれども、学校と子供に成績順の序列をつけるということは、競争とふるい分けを一層強めるということにつながりますし、また先生方に与える影響、それから子供たちに与える影響というものははかり知れないものがあると思います。

参加するということについて、これは各小・中学校のご意見を聞いて判断をされたのか、それとも文科省が実施をするものだから、参加するのは当然との認識で教育委員会だけで判断をされたのか、これはどちらでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 先ほどの答弁にもありましたように、やはり学力の状況に対する不安とか、また学習意欲の問題等々、子供たちの学力に関することについて多くの疑問とか不安とか学校に対する不満とか、そういうものがいろいろと言われている昨今でございます。そういうことだけにですね、やはり学力の状況とか学力調査ということをするという文部科学省の方針に対しまして、私はぜひ必要なことだなということを思いまして実施するということで判断しております。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） 今のお答えですと、教育長がお一人で判断されたというふうにとらえてよろしいのでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） これにつきましては何と申しますかね、こういうふうな参加するかどうかという文書が参りますので、部内で回覧をしながら、最終的には私の決断で判断したというふうにとらえられて結構です。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） 部内で文部科学省からおりてきた要綱を回して教育長が判断をされた。ということは、教育委員会の会議で諮られたとか学校の意見を聞いたということは全くなかったということなんですよ。

これは、非常に私、問題だと思いますけれど、先ほども言いましたように参加するかしないかは、そこそこの市町村の判断にゆだねられてはいるんですけども、やはり国が実施する調査だから協力するのが当然、当たり前みたいに、これは簡単に判断できる問題ではないと思っていますよ、私はですね。それはなぜかといいますと、国会の審議の中でも指摘をされておりましたし、全国各地の教職員組合などもプライバシー保護の観点から見て、この個人情報保護法の違反の疑いがあると、そういうことで保護者の同意、学校の同意なしに行うことは非常に問題だというふうな見解を示しています。そのほかにもプライバシー、こういった個人情報

報保護の問題以外にもたくさんの不安材料があるわけですが、まずそのプライバシーの問題についてお聞きをします。

調査は、教科の国語、算数・数学、そういった教科のテスト以外にですね、学校での勉強や生活について子供たちに答えさせる質問肢というのがあります。1週間に何日塾に通っていますか、学習塾では学校より難しい勉強をやっていますか、おけいごとには通っていますか、そういったこと、それからですね、ほかにも家に本は何冊ありますかとか、家にコンピューターは置いてありますかとか、家の人は学校の行事によく参加をされますか、こういった家庭の事情にまで踏み込んだ内容の質問も多数あります。

小学生の質問肢を見ましたけれども、92項目にもわたって子供の内申にかかわることから、そういった家庭のことまで、これ子供たちに答えさせるんですね。とにかく、こういったプライバシーにかかわることを保護者に知らせないまま、何の事情もわからない子供たちに答えさせるということは非常に問題があると思うのですが、教育長はそのように思われませんか。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） いろいろとご指摘がありました。あのですね、2月16日の文部科学省の資料によりますと、参加するのが、全国1,908の教育委員会がございまして、参加に支障があると回答したのは1つであるとか、全国の公立の小学校、中学校では99.95%程度の参加があると、そういうふうな状況でございます。

また、これは予算を伴いますので、国会の方でも議論されて、賛成があった上でなされるんじゃないかとも思っております。

また、今いろいろご指摘なされたような事柄も、文部科学省は実行する上において十分検討されているんじゃないかというふうに私はとらえております。そういうふうなことから、どういう内容とかどういう方法とかどういう手順とかについては、そういうところが十分検討されたということと私自身はとらえながら、そのやり方といいましようか、方法とか内容に沿って実施をしていきたいと、また実施する方向であるというふうにお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） その認識は非常に甘いというかですね、その感覚が麻痺しているんじゃないかと思うんですけど、文部科学省が、実施をすることだからといって、縦割りのにするのが当たり前、そのように思ってもらっちゃ本当に困るんですよ。

その実施要綱の中ではですね、あくまでもこれは協力というふうな文言になってますよね。それで、先ほど言われたように、市の教育理念にはそぐわないという理由で実際参加しない自治体、市が1市だけあります。

ですが、先ほど申しましたプライバシーの問題ですけれども、個人情報保護法の第4条では、「行政機関は本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない」とあります。ただ、本人といっ

ても、これは児童・生徒が対象ですから、未成年ですよ。当然、未成年ですから、その保護者に対しても説明責任というものを果たさなければならないというふうに考えます。

ちょうど一昨日でしたけれども、新聞の1面に大きく載りましたよね。大日本印刷の個人情報で863万人分流出をしたと、こういう報道があったばかりですけれども、このテストを受ける全国の約240万人の個人情報が流出しないという保障はどこにもないわけですね。絶対に大丈夫だというふうに言い切れないはずですよ。

ちなみに、この小学校分の委託を請け負うベネッセコーポレーションは、進研ゼミという事業を主力としてやっておりますし、NTTデータは旺文社グループの一員である株式会社教育測定研究所というところと連携をしてやっています。この両方とも大手の受験産業であるわけなんですけど、こうした民間企業にすべてのデータが行くということは、ますます今後、競争教育、受験戦争が激化するのではないかということも、私は一保護者として非常に心配をしております。

あくまでも参加をするというお考えは、変わらないんでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） お答え繰り返すようではございますけれども、こういう縦の系列だから参加するといふんじゃなくて、最初にも答えましたように、やはりこれは適宜を得たテストであり、その必要性を感じるから参加するというところでございます。

それから、先ほども申しましたように、今法律の話が出ましたけれども、いろいろそういうことを専門的に考えてある方がやはり方法、手順をきちっと示されながら実施されるものと私は考えておりますので、その方法、手順に沿ってやっていきますということでございますので、どうかよろしくご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） だったらですね、あくまでも実施されるというのであれば、2つ、2点要求したいことがあります。

まず1つは、保護者への説明責任、これをしっかりと果たすことですね。今その必要はないというふうな認識だと教育長は言われましたけれども、私はそうは思いません。やはりこれだけの個人情報が、そのデータが一斉にその民間企業に流れるということに関しては、大変大きな心配があります。ですから、その保護者への説明責任、その内容といたしましては、対象児童・生徒の保護者あてに対して実施のまず目的、それから学力テストと学習状況の質問内容、結果公表の有無、それから調査結果の分析を踏まえた改善策、あわせて実施前後に気になること、気がついたことがあれば教育委員会に申し出てください、こういった文章を入れて、お知らせ文書を対象児童・生徒の保護者あてに出していただきたい、これが1つ。

それからもう一つは、文科省の実施目的に照らしてみても、テストに個人名を書いて出す必要性は全く感じられませんので、無記名で実施することを要求したいと思っておりますが、いかがで



しょうか。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 答弁を繰り返すようですけどね、だからどういう手順とか、どういう方法でやるかということは、当然これだけの数でやりますからですね、それに沿ってやっていくということでご理解をいただきたい。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） だから、理解ができないからお尋ねしているんです。

実施するかしないかは、市町村の判断に任されている。それは実施すると言われても、それはもう実施するならするで構いませんけども、ただするんだったら、保護者に説明をちゃんとする責任があるんじゃないですかと言っているんです。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） だから、繰り返すようですが、だからそういうことを踏まえてですね、どういう手順とかどういう方法でやるかということは、単に太宰府市だけの問題じゃございませんからね、そういうことに沿って実施していきますというふうにお答えしているわけでございますので、それを太宰府市だけ別の方向へどうこうとかというふうに、特別にするとか特別にしないとかなんかというようなことは考えていなくて、実施方法、そういうことに沿ってやっていきますということでご理解いただきたい。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） それじゃ、もうこのまま保護者には内容等を知らせないまま実施に踏み込むということですか。そういうことですよ。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） いや、そうじゃなくて、実施方法とか手順が示されますから、それに沿ってやっていくというだけであって、するとかしないとか、何もそういうことを私は言っているんじゃないですよ。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） じゃ、お尋ねしますけども、実施要綱を私も読みましたけども、そういう事前に保護者に対してどういうふうなことをしなさいとかということは一切書かれていないですよ。どういう方法でされるんですか。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） いや、だからどういう方法でとかじゃなくて、示された方法、手順でやっていきますと、もうそれ以上ありませんし、それ以下もございません。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） だから、その実施要綱に基づいてやっていくということをやられているわけでしょう。ただ、その実施要綱の中には、事前に保護者にこういう説明、こういう方法

で説明しなさいとか、そういった具体的な内容は一言も書かれていないわけですね。だから、それをどういうふうに考えているんですかとお尋ねしたんですけども、しないということなんですか。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） するとかしないとかじゃなくて、実施要綱とか手順について、多分まだ4月ですので、また説明会等もございますし、そういうことを踏まえながら、それに沿ってやっていくということをお答えしているだけでございます。どうぞよろしく。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） 4月、実施まであと一か月しかないんですよ。その間に保護者に連絡、そういった通知を、簡単にただやりますよだけじゃ困るわけですよ。やっぱり先ほど私が言ったような内容を盛り込んでやってほしいというふうに、これは私の要望ですけどもね、まあだからそれはもうわかりました。要望ということをお願いしておきますけど、ただね、そのテストに氏名を書くか書かないか、これは、私、市町村で判断できる問題だと思うんですけどね、いかがでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） ですから、何度も繰り返すようですけど、そうやってやりましょうという方法に沿ってやっていきますと、いけませんかね、それで。いいでしょう。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） このままいっても、ちょっとらちが明かないみたいですので、もうちょっと質問しますけども、じゃ結果の公表についてもまだお考えではないということですか。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） これは国レベルで公表すること、県レベルで公表すること、また市町村にある程度任されていること、それから学校レベルでの特に保護者を中心に、保護者といいですか、その対象の子供の保護者に対して公表すること等がそのレベルによってずっとあるんじゃないかと思っております。そういう点から考えていきますと、市というのは太宰府市の場合、小学校7校、中学校4校ですので、市だけが余り詳しく出しましても、なかなかわかりにくいといいますかね、効果が少ないかなと思ったりもしているところもあります。そういうことを踏まえながら、先ほど申しましたようにどういう形で公表するか、学校とも十分協議しながら進めていきたいと思っております。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） 今、学校とも協議しながら進めるというふうに言われましたけども、学校も当然そうですけれど、やはりPTAの意見とか、あと教育委員さんの意見とか幅広い意見を集約してですね、その結果どうするかということは判断していただきたいと思います。教育長、部とだけで判断していただかないようにしてほしいと思います。

それとですね、あと調査結果の分析を踏まえての改善策、これはやはり実施する以上です

ね、そこがないと実施する意味がないと思うわけですね。ですから、改善策としては文科省の方から終了した後のその支援策というものが示されているのかどうか。

それから、市の方では、例えば学力が低いと判断をした学校については、こういうふうな改善策を講じようと思っておりますとか、そういった内容については今ありますか、お答えできることが。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） まだですね、結果を全然見ていない段階でいろいろと話をするのは誤解を招くおそれもあるんじゃないかと思えますけれども、ご指摘のように、今回の場合はいろいろ競争とか比較とかというよりも、どうやって向上を図っていくかという改善とかということにやはりもっと力を入れなくちゃならないということを思っておりますので、それにいけるような授業の改善とか保護者とか親へのご協力とか、また必要な場合は予算的な措置等々についてもですね、私ども検討し、必要なことについては、またご相談しなくちゃならないというふうに考えております。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） そのテストが終わった後の改善策ということについては、されるのであれば十分にそれを生かしていただきたいと思います。

やはり保護者や教員の方の中にはですね、子供の学力を知るためには、こういった学力テストは必要だと言われる方も当然いらっしゃいます。そのことは、私は否定しません。ですから、今年の2月頭に中学校の方で筑紫地区による学力診断テストというのが実施をされております。私は何も全国一斉にやらなくても、筑紫地区の学力診断テストだけで十分だと思っているんですね。その結果に基づいて、当然学校も先生方も既に学力向上の努力というものはされているというふうにも思うからです。だから、何も全国一斉の全児童を対象にする必要もないし、抽出で行えば済むことだというふうに思っているんですね。抽出でも十分文科省の言う目的は果たせるはずなんです。ですから、私は全国一斉じゃなくても、筑紫地区のテストだけで十分じゃないですか、そういうふうに思っています。

それで、その全国一斉テストが問題だというのは、全国約240万人の子供たちすべてが固有名詞つきで点数により序列化される、序列化できるということ、それから優良な学校と落ちこぼれの学校というふうに学校がランクづけされてしまうということ、そういったことで一層教育格差を広げるものになるというふうに考えるからなんです。

ご承知のとおり、現安倍内閣は教育基本法を改正しまして、学校の格差づくりと一層の競争教育を進めようというふうにしています。その手始めとして行われるのが、この全国一斉学力テストなんです。これを将来的に学校選択制、学校選択の自由化と結びつけてですね、ランクの低い問題校には文科省が教職員の入れかえや民営への移管を命じることができるようにしようと、それが安倍首相の求める教育改革なんです。こうした方向性というものは、安倍首相が出されている「美しい国へ」という本にもしっかりと書かれてあるんですよ。ですから、こ

ういった安倍内閣が進めようとしている教育改革と私たち国民が望んでいる教育とは、とても大きな隔たりがあります。

東京都足立区では、先取的に学力テストが実施をされていますし、学校選択制というものが導入をされておりますけれども、その結果、テレビでごらんになったこともあると思いますが、マスコミにも大変批判的に取り上げられました。このことは多くの教育関係者や学校教職員、保護者や子供たちにも大変微妙な問題を投げかけました。やはりできる子とできない子に分けられる、競争させられるような環境が、人格形成にいい影響というものを与えるはずがありませんよね。そのことは教育長もずっと学校現場におられて十分に認識はされていると思うんですよ。それをまた子供たちは、そういった学校間、教師間、保護者間の間にそういった競争意識がいや応なしにやっぱり生まれてくると思います。子供たちは、やっぱりそれを敏感に感じ取るわけですよ。そうしたことが結果的にいじめや不登校といった問題につながっていくのではないのでしょうか。

ですから、今日、具体的に何も教育委員会としてのお考えなく、ただ文科省からおりてきたのをそのまま実施をされる、そういうふうなお答えしかいただけませんでしたけれども、教育委員会は、国の方向性、こういうところまでしっかり見きわめた上でやっぱり十分に教育委員会の中で協議してですよ、やっぱり学校の意見も聞いて決定をしていただきたい。

序列化につながらないふうに取り組むというふうなことで、それはしっかりと実施要綱の中にも書いてありますけれども、これは実施すること自体がもう序列化なんですよ。ですから、そういった結果を、この集約されたデータが民間企業、大手の受験産業の民間企業がですね、営利目的で利用をするということは、これ十二分に考えられることですし、そういった個人情報保護の問題から教師、子供たちの内申にかかわる問題まで大変重要な問題を含んでおりますので、この学力・学習状況調査、これは私は本当実施してほしくないということを重ねて申し上げまして1項目め終わります。

○議長（村山弘行議員） ここで14時15分まで休憩いたします。

休憩 午後1時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 2点目の補装具費支給制度につきましては、障害者自立支援法により昨年10月から利用者負担が原則として定率1割の負担となっております。ただし、世帯の所得に応じて4区分の負担上限額が設定されております。

その負担上限額の区分について申し上げますと、まず生活保護世帯につきましては0円、低所得者1につきましては1万5,000円、低所得者2については2万4,600円、一般については3万7,200円となっております。本市におきましては、国の基準どおりの原則1割負担の利用者負

担を採用しておるところでございますが、これは近隣市町におきましても国の基準どおりの施行となっております。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） 補装具の支給制度につきましては、今ご答弁があったように4区分に分かれております、低所得者対策としてですね。支援費制度から障害者自立支援法に変わって、何が一番問題とされてきたかといいますと、やっぱりそれは定率1割の応益負担制度、これの導入なんですね。やはり自立とは名ばかりの逆に障害者の希望を奪ってしまうような余りにもひどい制度改正であったためにですね、やはりかつてない大運動が全国規模で沸き起こりまして、このたび政府は一定の見直しというものをせざるを得なくなりました。これは本当に障害者の方々やそのご家族、それから各団体、施設や地方自治体から声を上げていった成果であるというふうに思います。

ただ、その特別対策というのも、補正予算を含めると、たった2年間の時限的な対策でしかありません。3年後には介護保険制度との統合ですね、これが計画をされておりますので、まだ大変な混乱が起こるのではないだろうかというふうに危惧をしております。そういう意味では、制度がころころと変わる中で執行部のご苦勞も本当に多いと思うんですけども、でもやはり制度が変わって一番不安を抱え大変な思いをされているのは、当事者の方々なんですよ。

障害者施策の中でも市に対して要望したいことは山ほどあります。私も、これまでに何回か自立支援法の質問もしてきましたけれども、その山ほどある中でも今回は、この補装具を取り上げました。この補装具というのは、身体の欠損または損なわれた身体機能を補完、代替えるもので、障害個別に対応して設計、加工されるもの、身体に装着をして日常生活または就学、就労に用いるもののことをいいます。今回いただいた予算審査資料の17ページにも、その種目一覧というのが載せられておりますけれども、障害を持つ方々にとっては、体の一部としてなくてはならないものであり、補装具があることで通常の生活を送ることができるわけですから、そういう意味では障害者の人権擁護の視点から見て最も保障すべき領域であると私は思いましたので、今回その負担軽減策を要求をいたしました。

確かに、その4区分の負担上限額というものが設定をされてはいますが、障害基礎年金2級相当の収入しかない人でも1万5,000円、それから1級相当の収入でも2万4,600円、こういう上限設定は、実に収入の2割から3割を自己負担しなければならないんですね。これが国が言うように本当にきめ細やかな軽減措置と言えるんでしょうか。やはり軽減措置とは言えないというところで、少なくとも自治体が独自で負担軽減策というものを設けてやっているというふうに思うわけです。

国の軽減策で十分だというのなら、やはりわざわざそういったほかの自治体が、そういう一般財源で出してまで軽減策を設ける必要はないはずですから、やはり国の負担軽減策、低所得者対策というものは十分ではないということだと思います。

部長は、国の負担軽減策、十分だというふうな認識ですか。それとも、必要性については感じておられますか。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 私も自立支援法、昨年10月からの施行ということで、7月に担当いたしますようになりまして、今回議員のご質問で自立支援法の前の基準はどうかというようなことで、担当の方から一応資料を取り寄せいたしました。以前の身体障害者福祉法並びに児童福祉法による自己負担、当然この表を見ますと、現在の1割負担というのは、低所得者層に多くの負担を求めるような措置にはなっておるといふふうに私も感じます。

ただ、今言われますように、市独自の軽減措置というようなことにつきましては、この法律が従来スタートした時点から、自立支援法については走りながら考える法律だということとで言われておりまして、平成20年4月からは新たな後期高齢者医療も発足しますし、そういった状況を十分に見守りながら、市独自として何ができるかということも含めて十分に検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） 低所得者対策といっても、この補装具に限らず、様々軽減してほしいという要望は当然あると思うんですね。やはりその辺については、何に重点を置くかということを考えていかなければならないと思うんですが、走りながら考えると国が言っている中で、各地方自治体は大変な混乱を招いているわけで、その当事者である障害児、障害者の方々も、本当に月の負担が2万円も3万円も増えたということで、本当にこの自立支援法に関しては、早急に1割負担の応益負担の導入については撤回してほしいというふうな要望、これは本当に全国各地から上がってきております。

前回の質問のときもそうでしたけど、国の制度もころころ変わっているから、様子を見ながら、その支援策については考えていきたいというようなお答えだったと思うんですけども、障害者の施策に対して、市長のお答えちょっと求めたいと思うんですが。

市長もたしか、以前質問したときには、状況を見ながら近隣の市や町と協議しながら考えていきたいというお答えでした。以前に低所得者対策を求めたときに、そういうお答えいただきましたけども、今の自立支援法の状況を見て、市長はどのように思われていますか。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） ご質問の障害者の自立支援法でございますが、この法の趣旨につきましては、地域への移行の推進、あるいは就労支援の強化、障害者の地域での普通で、ふだんに暮らせる社会構築を目指すものでございますが、その改革を進め、自立支援を定着させる、このことは必要かと思っておりますけれども、旧法に比べまして本改革が具体的、抜本的な改正でございます。いろいろ個々の改正の内容等も非常に多岐にわたっておりますが、ご意見につきましても通所施設なり、あるいは在宅サービスなどの利用者負担の軽減策を初めとし

てあらゆる改善策を講じられておりますが、様々なご意見を拝聴いたしております。

また、今特に取り上げておられます装身具の利用者負担に対する市独自の助成についての考え方でございますが、ただいま部長が答弁いたしましたように、国の基準に従った利用者負担を採用しておるところでございますので、今後国の動向、また特に近隣市町村との協議を重ねながら、検討すべきものは検討していきたいと考えております。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） また同じお答えだったんですけども、国の低所得者対策というのは、先ほどから言っているように大変不十分なんですよ。ですから、やはり地方自治体として障害者の人権を保護する観点から低所得者対策、独自で設けてほしいという要望を何度もしてきているわけですが、先ほど近隣の市や町と協議というふうなことを言われましたけれども、さきの12月議会の中で、筑紫野市の市長さんが障害児の補装具の質問について、次のようにご答弁をされているんですね。児童補装具の保護者負担への市の独自助成というご提案がございました。私としては、その実現に向けて検討してまいりたいと、このように考えております。大変前向きな回答だというふうに思います。

これは障害児の補装具に限ってのお答えでしたけれども、確かに児童の補装具というのは、例えば義足や義手なんかをですね、成長に合わせて作りかえていかなければならないし、動きも活発ということで、大人の場合よりも早く傷むのだそうです。それだけ親の負担も大きいというので、やはり子供の療育を保障するという観点から、せめて障害児だけでも軽減措置を設けていただきたいというふうに私も切望していますが、平成17年度の障害児の補装具の交付件数、修理申請数を見ますと、交付が20件、修理が22件と、そんなに多額の予算が必要であるとは思われません。隣の筑紫野市の市長もそういった前向きなご答弁をされております。ぜひ、これを機に4市1町で協議に入っていただきたいと思うわけですが、それについて市長はどのように思われますか。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） ただいまご指摘の障害者の助成の問題等々でございますが、福祉全般につきまして、国の法律の改正あるいは制度の改正に伴う市町村の負担の問題等々、問題はたくさんあるわけございまして、国の助成制度の結果を地方公共団体に負担せよと、それはちょっと筋が違うと思っております。だから、全国的に国がすべきもの、県がすべきもの、そしてなお市町村がすべきもの、市町村の福祉行政の中にもやはり緊急順位があると思えますし、そういうものを含めながら市民の皆さんの意見あるいは税負担の問題、受益者負担の問題等々ありますが、本市としては市民の皆さんのニーズにこたえる重要度の高いものから助成をすべきである。また、こういう一律的な助成につきましては、近隣市町村とも十分協議しながらその基準等は決める必要があるんじゃないかと、そういうように考えておりますので、今後新しい市長さんの段階で新しい新年度の骨格予算から具体的な予算になると思っておりますが、そういうことにつきましてはできるだけ福祉問題等々につきましては、4市1町で十分連絡協議しながら均衡

を図っていききたいと、そういう趣旨でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） なかなかですね、前に進まない問題とは思ひますけれども、補装具の負担軽減策については、今後の課題ということで担当部の方には受けとめていただきたいというふうに思ひます。

特にですね、今年6月、定率減税が全廃になりまして、今まで住民税非課税の世帯だった方から課税世帯に移行してくる方が出てきます。その中で、やはりこういった補装具の利用をされている方もおられると思ひますんで、またそういった所得が変わらないのに自己負担が増えちゃう、要するにランクが1個上がると1万円、本当に倍近い負担になってきますよね。そういったことが心配されておりますので、そうしたことについてもあわせて十分に配慮してくださいようお願いをいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員の一般質問は終わりました。

次に、1番片井智鶴枝議員の一般質問を許可します。

〔1番 片井智鶴枝議員 登壇〕

○1番（片井智鶴枝議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しています3期12年の実績と残された課題について市長に質問いたします。

市長は、今限りで市長職を辞し、その任期を終えることとなりますが、その間様々なご苦勞も多かったものと推測いたします。また、市長が就任なさった平成7年当時と現在では、社会情勢は大きく変わり、特に地方分権改革の推進により自治体を取り巻く環境が年々厳しさを増す中、ここ数年、その行政のかじ取りは困難をきわめたのではないのでしょうか。

さて、太宰府市は、その将来像として歴史と緑豊かな文化のまちがうたわれ、その実現に向けて重点的に取り組む主要課題として3つの推進プロジェクトが掲げられています。その中で、市民と行政との協働、連携に主眼を置いて取り組むとされています。では、市長は12年の在任を振り返り、歴史と緑豊かな分のまちを目指したこの3つの戦略が任期中にどこまで進んだのか、また市長ご自身でどのような評価をされているのか、お尋ねをいたします。施策評価としては細かい数値が出されてはいますが、市民へは見えにくい面がありますので、市民にわかりやすい形で施設建設や道路など、いわゆる公共事業的なものを含め、お答えいただきたいと思ひます。

次に、市長があとわずかな任期を残すのみとなった中で、やり残した課題だと思われる点など市長ご自身12年を振り返り、どのような感想をお持ちなのかお尋ねいたします。

再質問については、自席にて行います。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） ただいま片井議員から、私が担当いたしました3期12年の実績なり残された課題という質問でございますが、ご承知のように平成7年に太宰府市長に就任いたしまして3期12年、今期で市長を引退するわけでございます。

この間、12年間の実績でございますけれども、ご承知のように基本的な市の施策につきましては、平成13年第四次総合計画を私の就任のときにつくりまして、その前にも第3次総合計画がございまして、残された課題の中から平成13年から平成22年まで10年間の総合計画をつくったわけでございます。第四次太宰府市総合計画でございます。これにつきましては、作成に当たりましても単なる専門家につくる計画書じゃなくて、市民の皆様100人委員会と各地域、各界の市民の皆さんがご参加いただきまして100人委員会をつくっていただきまして、あるべき姿、また残された課題等十分な意見を拝聴しながらまとめていただきまして、それをたたき台といたしまして基本計画をつくり、第四次総合計画となったわけでございます。

ご承知のように、今年、昨年の平成18年から後期5カ年の基本計画を策定いたしましたばかりでございます。皆さん方には、後期基本計画の計画書もお渡ししておりますが、市民の皆様方には第四次太宰府市総合計画後期基本計画といたしまして、平成18年から平成22年度の市のまちづくりの計画につきましてダイジェスト版をお配りしたところでございます。

なお、1年ごとのその実施計画、予算措置も要るわけでございますが、国の施策、それに沿います本市の施策、そしてこの総合計画に盛り込まれた実施計画、毎年当初予算のときにその基本計画を骨子とした施策方針を掲げながら計画を示し、その実施に向けて努力したところでございます。

大きくピックアップすれば、私の任期中最大のやはり課題になりましたのが九州国立博物館の開館でございました。就任いたしまして、平成8年に懸案でございました九州国立博物館、日本で4番目の国立博物館の設置場所が太宰府に決定したのが平成8年でございました。これはもう本当、市民と同時に長年の希望がかなったということで、市民の皆さんとこの設置のことを喜んだところでございます。それから、基本設計、建設にかかっていたいただきまして、平成17年10月に見事この九州国立博物館が開館したのはご承知のとおりでございます。これは本市にとりましても画期的な大きなプロジェクトじゃないかと思っております。その後の経過を見ましても、既に300万人を超える観覧者があっておるわけでございます、大変なにぎわいを持っております。

これを中心とした新しいまちづくり、核としたまちづくり等々は、既に皆様方にお示ししたとおりに計画を練りながら進めておるところでございます。

第四次総合計画の中で、ご承知のように太宰府市の将来像は、歴史と緑豊かな文化のまち、これを将来像に掲げながら総合計画の中で各論をつくったわけでございますが、まず第四次総合計画には、ご承知のように3つの推進プロジェクトを柱といたしております。1つがまるごと博物館構想、2つ目が地域コミュニティづくりの推進プロジェクト、そして福祉でまちづくり、これが3つ目のプロジェクトの柱でございます、この柱を中心にいたしまして基本計画、実施計画を毎年検討しながら行政を進めてきたところでございます。その間、まちづくりの問題、まるごと博物館構想の問題、福祉でまちづくりの問題等々につきまして、毎年それなりの実績を上げたと思います。今思い出しましても、こういう形で、まちづくりにつきまして

は長年の懸案であった佐野土地区画整理事業が西地区の都市基盤整備として平成18年度でほぼまちづくりが完成いたしておりますし、また非常に心配されておりました太宰府市の水の問題につきましても、水源開発等々、福岡地区、県含めまして水問題については大きな地域の問題として、また太宰府としては給水制限の解除のためにいろいろ努力しまして、これも今日では給水制限もしなくて、建物等の制限等も解除したところでございます。それと同時に、アクセス道路の整備等々につきましても着実に計画に沿いまして実現されておるところでございます。道路につきましても、都市高速道路あるいは国道3号線の関屋高架等々、アクセスとしては随分本市の道路事情等についてはプラスになった大きな事業ではなかったかと思っております。

それからまた、災害問題についても毎年溢水問題等が起こっておったわけでございますが、平成15年に襲いました大水害、御笠川のはんらん等々、また四王寺山、あるいは宝満山の土砂災害等大きな災害をもたらしましたが、これも国、県の災害対策の援助によりましてほぼ完成いたしております。ご承知のように御笠川の護岸整備等々見ていただくとわかりますが、100mmの降雨にも対応するような抜本的ないろいろな形で災害復旧をいたしまして、ほぼ平成18年度で完成するんじゃないか、そういう予定で今進めておるところでございます。

個々の行事については、まだまだございますけれども、これにつきましては市民の皆さん方にいろいろな形で機会があるごとに示しておりますが、内部的には行財政の改革なり機構改革を実施しながら、そしてまた厳しい今の財政需要に対応するための事務事業の評価導入など、こういう形で努力しながら今日まで来たところでございます。

残された課題ということでございますが、基本計画にも書いてございますように、平成13年度から、まず3つのプロジェクトを中心にいたしながら目標施策、計画項目ということで、計画項目につきましては毎年予算編成時にいろいろな形で検討しながら、3年計画でローディングしながら実施計画をつくり、その実行に努めたところでございます。

残された課題が、後期基本計画にございますように平成22年度までの目標計画と同時に、具体的な目前の問題としてはまるごと博物館のより充実した施策の展開、あるいはコミュニティづくり。コミュニティづくりの問題は、まだまだ目前の学校教育の問題もつながったコミュニティづくり、そして家庭、そして学校、あるいは地域のコミュニティづくり、こういうものは日々の建設の中で取り組んでいかなくちゃならない問題じゃないかと思っております。

それから、福祉でまちづくりは、いろいろご指摘のとおり少子・高齢化の時代でございます。これを受けて地方公共団体の行うべき施策、これもまた地方分権の時代で権限はたくさん来ておりますが、これを受ける財源措置についてもまだまだ国と地方公共団体との間には差があるわけでございまして、これにつきましても市長会等を通じながら、国と地方の分権の問題についてはいろいろまた検討、そしてまた国に対する措置等を要望していかなくちゃならない、かように考えております。

いずれにいたしましても、地方公共団体の仕事、そしてまたそれを受けて立つ行政はもちろ

んでございますが、市民の皆さんのニーズも時代の変化と同時に多くなっております。これをお互いに、よりよいまちづくりというのは、単なる行政だけではなくて、地域の皆さん、市民の皆さんの協働のまちづくりがさらに大きくなるんじゃないかと思っております。そういう意味で、市民の皆さんがもう日本一じゃないかと言うぐらい太宰府の知名度は今高まっておりますが、市民の皆さんとともに、名実ともに太宰府の名に値するまちづくりにさらに努力していく必要がある。今後の課題としてもまた、今度かわられます議員さん方も後を継いでいただきますと同時に、また私の後に就任いたします市長さんにつきましても、よりよい100年の計を立てて太宰府のまちをつくっていただきたい、そういう気持ちでございます。

○議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

○1 番（片井智鶴枝議員） ありがとうございます。

今、昨日の質問から、市長の12年間の実績ということでいろんなことを言われておりますけれども、確かにこの12年の中で太宰府市が都市としての都市基盤整備を終えて、皆さんにとって住みやすいまちになっているということは現実だと思います。その中で、私自身が、これが残された課題ではないかと思うことを市長にお聞きしたいと思います。

まず、最大の太宰府にとってこれは大きな喜ばしいことは、国立博物館ができたことだと思っております。これは太宰府に新たな魅力ができて、とても喜ばしいニュースでありました。しかしながら、これ地元への経済波及効果も大と言いながら、地元を果たしてどれだけの効果があるのかという根拠となるデータがない中で、ただ経済波及効果があったとだけしか言われてないんですね。それは太宰府にとっては、やはり600万人から700万人ぐらいの観光客が来る中で、それが果たしてどのように市に対して効果があるのか、それを算定する、もとなるデータが全くありません。そういったデータもなしに経済波及効果があったというのは、私はこれは余り説得力はないと思っております。

それと、国立博物館ができて、一番これは昨日からの質問の中にありますけれども、交通渋滞問題ですね。先ほどの市長のご答弁の中に、平成8年に国立博物館ができることが決定しましてから平成17年に開館するまで9年ほどの期間がありながら、なぜこの交通渋滞問題に対して、早急に国とか県とか協議がなされなかったのか。もちろん協議はしていると思うんですけども、地元市として、本当にどれだけこの渋滞問題に関して積極的に協力とか支援をしてきたのか。私は、この問題はとても大きな問題だと思っております。確かに交通アクセス問題というのは、時間もお金もかかりますし、大変な問題ですけども、少なくとも今600万人の天満宮への観光客が来る中で、あの場所につくることで交通渋滞は、これはだれが考えても予想できることです。そのことを、どうも考えないまま、考えないままということはおかしいんですが、きちんとした協議を本当になされたのかどうか、私自身は疑問に思っております。

次に考える大きな問題としまして、これは積み残しというか、先送りになってきたのではないかと思います。歴史と文化の環境税の問題です。この問題は全国でもかなり注目をされました。私は、この取り組みはすばらしかったと思っております。その理念ですね。これから財

政事情が厳しい中で、それぞれの自治体が自主財源を確保するためにどのようにしたらいいかとすごく頭を悩ましております。その中で、やはり太宰府の歴史と文化を守るために、来る方に少しそれを負担してもらおう、その考え方、方向性は、私はとてもよかったと評価しております。しかしながら、なぜこれが全国で報道されるような大きな混乱を招いたのか、その原因が、これまで聞いても私はなかなか納得いく回答が得られなかったんですけども、市長が今議会でもう退任になされますので、この混乱を招いた大きな原因は今何と考えられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 今、交通渋滞の問題等、いろいろご質問ございましたが、交通渋滞の一番の原因は、太宰府の天満宮の参拝客、国博の来館者のマイカーの渋滞が一番大きいと思っております。したがって、本市における都市事情から申しますと、本市を縦貫いたしますアクセス道、幹線道路は、よその市町村に比べましてもこの狭い範囲の中で国道3号線、縦貫道、都市高速道、それから県道筑紫野古賀線、いろいろございますが、いわゆるアクセス道路としては大変な数、私は整備がされておると思っています。よそからお見えになります観光客のための太宰府天満宮、国博の駐車場がないための渋滞でございます、アクセス道路、そういうものに対しては十分ある、それをどう制限し、そしてまたどう効率的に車を回すかというのは問題でございますが、先ほど申しますように、これをピーク時の台数を全部収容できるというようなことはおよそ不可能でございますが、そのときの対応策として、大都市に例を見ますと、これはもう本市では当てはまらないと思っておりますが、いろいろな抜本的な対策としてはパーク・アンド・ライドはもちろんでございますが、車の乗り入れ禁止、あるいはオリンピックのときの車のナンバーの奇数、偶数での乗り入れ禁止とかいろいろ施策をやっておりますが、それを、そういう問題点は十分把握しながら、今、先ほどから何回も申し上げますように総合的な交通対策、今いろいろな形で練っております。そういうことに期待をしていきたいと思う次第でございます。

それから、今その一つの対策として言われておりますが、歴史と文化の環境税でございます。これにつきましても、年間600万人から700万人来るお客さん、それに対する交通渋滞、そして天満宮参道、そこに押しかけるお客さん、問題点としては非常に太宰府市民よりも入ってくる。交通渋滞をいたしております周辺の市民の皆さん、大変なご迷惑でございましたし、年間700万人のお客さん、そしてこれはごみの問題等々、いろいろな環境問題、自然の問題、あるいは来られますお客さんに不愉快な思いをさせておる、いろいろなもの問題がございまして、この歴史と文化の環境税、いわゆるあのときは市の市民税でございまして、独自の普通税として何か財源措置というよりも対策はないかというので出てきましたのが歴史と文化の環境税の設置でございまして、これにつきましてはいろいろ議論を尽くし、いろいろな形で十分意見を聞いたつもりでございますけども、実施に当たりますのは駐車場業者の方の一部の反対でございまして、いろいろ検討しましたが、現在はご承知のように条例を施行いたしまして、1期

目を終わりました後期の今から3年間の駐車場条例が設置されまして、今業者の方、またお見えになりますマイカー利用者から税金をちょうだいしている。今は定着していると思います。年間、やっぱり6千万円から7千万円の税源収入がありまして、これをもちまして普通税から目的税的な形で周辺の皆様方、また観光客の皆さんに迷惑がかからないような施設整備に今一生懸命使っております。このことについては、まだまだ課題はありますけれども、駐車場の解消の問題と同時にこの歴史と文化の環境税の税源を含めた形でどう円満に皆さんの期待にこたえられる、満足のいく施策があるかと、今十分検討していただいております。

○議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

○1番（片井智鶴枝議員） この歴史と文化の環境税の問題はですね、たまたま歴史と文化の環境税ということが出ましたけども、これまでの市のいろいろな、私4年の中で感じますことは、市民に対しての説明不足というのがすごく感じます。ある意味、見切り発車の分ですね。都府楼保育所の民間委譲のときもそうでしたけども、やはり市民への説明というのが少ない。

それと、歴史と文化の環境税に関しましては、何が一番私足りなかったかと思いつきに、これに対しては駐車場の経営者の方の協力なしには進まないということですね。これはどういうことかといいますと、こういう税金というふうになりますと特別徴収業者ということで、その徴収が義務者の方に課されます。その中で、事務手続をする業者へのやっぱり説明が足りなかったのではないかと感じております。ですから、この問題に対する混乱を招いた原因は、そのことが大きかったのではないかと感じております。

それともう一つ、これは全く違う視点なんですけども、日本人の税に対する考え方ですね、やはり税を負担するというのがどうも日本の中ではなじみにくくて、独自課税というのが全国の中でもあまり根づかないというのが現実的な問題です。なかなか新しい税金に対する理解が得られない。その中で必要なのは、やはりきちんとした、市が何としてでも太宰府のまちをよくしていくんだという、ひざ詰めでも、談判してでもそういう業者の方に説明して納得いくというふうな形をとらなかったことが大きな原因ではなかったのかと思います。

今、市長のご答弁の中で、この歴史と文化の環境税については、今定着しております、沈静化しておりますというふうに私は聞いたような気がしましたが、これは課題はもう残されてなくて、十分このまま定着しているということで受けとめてよろしいのでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 昨年、この歴史と文化の環境税については、3年間の延長という形で皆さんの議決をいただいて、今施行をさせていただいております。その中で、一部混乱があるということは我々も知っておりまして、それがこの税にかわるような新しいものができれば、そういう方向に移行してもいいということで市長が明言いたしております、それについて今それぞれ駐車場の事業者の方からも、あるいは有志のワーキンググループというのがありましていろんな提案がなされております。そういうことで、本来安定した税がこのまま徴収できれば一番よろしゅうございますけども、それにかわるようなまた新しい、それよりもっとい

いような制度が生まれるような形で今提案をされておりますので、それがこの税にかわるようなものになればなおいいなというふうに考えているところでございます。

○議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

○1 番（片井智鶴枝議員） はい、わかりました。

次の、私が課題として考える中で、これも昨日、今日の質問の中でもありましたけど、財政問題ですね、この財政問題、昨日の総務部長のご答弁の中で、経常収支比率が悪いのは都市基盤整備をやってきたことだということでは言われました。それで、これは太宰府市だけが悪いのではなくて、ほかにも悪いということでは言われました。確かにそれは、全国今どこの自治体も財政状況が悪いところはたくさんあります。しかし、悪いと言いながら、なぜ太宰府市が都市圏の中でワーストワンと言われるようになったのか、なぜ今の現状を招いたのか、そこら辺の説明がどうも出されていないような気がするんですよ。確かに平成22年度からは好転いたしますけども、現況が悪くなった原因と私が感じますことは、財政計画、物をつくるときの計画がやはりなかったということ。それと、太宰府市の税収入だとかいろんな人口体系とか、そういったものに見合っ、要するに身の丈に合った都市基盤整備をしていなかった。それと、数値の問題、収支の帳じりの問題ではなくて、その予算配分に私は大きな問題があるのではないかと考えています。それが課題だと思います。予算配分ということが、太宰府市の場合は福祉、教育、それとか介護とか、こういった部分に全然予算が私は行き届いてないのではないかと。これは近隣の市町村のいろんな政策を見ましても、太宰府市の場合は実際に、具体的に今は幾つか上げることができませんけども、出ていないのは現状だと思っております。このあたりに対する市民の不満がすごく大きいのではないかと。

それと、私たちに昨日総務部長が説明しました、太宰府市は黒字が出ておりますと言う一方で、この二、三年間、市民にはお金がありませんお金がありませんということで、すべて市民の部分のカットしてきているんですよ。昨日のような説明が本当に市民に説明できるのか、私はとても矛盾を感じます。市民の側へは負担を押しつけておきながら、いや太宰府の状況は経常収支比率も夕張ほどの財政破綻する状況でありませんと、それは間違いありませんが、しかし市民が思っているのはですね、やはり突然に自分たちの生活に負担が来たらどうなるのかという、そういう心配なんですよ。それは夕張というのが象徴的に語られていますけども。

私も、実はこの1月に自分の議会報告という中で太宰府の財政状況は夕張ような財政破綻を招く可能性は低いと書きました。しかし、それに対して市民からクレームが出ました。そういうことはないだろうって、太宰府も夕張になるんじゃないんですかって。私は、説明しました。太宰府は夕張のようにはなる可能性はないと思いますということを言いましたけども納得しません。そのギャップは何でかといいますと、やはり市民の側に余りにも負担をかけ過ぎているんですね、今の状況はですね。その負担をかけ過ぎている状況がなぜかといいますと、やはり都市基盤整備のもとに公共施設を私づくり過ぎた結果だと思っております。公共施設をつくることは決して悪いことではありませんが、その予算の配分の仕方に問題があったと思って

おります。

ここで具体的に、太宰府の歴史と緑豊かな文化のまちに沿って3つのプロジェクトが進んでおりますけども、この3つのプロジェクトの中を見ても、実際まると博物館構想、また地域コミュニティづくり、福祉でまちづくり、この3つのプロジェクトがありますが、この3つに対して、予算配分に私は偏りがあるのではないかと考えております。一番予算配分がなされているのがまると博物館構想ですね。その中でもハード事業、国博ができたときの散策路、それと太宰府館ですね。ソフト事業の中でも太宰府発見塾とかありました。しかしその中で最も太宰府らしい風景とか景観を守る上でのそういった条例がまだなされていなかったというのは、これ本当に私は後手後手に来てて、近隣の市町村からも太宰府市はできていなかったのかという、すごく、何というんですか、疑問の声を聞きます。

今、内山地区のあたりとか宝満山、竈門神社のあたり、山が削られたりして、本当に私は危惧を感じます。また、太宰府駅の前、市役所から太宰府天満宮の駅の前もかなり太宰府には似つかわしくないような通りになってきているのではないかと考えております。このまると博物館構想でも、やはりそういった太宰府らしい風景、そういった部分に対しての対策が遅れているのではないかと考えております。

あと2つの地域コミュニティづくり、それと福祉でまちづくり、これが全く進んでいないのではないかと考えております。これは、これからまちづくりをしていく上で一番私は大きな市がやるべきことだと思いますけども、これが進んでいないのではないかと。要するに、政策としてこちらに予算が余り配分されていなかったのではないかと考えておりますけども、そのことについて市長はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） ご承知のように市の予算でございますが、来年度、新しい年度の予算を組みまして、それを効率的に事務事業の執行に努めておるところでございます。この点につきましては、長期計画、中期計画でございますが、毎年年度当初に市民の皆さんのご意見も拝聴しながら当初予算をつくり、また議会の皆さん方と十分な協議をしながら年度予算をつくるわけでございます。

今まで、その中で、やはり緊急にやらずにやらない災害の問題等、これは一日も復旧には揺るがせない問題がございますし、少子・高齢社会の問題につきましても、ニーズはたくさんございますが、これを全部一時的に解消するのは困難でございます。緊急性や順序なりその仕組み等につきましても、市民の協力を得ながらバランスのとれた執行予算を組んでおります。

公共事業等につきましては、大きなプロジェクト、これはいわゆる道路、渋滞解消のための大きなアクセス道路等は国、県事業でございますが、市も応分の負担も必要などころがあるわけでございます。

そういう形で予算を執行しながら、年度予算を毎年決算で議員の皆さん方にご報告しております。

ますように、その年度予算の効率的な執行状況はどうなっているかということでございます。これにつきましても、平成17年度の決算はもう既にご報告しておりますが、毎年本市の予算は黒字でございます。赤字ではございません。そういう執行を削りながら、そしてなお調整基金等につきましてもできるだけ削減しようということで、今ご指摘のような財政事情をどう好転させていくかということでここ数年の計画を今練っているわけでございます。平成19年度予算については、今骨格予算をご提案申し上げておりますが、この中から新しい後期基本計画を含めまして、具体的な市民のニーズにこたえる予算配分はどうすべきか、これは市民の皆さん、また議会でも十分ご審議いただきながら、バランスのとれた予算を執行していきたい。また、歳入をいかに確保するか、これはまた別途の問題として行政としても最大限努力してまいりたい、かように考えております。

○議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

○1 番（片井智鶴枝議員） 太宰府市の将来像としまして、歴史と緑豊かな文化のまち、まほろばの里づくり、私はこの太宰府市の将来像に対しては本当に共感いたします。太宰府というのは、やはり歴史と緑豊かな、これを外しては私は太宰府らしさはなくなると思います。その中で、それを進める上で一番大事なことが、市民と行政との協働、連携ということ書かれているんですよ。協働、連携を進めていく上で一番大切な部分として情報公開なんですね。今、太宰府市の情報公開というのは、私はかなり遅れていると思います。今太宰府市がやっているのは、例えばまほろば号に300万人乗りましたとか、国立博物館に幾ら来ましたとか、そういったいいこと、ある程度、すごく耳当たりのいいことをやっております。これは情報公開ではなくて、単なる広報です。お知らせですね。情報公開というのは、いいことも悪いことも、ある意味では市民に負担をかけることも伝えないといけません。やはり市役所だけでこれからのまちづくりをやっていくことはできません。その一番の大きな、要するに関心を出させる、関心を出して、不満とか議論とか、その材料としての情報公開です。それが私は太宰府市の中では一番少ないのではないかと考えております。ですから、そういった情報公開を進めていくことによって、やはり市民が何とかしなくちゃいけないということを考えてくるのではないかと考えております。

私も今、各地で、地区地区でいろんなミニ集会、議員活動報告しておりますけども、へえ、そうなんですか、私たちもやっぱりその責任はあるんですねということで、市民の皆さんは情報を与えることによって、要望だけではなくて、やっぱり考えてくれるんですよ。やはり市民を信頼して、確かに要望も多いし、市民の側にはあくまでもお任せ民主主義というか、要望、陳情型の市民がいるのは現実です。本当にそれは現実ですが、それでもやはりこれからは市民の協力なしではやっていけませんので、市民へ情報公開をしてやっていきたいと思っております。

その中でですね、市長は今議会限りでご退任なさって次期の後継指名をなされているんですけども、その後継者に一番何を託したいのか、市長のお考え、お聞かせください。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 私は、3期12年、私の助役として2期8年、市政運営と一緒にやってきました前助役に、今回私は市政のバトンタッチをお願いしております。要請いたしました。私は、本市の行政、彼は助役の前、市の行政職でしたし、生まれも育ちも太宰府でございますが、郷土を愛する、ふるさとを愛する気持ち、また行政、そして今日進めてまいりました国立博物館を中心とするまるごと博物館づくり、あるいは3本柱の今日、いろいろ一緒にやりました。まだまだ課題はたくさんございます。また、問題の財政立て直しをどうするか、これも一生懸命、在職中でございますが、向こう3年、4年を見計らった、例えば財政計画の立て直しを今一緒に練っている最中でございます。ですから、私は彼に、本市の行政のあり方、また残された課題については十分承知いたしておりますので、精いっぱい市民の理解、そしてまた今おっしゃいました本当のあるべき姿、情報を公開しながら、市民の理解を得て、ぜひ私は後継者になっていただきたいと、そういうことで期待いたしておるところでございます。

○議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

○1番（片井智鶴枝議員） わかりました。私もその意思を表明しておりますので、私がまずやりたいことは、やはりお任せ民主主義ではない、市民にも役割があるんだということをきちんと市民に説明していくこと。それと、これからの行政がやることは何なのかと考えましたときに、一人一人の、自分の、自己の努力だけではできないことに対して、市がやはり暖かな手を差し伸べていく、そういうふうなまちにしていきたいと思っております。

市長がこの12年間の任期の中で、太宰府市はだんだんすばらしいまちになってきております。都市基盤整備もできまして、上下水道の問題も本当に市民の皆さんに不安を与えないような政策もなさってきております。大変なご苦労があつての12年間だったと思います。そのご苦労に対して感謝を申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は3月23日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後3時08分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議事日程（5日目）

[平成19年太宰府市議会第1回（3月）定例会]

平成19年3月23日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第3号 字の区域とその名称の変更について（環境厚生常任委員会）
- 日程第2 議案第16号 太宰府市土地開発公社定款の一部を変更する定款について（総務文教常任委員会）
- 日程第3 議案第17号 太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について（建設経済常任委員会）
- 日程第4 議案第18号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第5 議案第19号 太宰府市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第6 議案第20号 太宰府市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金等支給条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第7 議案第21号 太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第8 議案第22号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第9 議案第23号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について（各常任委員会）
- 日程第10 議案第24号 平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第11 議案第25号 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第12 議案第26号 平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第13 議案第27号 平成18年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第14 議案第28号 平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第15 議案第29号 平成19年度太宰府市一般会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第16 議案第30号 平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について（予算特別委員会）

- 日程第17 議案第31号 平成19年度太宰府市老人保健特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第18 議案第32号 平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第19 議案第33号 平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第20 議案第34号 平成19年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第21 議案第35号 平成19年度太宰府市水道事業会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第22 議案第36号 平成19年度太宰府市下水道事業会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第23 発議第1号 太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 発議第2号 太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第25 請願第5号 少人数学級に関する請願（総務文教常任委員会）
(H18.12月上旬分)
- 日程第26 意見書第1号 医師・看護師等の増員を求める意見書（環境厚生常任委員会）
- 日程第27 意見書第2号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書（環境厚生常任委員会）
- 日程第28 太宰府市まちづくり総合問題特別委員会調査報告について
- 日程第29 太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会中間調査報告について
- 日程第30 基金創設調査特別委員会調査報告について
- 日程第31 議員の派遣について
- 日程第32 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第33 片井智鶴枝議員の議員辞職について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 片井智鶴枝議員 | 2番 | 力丸義行議員 |
| 3番 | 後藤邦晴議員 | 4番 | 橋本健議員 |
| 5番 | 中林宗樹議員 | 6番 | 門田直樹議員 |
| 7番 | 不老光幸議員 | 8番 | 渡邊美穂議員 |
| 9番 | 大田勝義議員 | 10番 | 安部啓治議員 |
| 11番 | 山路一恵議員 | 12番 | 小柳道枝議員 |
| 13番 | 清水章一議員 | 14番 | 佐伯修議員 |
| 15番 | 安部陽議員 | 16番 | 田川武茂議員 |
| 17番 | 福廣和美議員 | 18番 | 岡部茂夫議員 |
| 19番 | 武藤哲志議員 | 20番 | 村山弘行議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

| | | | |
|-------------------------|-------|--------------------|------|
| 市 長 | 佐藤善郎 | 収 入 役 | 松島幹彦 |
| 教 育 長 | 關 敏治 | 総務部長 | 平島鉄信 |
| 総務部政策統括
担当部長 | 石橋正直 | 地域振興部長 | 松田幸夫 |
| 地域振興部地域コミュ
ニティ推進担当部長 | 三笠哲生 | 市民生活部長 | 関岡 勉 |
| 健康福祉部長 | 永田克人 | 健康福祉部子育て
支援担当部長 | 村尾昭子 |
| 建設部長 | 富田 讓 | 上下水道部長 | 古川泰博 |
| 教育部長 | 松永栄人 | 監査委員事務局長 | 木村 洋 |
| 総務課長 | 松島健二 | 地域振興課長 | 大藪勝一 |
| 市民課長 | 藤 幸二郎 | 福祉課長 | 新納照文 |
| 建設課長 | 西山源次 | 上下水道課長 | 宮原勝美 |
| 教務課長 | 井上和雄 | | |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書 記 | 伊藤 剛 | 書 記 | 花田敏浩 |
| 書 記 | 満崎哲也 | | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（村山弘行議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第3号 字の区域とその名称の変更について

○議長（村山弘行議員） 日程第1、議案第3号「字の区域とその名称の変更について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○17番（福廣和美議員） 3月6日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第3号「字の区域とその名称の変更について」につきましては、3月12日に委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部から補足説明を受け、審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

本議案は市長が提案理由で説明されたとおり、佐野地区の土地区画整理事業の完成に合わせ、将来とも混乱せず、かつわかりやすい住所のあらわし方を目的としているものであり、実施する区域と方法については既に平成16年9月議会において議決しているところです。新町名及び町界の決定については、市主催で3回、自治会主催で7回の説明会を実施したところ、大方の同意は得られたとのことであり、また法の定めによる30日間の公示期間を平成18年11月29日から12月28日まで行い、異議申し立て等についても一切なかったとのことでした。

補足説明の後の質疑において、吉松四丁目のみ吉松の町名となっていることについて執行部に説明を求めました。これについては、以前当時の区長が区域内の住民に対し町名についてのアンケート調査を実施したところ、吉松に類する名称をつける希望が強く、県道31号線から北東側の地域で今回住居表示が行われていない地域が将来住居表示を行う際、吉松一丁目から三丁目とする以外にはないと判断したため、地元との協議の結果、今回この部分のみ先に吉松四丁目として提案しているとのことでした。これは以前、五条及び観世音寺においても同じように住居表示を行っているとのことでした。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第3号については委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第3号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第16号 太宰府市土地開発公社定款の一部を変更する定款について

○議長（村山弘行議員） 日程第2、議案第16号「太宰府市土地開発公社定款の一部を変更する定款について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 3月6日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第16号「太宰府市土地開発公社定款の一部を変更する定款について」は、3月8日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を報告します。

本議案は地方自治法の一部改正によって助役にかえて副市長を置くこととされたことや、土地開発公社経理基準要綱の改正によって財務諸表にキャッシュフロー計算書を加えることなどにより、太宰府市土地開発公社定款の一部を変更するものであるとの説明がありました。

本議案に対する主な質疑と回答を報告します。

委員からキャッシュフロー計算書についてどういうふうを活用するのか、そのメリットについての質疑があり、執行部からは決算状況をよりわかりやすくすることができ、公社の経営状況がよりわかりやすくなるという回答がありました。その他関連した質問を行いました。

審査を終え、討論もなく、採決の結果、議案第16号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時07分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第17号 太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

○議長（村山弘行議員） 日程第3、議案第17号「太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

○14番（佐伯 修議員） 3月6日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第17号「太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について」につきましては、3月9日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部から説明を受け、審査いたしましたので、その内容と結果をご報告いたします。

今回の条例の制定の理由については、通古賀及び吉松東地区土地区画整理事業区域内において平成18年6月7日に良好な住環境の保全を図ることを目的として地区計画が決定しているが、法的な強制力がないことから、用途、最低敷地面積、高さなどを制限するために本条例を制定し、法的な強制力のもとにこの地区計画の実現を図ることを目的としているとの説明がありました。また、用途制限については第1種住居地域ということで考えているとのことでした。

委員から過去に一般質問がされているように、太宰府市の観光を滞在型にしていくという観点から、この地区にホテルを建てられるようにしてはとの意見が出されましたが、ホテルについては町全体の中で九州国立博物館周辺を適地として考えているとの回答でした。

また、その他の質疑で、この地区に対して平成16年度から平成20年度までの5年間のまちづくり交付金事業でおおむね20億円の負担をし、固定資産税や人口増に伴う財政的な効果が年間四、五千万円であることや、調整区域でも区画整理で面整備を行い、地区計画が決定した時点で建築可能となること、またこの条例を制定すれば違反建築物に対して建築基準法で是正命令が出されることなどを確認いたしました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第17号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4から日程第6まで一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第4、議案第18号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第6、議案第20号「太宰府市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金等支給条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第6までを一括議題とします。

日程第4から日程第6までは総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 3月6日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第18号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第20号「太宰府市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金等支給条例の一部を改正する条例について」まで3月8日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を一括して報告します。

まず、議案第18号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、国家公務員の例に準じて条文の整理及び給料表の一部を改めるもの等であるという説明がありました。

委員から、議案に関連して新給料表における昇給について次の号給への上がり方の基準はどうなっているのか、また昇給時期について質疑があり、初任給の格付として高卒者は1級の9号給、大卒者は1級の29号給、在職5年で2級に上がり、2級在職4年で3級へ、そして3級在職おおむね40歳で4級、係長級に上がる。5級は参事補佐級となっている。昇給は1年ごとに基本的には4号給ずつ昇給し、平成23年度までに人事評価制度を導入予定で現在研究が行われているとのことでした。その他関連した質疑が行われました。

審査を終え、討論もなく、採決の結果、議案第18号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号「太宰府市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は、職員の旅費に関し、宿泊料の額についてこれまでの定額支給から実費額支給に改めるという説明がありました。

さしたる質疑もなく、討論もなく、採決の結果、議案第19号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号「太宰府市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金等支給条例の一部を改正する条例について」は、非常勤消防団等に係る損害賠償の基準を定めた政令の一部を改正する政令が平成18年9月26日に施行されたため、条文の整理を行うものとの補足説明がありました。

委員からは関連質疑として、別表にある功労の程度による支給額の基準及びだれがその程度を判断するかとの質疑があり、団長、副団長等の階級と所属年数によって判断されることや、その他の消防賞じゅつ金の支給は一度きりの支給になることを確認しました。

審査を終え、討論もなく、議案第20号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべ

きものと決定いたしました。

以上で議案第18号から議案第20号までの報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第18号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第19号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第20号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第18号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時17分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第19号「太宰府市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時18分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第20号「太宰府市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金等支給条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時18分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第21号 太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（村山弘行議員） 日程第7、議案第21号「太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

○14番（佐伯 修議員） 3月6日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第21号「太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」につきましては、3月9日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部から補足説明を受け、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

今回の改正は、道路法施行令の一部改正で、用語の改正と歩行者の安全で円滑な通行が確保できるように道路上における自転車、原動機付自転車及び自動二輪の放置問題に対処するために、これらの駐車に必要な車どめの装置、その他の器具が道路上の占用物件として新しく定められたために条例の一部を改正するとの補足説明がありました。

本議案に対しての質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第21号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時21分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第22号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 について

○議長（村山弘行議員） 日程第8、議案第22号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○17番（福廣和美議員） 3月6日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第22号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」につきましては、3月12日に委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部からの補足説明を受け、審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

本議案は筑紫地区介護認定審査会の設置に関する基本協定に基づき、2年ごとの輪番制になっている事務局担当市町について、平成19年度より本市から那珂川町に交代することに伴い条例を改正するものです。

本議案に対する質疑、討論はなく、議案第22号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時23分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第23号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について

○議長(村山弘行議員) 日程第9、議案第23号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

○19番(武藤哲志議員) 3月6日の本会議において各委員会に分割付託されました議案第23号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」の総務文教常任委員会所管分については、3月8日に委員全員出席のもと委員会を開き、執行部から項目ごとに説明を受け、審査を行いましたので、その主な審査内容と結果を報告します。

まず、歳出の主なものとしたしましては、消防団消防格納庫の用地確保のための370万4,000円の増、文化財発掘調査費用の入札減及び執行残として2,100万円の減、公債の借入利率が低くおさまったために700万円の減等の補正が計上されております。

続きまして、歳入の主なものとしたしましては、国立博物館の開館等により来訪者が増加したことによる歴史と文化の環境税1,400万円の増、いきいき情報センター貸付料として株式会社マミーズに貸し付けている家賃として961万2,000円の増等の補正が計上されております。

その他繰越明許費と地方債の補正も審査をいたしました。

本議案の当委員会所管分に対し、さしたる質疑もなく、討論もありませんでした。

採決の結果、議案第23号の総務文教常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

○14番（佐伯 修議員） 3月6日の本会議において各常任委員会に分割審査付託されました議案第23号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」の当委員会所管分につきましては、3月9日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部から各款、各項の説明を詳細に受け、その都度不明な部分について回答を求めながら審査いたしました。

それでは、その主な内容と結果を報告いたします。

今回の当委員会所管分の主な補正としましては、歳出の2款で1,139万7,000円が増額補正されています。まず、15節の五条駅進入路新設工事につきましては、警察との協議で計画の位置に三差路の交差点をつくるのは踏切に近いこと、観光客が多いときに県道筑紫野・古賀線が渋滞することから、交通事故の危険性があるとのことで工事を行わなかったために500万円全額を減額するとのことです。次に、19節のコミュニティバス運行補助金は、全体的な運行ルートの見直しや経費削減ができなかったために前年度並みの運行経費が必要となり、2,076万3,000円を増額するとのことです。6款、7款、8款の補正につきましては、ほとんどが不用額や執行残に伴う減額補正となっております。

歳入の主なものとしましては、20款4項1目の保留地処分金は佐野土地区画整理事業地内の保留地が大幅に処分できたことから、4億5,453万2,000円が増額補正されています。

次に、繰越明許費、債務負担行為、地方債の各補正についてですが、特に問題はありませんでした。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第23号の建設経済常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

[17番 福廣和美議員 登壇]

○17番（福廣和美議員） 3月6日の本会議において各常任委員会に分割審査付託されました議案第23号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」の環境厚生常任委員会所管分につきましては、3月12日に委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部から補足説明を受け、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

今回の補正における内容は、歳出において、3款民生費、1項社会福祉費では介護保険事業特別会計繰出金や後期高齢者医療関係費等が増額となっているものの、全体で290万7,000円の減額。同じく3款2項児童福祉費で3,625万円の減額、4款衛生費、1項保健衛生費で764万1,000円の減額、同じく4款2項清掃費については財源更正がなされており、歳入についても主に歳出補正に伴ったものとなっています。

審査における主な内容は、まず3款1項社会福祉費の2目老人福祉費の老人憩いの場整備補助金400万円の減額は、当初つつじヶ丘区から設置の要望があっていた老人憩いの家について、諸事情により辞退されたことに伴う減額であるとのことでした。なお、平成9年度から平成17年度までに設置されている箇所は、全部で16カ所であることを確認いたしました。同じく5目知的障害者福祉費の知的障害者施設訓練費1,767万3,000円の増額は、障害者自立支援法の一部改正に伴い利用者が増加したため、その負担金額として1人当たり年間300万円前後を要することから、当初予算から大幅な増額補正となったとのことでした。現在約30名ほどが利用されているとのこと。そのほか3款2項児童福祉費の母子生活支援施設関係費の審査においては、支援施設に現在入所されている世帯が2世帯であること等を確認しました。

質疑を終え、本議案に対する討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第23号の当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時33分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10から日程第12まで一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第10、議案第24号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」から日程第12、議案第26号「平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第10から日程第12までを一括議題とします。

日程第10から日程第12までは環境厚生常任委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○17番（福廣和美議員） 3月6日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第24号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」から議案第26号「平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）について」につきましては、3月12日に委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部から補足説明を受け、審査をいたしましたので、その主な内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第24号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」報告いたします。

今回の補正は、主に退職者被保険者等療養給付費の増額に伴い、歳入歳出それぞれ5,960万5,000円の増額補正がなされております。

質疑において、今回の補正分について平成19年度予算にもおおむね反映していることを確認しました。

質疑を終わり、討論はなく、議案第24号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」報告いたします。

今回の補正は、主に平成20年4月に施行予定となっている医療制度改革に伴う介護保険システム電算の改修委託料や補助金の精算返還金の増額、介護認定審査会負担金の減額に伴い、歳入歳出それぞれ614万3,000円の増額補正となっております。なお、介護保険システム電算委託料については、関係機関との調整が必要であることから、平成19年度に予算を繰り越すため第



2表の繰越明許費に計上されております。

本議案に対するさしたる質疑はなく、また討論もなく、議案第25号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号「平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）について」報告いたします。

今回の補正は、主に事務局職員人件費負担金の決算見込みによる減額に伴い、歳入歳出それぞれ1,002万1,000円の減額補正がなされております。

本議案に対する質疑、討論はなく、議案第26号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

議案第24号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第25号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第26号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第24号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時39分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第25号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時40分〉

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第26号「平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算(第1号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13と日程第14を一括上程

○議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第13、議案第27号「平成18年度太宰府市水道事業会計補正予算(第2号)について」及び日程第14、議案第28号「平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第3号)について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第13及び日程第14を一括議題とします。

日程第13及び日程第14は建設経済常任委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

[14番 佐伯修議員 登壇]

○14番(佐伯 修議員) 3月6日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました

議案第27号「平成18年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」及び議案第28号「平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について」につきましては、3月9日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け、審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

それではまず、議案第27号「平成18年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」報告いたします。

今回の補正は、決算見込み額の精査により予算の調整を行ったもので、支出については決算見込みあるいは入札減などによる執行残ということで、すべてにおいて減額補正となっております。

審査に当たり、執行部から詳細に説明を受けましたが、特に問題はありませんでした。

本案に対して委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第27号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号「平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について」報告いたします。

今回の補正は、決算見込み額の精査による予算調整によるもので、主なものとしましては、収益的支出の営業外費用の支払い利息708万1,000円の減額は、借入額及び借入利率の低下によるもの、資本的収入の建設企業債、公共下水道事業債5,860万円の減額については、事業費の減額に伴うもの、資本的支出の水道管布設替補償金1,005万5,000円の増額は、陣ノ尾の雨水路など3箇所の布設替えが発生したとのことでした。

本案に対して委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第28号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

議案第27号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第28号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第27号「平成18年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時45分〉

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第28号「平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第3号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第28号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時45分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15から日程第22まで一括上程

○議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第15、議案第29号「平成19年度太宰府市一般会計予算について」から日程第22、議案第36号「平成19年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第15から日程第22までを一括議題とします。

日程第15から日程第22までは予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長 武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

○19番(武藤哲志議員) 今定例会におきまして予算特別委員会に審査付託を受けました議案第29号「平成19年度太宰府市一般会計予算について」から議案第36号「平成19年度太宰府市下水道事業会計予算について」までは、3月2日、第1日目の予算特別委員会で執行部から説明を

受け、3月19日、20日の2日間にわたり市長ほか収入役、教育長及び各部課長出席のもとに具体的な審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

まず、平成19年度の予算編成に当たっては、行政評価と連動した施策別枠配分方式で編成されたこと、また4月が統一地方選挙であることから、平成19年度の当初予算は骨格予算であるということです。

審査に当たりましては、平成19年度各会計予算書に計上された内容に対する全般的なチェックを行った上で審査資料を参考に、質問形式により平成19年度の施策に対してできるだけ明らかになるよう審査を行いました。審査資料の請求に当たりましては、委員各位のご協力、また提出いただきました執行部の皆様方にここで改めてお礼申し上げます。

初めに、議案第29号「平成19年度太宰府市一般会計予算について」報告します。

予算の概要及び特色並びに重要な施策、新規事業につきましては、市長からの提案理由の説明があり、委員会において予算説明資料を参考に部長より説明を受け、さらに各委員の質疑に対して所管の部課長より詳細な説明を受けました。

審査の内容及び問題点につきましては、委員会の最後にご了承いただきましたように、後日議事録が配付されますので、ご参照いただきたいと思います。また、委員から出されました指摘、意見、要望については、十分検討をいただき、適切な処置をされるようお願いいたします。

審査を終わり、委員会採決の結果、大多数をもって議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」、議案第31号「平成19年度太宰府市老人保健特別会計予算について」、議案第32号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」、議案第33号「平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」、議案第34号「平成19年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について」の5件の特別会計について一括して報告申し上げます。

特別会計予算については、款、項、目ごとに審査を行いました。なお、審査の詳細については一般会計同様に予算審査の会議録をご参照願います。

審査を終わり、委員会採決の結果、各特別会計の議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号「平成19年度太宰府市水道事業会計予算について」及び議案第36号「平成19年度太宰府市下水道事業会計予算について」の2企業会計につきましても、款、項、目ごとに慎重に審査を行いました。なお、審査の詳細については同様に予算審査の会議録を参照願います。

審査を終わり、委員会採決の結果、議案第35号は大多数をもって、議案第36号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第29号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第30号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第31号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第32号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第33号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第34号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第35号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第36号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

ここで11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時52分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時05分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論、採決を行います。

議案第29号「平成19年度太宰府市一般会計予算について」、討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） 議案第29号「平成19年度太宰府市一般会計予算について」反対討論をいたします。

今回の予算につきましては新市長の政策判断を要する部分が入っておりませんので、大まかなところでの反対理由を述べさせていただきますが、歳入におきましては本年定率減税の全廃により市民にとっては増税となります。国保税、介護保険料、保育料などにもその影響は及び

ます。これは国の法律改正でそうなるものですが、市民にとっては大きな負担であるということとをまず述べておきたいと思います。

次に、歳出についてですが、まず太宰府西小学校の給食調理業務を民間に委託をするということ、それから一般廃棄物処理や火葬場業務などを広域化する方向で進めていること、同和対策事業を今後も継続して進める考えであることなど、本来地方公共団体として大きな責任を負っている業務を民営化、広域化することは、住民側の意見や要求が届きにくくなってしまい、責任の所在があいまいになってしまうといった問題点があります。そして、今後火葬場においては使用料の値上げが既に決まっておりますが、経費を最小限に抑えるためといって広域化を進めておいて、その一方で受益者負担と言いながら市民に負担を強いるというのは、どう考えても間違っています。経費を浮かせた分市民に還元をするならわかりますが、逆に値上げをせざるを得ない状況になるというのは、明らかに政策判断ミスだと思います。財源がないと言いながら市民に負担を負わせたり、サービスを削るような政策が続いておりますが、新体制ではそうならないことを切望いたしまして討論にかえさせていただきます。

○議長（村山弘行議員） 次に、19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 議案第29号「平成19年度太宰府市一般会計予算について」予算特別委員会委員長でしたので、討論ができませんでしたので、本会議の場において反対討論いたします。

執行部から提案された内容は4月の市長選挙を控えていることから、新規事業補助金などの政策的経費を除き人件費、公債費などの義務的経費、公共施設の管理費などの経常的経費を中心とした骨格予算としての説明がありましたが、19年度の予算の構成比を見ると、自主財源が18年度と比較して6.9%の伸びになっております。特に、市税が5億2,639万4,000円増額になっております。特に、個人市民税は前年度と比較して7億1,746万3,000円の増税となり、23.9%も伸びております。また、6月議会以降固定資産税の追加があり、市税の総額は80億円を超すと思います。これは国の税制改悪による市民増税も含まれており、所得の少ない年金生活者を初め弱者に対して大変な負担を押しつけるものです。

歳出については、投資的経費である市民の文化活動や社会教育活動の予算等や普通建設事業を大幅に削減縮小しています。これは太宰府市民に対しての活性化を低下させるものと言えます。一方、一般質問でも指摘をしましたが、不公正な同和対策事業の継続を引き続き行うという市当局の態度表明については認めることができないということをお知らせしておきたいと思っております。

平成19年度予算の中には歳出で当然必要なものがあることは理解いたしますが、市民負担が強まる平成19年度予算に対して賛成できない態度を明らかにし、反対討論といたします。

○議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど委員長の方からも報告がありましたように、今回は骨格予算でございます。しかし、その中で各自治体、まさに地方交付税が削減されるなど財政改革が大きな課題になっておりまして、今回の予算に関しましても私は関心を持っておりました。中でも、市の考え方として公債費と市債があるわけですが、公債費というのは借金を返す金額、市債とは新たに借金をする、そういう意味において公債費よりも市債を少なくしていくと、こういう市の考え方の中で今回のこの予算の中にそういう形の姿勢が入っています。公債費が32億2,500万円、市債が15億3,700万円、こういう形で借金を少なくして将来的に負担を軽くしていくと、こういうような予算がこの中に盛り込まれているといった面においては、私は評価をしたいと、このように考えております。さらに、市の補助金に関しまして先ほども話がありましたが、今回は新市長に、要するに裁量の余地を残しておるという形での骨格予算でございまして、そういう意味においてはこういう配慮をされたということに関しては、私は評価をしたいと思っております。

また、市の補助金につきまして予算委員会でも若干議論がありましたが、私が平成13年の決算委員会で市の補助金に関して質問をさせていただきました。その中で、要するにあいまいだとか、その目的に合った形で使われなかった場合はどう対応するかというような質問をしているわけですが、部長の方からはそういう事例はなかったということでもございました。私はこの発言に関して若干誤解があったということで訂正をしたいと思っております。いずれにしても、市の補助金でございますので、今後市民の税金でございますので、やはり交付をするに当たって、きちっと目的を持って、そしてそのお金がきちっと使われているかという精査をしていただきたいという要望を添えて賛成討論にかえたいと思います。

以上です。

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時13分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第30号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第30号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時13分〉

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第31号「平成19年度太宰府市老人保健特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時14分〉

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第32号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第32号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時14分〉

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第33号「平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第33号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時15分)

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第34号「平成19年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時15分)

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第35号「平成19年度太宰府市水道事業会計予算について」討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 議案第35号「平成19年度太宰府市水道事業会計予算について」、予算特別委員長のために討論できませんでしたので、本会議の場において反対討論いたします。

決算状況としては、平成17年度水道事業会計に対する監査結果は、水道事業の経営分析として資金繰りは4倍の能力があり、短期の支払い能力は8倍、現金比率は8倍あり、水道企業債の残高は21億3,000万円と監査結果が報告されており、毎年安定した水道事業が執行されております。19年度の現金預金の内訳は、国債5億円を含み年度末16億6,380万円となっており、貸借対照表の総額117億3,280万円の内容は、固定資産、流動資産、資本金、剰余金は安定しており、流動負債は2億3,588万5,000円とわずかであります。その一方、水源確保に多大な投資を行っており、それを理由に料金の引き下げを行わないという理由づけを行っております。市の水道料金は特に問題点として経費算入される事業用水道料金も家庭用水道料金も同一料金をとり、基本料金は高く、5m³880円という基本料金を設けています。メーター料金も負担させられています。一般家庭が使用する料金は引き下げを行うべきです。近隣の中でも高い水道料

金を負担させられており、市民の強い引き下げの要求がありますので、高料金設定の水道事業会計については賛成できませんので、反対を表明し、討論といたします。

○議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

議案第35号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時18分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第36号「平成19年度太宰府市下水道事業会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第36号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時19分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23 発議第1号 太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（村山弘行議員） 日程第23、発議第1号「太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

7番不老光幸議員。

〔7番 不老光幸議員 登壇〕

○7番（不老光幸議員） 発議第1号「太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について」。

太宰府市議会会議規則第13条の規定により、別案のとおり提出をいたします。提出者は、太宰府市議会議員不老光幸。賛成者は、太宰府市議会議員岡部茂夫議員、安部陽議員、清水章一

議員、小柳道枝議員、山路一恵議員、渡邊美穂議員であります。

それでは、提案理由の説明をいたします。

本案は昨年11月23日から施行いたしました地方自治法の一部改正に伴い改正を行うものであります。改正の主なものは、第2条の常任委員会の所管の中で会計課が4月から出納課に改められること、第27条の会議録について電磁的記録の方法が認められることに伴い条例の改正を行うものでございます。その他は、条文の整理をするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第1号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時22分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 発議第2号 太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（村山弘行議員） 日程第24、発議第2号「太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

12番小柳道枝議員。

[12番 小柳道枝議員 登壇]

○12番（小柳道枝議員） 「太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について」。

太宰府市議会会議規則第13条の規定により提案いたします。提出者は、私小柳道枝、賛成者は、太宰府市議会議員岡部茂夫議員、安部陽議員、清水章一議員、山路一恵議員、不老光幸議員、渡邊美穂議員です。

発議第2号「太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明をいたします。

本案は昨年11月23日から施行しました地方自治法の一部改正に伴い改正を行うものであります。改正の主なもの、議案の提出権を委員会に与えるための改正で、第13条、第18条、第36条に関連する改正を行うものです。また、委員会条例と同様に会議録の電磁的方法が認められることに伴う改正が第78条、第80条であります。その他は条文の整理をするものであります。

以上、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第2号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時24分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第25 請願第5号 少人数学級に関する請願**

- 議長（村山弘行議員） 日程第25、請願第5号「少人数学級に関する請願」を議題とします。  
請願第5号は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

- 19番（武藤哲志議員） 昨年の12月5日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました請願第5号「少人数学級に関する請願」につきましては、3月8日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を報告いたします。

この請願は昨年12月議会において継続審査となっていたものです。

今回委員からの意見はなく、討論では現在の市の財政状況を考慮し、この問題だけにこだわらず、市の教育全体を見直していくべきで、市で抱えている様々な教育課題の中で何を優先したらいいのかを考えていくべきとして、請願の採択に反対する反対討論がお二人から、そして周辺自治体で少人数学級制に取り組んでいるところとの教育格差をなくすため、そして今回の請願は小・中学校低学年クラスの少人数化を対象にしたもので、学校側もその対応に苦慮しているので採択に賛成するという賛成討論が2人からありました。

討論を終え、採決の結果、請願第5号「少人数学級に関する請願」については賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

- 議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。  
質疑を行います。  
ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。  
自席へどうぞ。  
討論を行います。  
通告があつていますので、これを許可します。  
8番渡邊美穂議員。

- 8番（渡邊美穂議員） 請願第5号「少人数学級に関する請願」につきまして委員会の審査結果には反対、請願の趣旨には賛成の立場から討論いたします。

12月議会、また今議会の委員会審査の中におきましても、この請願の内容に対して明確な反対意見はなく、今委員長報告にもありましたように、主に教育環境の充実を図るべきだが、その優先順位について慎重に考慮すべきだという内容でした。また、本議会では以前国に対し30人以下学級に係る定数改善の要求を出した実績もあります。請願者によると、この請願が不採択というのは県を含め前例がなく、太宰府市議会の少人数学級に対する考え方が問われるこ

とになります。請願者はできるところから始めてほしいという旨でこの請願を出されており、既にこの35人以下学級を実施している近隣市との格差をなくすためにも、この請願は保護者の当然の願いだと考えます。

以上の意見をもちまして本請願に対して賛成討論といたします。

○議長（村山弘行議員） 次に、11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） 私もこの請願の趣旨に賛成の立場から討論をいたします。

少人数学級につきましては、県議会にも今年度39万筆の署名が提出をされるなど、年々その要望は高まっています。それはやはり少人数の方が子供たち一人一人の性格や能力に応じて目配り、気配りができるからにほかなりません。県は加配教員を少人数指導と少人数学級、どちらに充てるかは自治体の判断にゆだねるとしています。ただ、少人数指導と少人数学級の比較調査では、少人数学級の方が不登校やいじめが減少し、効果があったという文部科学省の調査結果もあり、今では県内でも自治体独自で非常勤講師を雇って少人数学級を実施しているところが増えてきております。それに伴う自治体間の格差の広がりというのも不満だという声も聞かれます。

そういったことから、やはり本市においてもまずは必要性の高い小学校1、2年生、中学校1年生などから順次実施をしていただきたいということを私は要求をいたしまして、この請願に対する討論にいたします。

○議長（村山弘行議員） 次に、19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 請願第5号について賛成討論いたします。

この請願書は少人数学級に関する請願であり、太宰府市内の小学校、中学校の新1年生を対象に35人以下学級にしてくださいとの切実な請願であります。議会ではいじめ、自殺などをなくす一般質問が各議員から行われ、行き届いた教育の充実を求めておりました。また、子供たちを初め大人たちも現在の教育環境に対する不安が大きくなっています。市内の7校の小学校、4校の中学校では、児童・生徒数も40人近いクラスもあれば、30人以下学級もあります。昨年度2校で35人以下学級が実施されました。全国的にも少人数学級が急速に高まっており、国は制度を緩やかに自治体の裁量で少人数学級の実施が可能ということでもあります。議会がこの請願書を採択し、市長部局と教育委員会が協議をし、創意工夫するならば実現できる内容です。4月の統一選挙に当たり、教育環境の充実を政策に掲げて市民に訴えている中に、議会が少人数学級に関する請願を財政が厳しいからとの理由によって不採択とすることは好ましくないと 생각합니다。総務文教委員会では採択されませんでした。本会議の場で太宰府市内の児童・生徒のためにこの請願が採択されることを願い、賛成討論といたします。

○議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第5号に対する委員長の報告は不採択です。

よって、原案について採決いたします。

請願第5号を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長(村山弘行議員) 起立少数です。

よって、請願第5号は不採択とすることに決定しました。

〈不採択 賛成6名、反対13名 午前11時32分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26と日程第27を一括上程

○議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第26、意見書第1号「医師・看護師等の増員を求める意見書」及び日程第27、意見書第2号「医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第26及び日程第27を一括議題とします。

日程第26及び日程第27は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

[17番 福廣和美議員 登壇]

○17番(福廣和美議員) 3月6日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました意見書第1号「医師・看護師等の増員を求める意見書」及び意見書第2号「医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書」につきましては、3月12日に委員全員出席のもと委員会を開催し、一括して審査いたしましたので、その主な内容と結果を一括して報告いたします。

審査においてそれぞれの意見書について委員から意見を求めたところ、意見書第1号の中段以降、記の2、看護職員の配置基準を夜間は患者10人に対して1人以上、日勤は患者4人に対して1人以上とするなど抜本的に改善してくださいという文章について、配置基準の人数を具体的に挙げているため、例えば配置基準を抜本的に改善してくださいという文章に変更できないかという意見があり、それに対し、これは現場の声であり、この具体的な人数が最低基準としての要望でもあるため修正をせず、このままの文章で意見書を提出したいという意見がありました。看護職員配置の現状について執行部に確認したところ、中には20人に対して1人だったりする病院もあり、大変厳しい状況での配置人数のようであるとのことでした。その説明を受け、看護職員の配置基準については、「するなど」という文言で人数を限定しただけに捉えられないため、原案どおりの文章で構わないのではないかという意見がありました。

意見書第2号に対する意見はなく、これらの意見書に対する協議を終え、それぞれ討論、採決を行いました。

その結果、両意見書ともに討論はなく、意見書第1号については大多数をもって、意見書第2号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

意見書第1号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、意見書第2号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

意見書第1号「医師・看護師等の増員を求める意見書」について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第1号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対1名 午前11時37分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、意見書第2号「医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書」について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第2号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時37分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第28 太宰府市まちづくり総合問題特別委員会調査報告について

○議長（村山弘行議員） 日程第28、「太宰府市まちづくり総合問題特別委員会調査報告について」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

太宰府市まちづくり総合問題特別委員長 安部啓治議員。

〔10番 安部啓治議員 登壇〕

○10番（安部啓治議員） 平成15年9月の本会議において総合的な太宰府市のまちづくりに関しての調査研究を行うまちづくり総合問題調査特別委員会が設置され、およそ3年半の間調査研究してまいりましたので、その主な内容をご報告いたします。

当初、各会派より出されました要望をもとに、市内の交通問題、佐野東地区のまちづくり、高雄地区のまちづくり、天満宮、国立博物館周辺のまちづくりの4項目を中心に15回の会議を開催し、調査研究を行ってまいりました。

まず、1点目の市内の交通問題については、（仮称）JR太宰府駅新設、道路の渋滞対策、まほろば号の運行が主な内容です。

（仮称）JR太宰府駅新設に関しては、当初太宰府市の西の玄関口として国立博物館開館までに新設するところで計画されておりましたので、本市の構想に近いと思われるJR鹿児島本線の陣原駅、岡山市のJR北長瀬駅の設置及び周辺整備状況を調査しました。駅舎建設費の市負担額は、陣原駅が9割、北長瀬駅が全額ということでした。また、JR九州北部地域本社にて新駅設置に関する意見交換会を行い、バスの乗り入れを視野に入れた駅の建設の検討材料を得ることができました。調査研究を通して新駅構想のイメージができてつつありましたが、新駅設置に至っておりません。

次に、2点目の佐野東地区のまちづくりについては、JR太宰府駅を中心にした区画整理事業や看護学校跡地の利用方法などの論議をしましたが、どのようにまちづくりを進めていくか具体的な論議に至っておりません。

次に、3点目の高雄地区のまちづくりについてです。

内容は高雄中央通り線拡幅計画と（仮称）高雄公園建設計画が調査研究の中心で、市内の梅林アスレチックスポーツ公園と春日市の白水大池公園の利用状況など現地調査を行い、高雄公園の建設計画に管理棟の問題や、遊具、広場の利用方法など委員から出された要望なども一部取り入れていただいているようでございます。

最後に、4点目の天満宮、国立博物館周辺のまちづくりについては、太宰府館の利用増対策として姫路市の姫路観光ナビポートを視察し、観光振興によるまちづくりについては湯布院町（現由布市）と豊後高田市の現地調査を実施しました。湯布院町と豊後高田市のいずれにも優

秀なまちづくりの仕掛け人がいました。今後そのような人材の育成や招聘によりまちづくりを進めることも重要な点ではないかと感じました。

おのおの問題については執行部に必要な資料を請求し、詳細な説明を受け、各委員の意見を聴取しながらやってまいりましたが、平成15年に豪雨災害が発生し、その復旧に膨大な費用を要したことや、国の三位一体改革による地方交付税の大幅削減などにより、市の財政は一段と悪化しており、平成22年度までの中期財政収支見通しも厳しいものとなっています。当然ながら、まちづくりに関する事業は遅延を余儀なくされ、本委員会で調査研究の対象とした（仮称）JR太宰府駅新設と佐野東地区のまちづくりについては具体論に踏み込めず、もどかしさを感じながら当委員会の任期を迎えることになりました。

全国の地方自治体の財政状況は厳しい状況ではありますが、知恵を出し、力を出し合っればらしいまちづくりに成功している自治体も散見されます。本市においても一刻も早く将来に向けたまちづくりの軌道に乗れるよう努力されることを期待するものです。なお、本委員会の反省点として、まちづくりの総合問題のテーマが多過ぎたことから、調査研究の対象を絞り切れない結果となりました。よって、次期新体制においては残された問題から特に重要なテーマに絞った調査研究を行う特別委員会の設置を切望して、本特別委員会に付議されました案件の調査報告を終わります。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会中間調査報告について

○議長（村山弘行議員） 日程第29、「太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会中間調査報告について」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員長 小柳道枝議員。

〔12番 小柳道枝議員 登壇〕

○12番（小柳道枝議員） 太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の中間報告を行います。

太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会につきましては、現時点で調査が終了していないことから本定例会において中間報告をいたします。

本特別委員会は中学校給食実施に向けた教育環境の改善や、乳幼児医療費を初めとした子育て支援、高齢者支援の少子高齢化問題の調査研究のため、平成15年9月19日に設置されて以来現在に至るまで委員会、協議会、勉強会、行政視察などを含め35回にわたり調査研究を行ってまいりました。また、平成16年3月議会、平成17年3月議会、平成18年3月議会、同年9月議会の4回にわたり中間報告を行ってきたところであります。4回目の中間調査報告以降、3回の委員会及び協議会を開催いたしましたので、その内容についてご報告いたします。

平成18年9月4日開催の委員会において、同年12月1日から太宰府市中学校ランチサービスを実施することを決定したとの報告を受けて以降、平成18年10月30日に開催された委員会では、執行部からランチサービス実施に向け、4中学校において保護者説明会及び保護者を対象とした試食会を実施した内容についての説明を受けました。保護者説明会や試食会において、保護者からは栄養面でバランスがとれていてよいという意見や、食材の安全性に安心する声がある一方、1カ月の注文単位を1日単位や1週間単位にしてほしい、御飯の量を学年、男女別で配慮してほしいなど要望もあり、また注文単位についてはランチサービスの目的がバランスのとれた食事を継続的にとることで栄養価の改善や望ましい食習慣の形成を図ることから、1カ月単位を基本としているという説明を受けました。

その後、平成18年12月1日から太宰府市中学校ランチサービスが市内4中学校で開始され、私たち議員も試食を行い、委員からの様々な意見を執行部へ提案いたしました。また、ランチサービスの実施状況を実際に見て調査すべきとの意見があり、平成18年12月18日に太宰府東中学校へランチサービスの搬入、配膳、回収状況を視察しました。視察を終え、委員からは、4月からの新1年生へのランチサービスのPRを積極的に行い、注文数の増加につなげてほしい、献立表をもっと工夫して食べたいような内容にしてほしい、教職員の負担が増えるため考慮すべきだなど意見が出されました。

その後、3月2日に開催いたしました委員会においては、中学校ランチサービスの実施状況について担当課に説明を求めたところ、12月から3月までの注文状況の推移について、12月から3月までの4カ月間で4中学校の平均注文数は208食、平均注文率は12%であり、その校区の地域性や家庭の考え方などで学校間の注文数に差があるという報告を受けました。

報告を受け、委員からは、申込期間が1カ月半前であることについて先の予定が立たないなどの理由から申込期間の短縮ができないか、申し込み単位が1カ月単位だが、1週間、または2週間単位での注文ができないか、選択性であることについて注文が少なくなると、注文すると恥ずかしいなどの理由からますます減少するのではないか、注文することが迷惑であるかのように言われかねないなどのことから、全生徒を対象に一斉に実施してほしいとの要望がある、学校、教職員の理解と協力を今以上に求めていく必要があるとの意見が出されました。市執行部におかれましては、委員会で出された意見や生徒、保護者の声を反映した中学校ランチサービスの充実を図ることはもとより、生徒、保護者の多様な価値観にも柔軟に対応でき、生徒が健康で充実した中学校生活を送れ、また喫食数がさらに確保できるように努力していただ

きたいと思います。

当委員会といたしましては、議員の任期は4月29日までとなっておりますが、任期満了となるまで当特別委員会では太宰府市中学校ランチサービス、また少子高齢化問題についても引き続き調査研究を行ってまいりたいと思います。

以上、太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の中間報告とさせていただきます。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第30 基金創設調査特別委員会調査報告について

○議長（村山弘行議員） 日程第30、「基金創設調査特別委員会調査報告について」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

基金創設調査特別委員長 岡部茂夫議員。

〔18番 岡部茂夫議員 登壇〕

○18番（岡部茂夫議員） 平成18年12月定例会において設置された基金創設調査特別委員会に審査付託されました「基金創設に関する件」についての報告をいたします。なお、この委員会は全議員で構成されていることから、審査の詳細はご理解いただいていることと判断し、概要の報告とします。

委員会は第1回を平成18年12月19日に開催し、9回にわたりまして慎重な審議をいたしました。

その内容は、第1回は正・副委員長の選出と次回開催日の決定、第2回はワーキンググループの会議の経過報告及び資料として同グループが作成した条例案が示されました。第3回は参考人招致について審議がなされ、参考人の意見を聞くことや意見のテーマ、参考人としてだれを招致するかなどを審議しました。第4回は、参考人招致までの経過を報告し、3人の参考人から意見を聞き、質問に答えていただきました。第5回は、さらに参考人1人に意見を述べていただき、質問に答えていただきました。また、参考人の意見を聞いての意見交換を次回に実施することや、今後の調査内容について審議いたしました。第6回は、参考人の意見を受けての意見について、会派ごとにまとめていただいたことを出していただき、意見の交換を行いました。第7回は、この条例案は議員提案することを大前提にしていることから、提案の時期の問題や執行部との関係、寄附金の想定、歴史と文化の環境税との関連などを論議いたしまし

た。第8回は、この条例案の議会提案時期についての協議を行いました。第9回は、本特別委員会の総括を行い、調査の最終取りまとめを行いました。

以上のように、本特別委員会では時間をかけ、慎重な審議をいたしました。調査結果として、(仮称)太宰府みらい基金条例案については、委員の意見として、基金条例を制定することについての反対の意見はなく、全委員が賛成であります。ただし、議会提案の時期として本定例会中という意見と議員の改選があることから次期の議員で協議し、早い時期に提案すべきとの意見があり、結論として次期の議員において条例案文の精査や執行部との調整を図り、早い時期に提案することでまとめられました。よって、当委員会は(仮称)太宰府みらい基金条例案の趣旨については、全員一致で賛成をし、次期議員において早期に提案されるよう申し送りを事務局を通じて行うことといたしました。委員の皆様には、大変長い間調査研究及び慎重な論議を重ねていただきましてありがとうございました。

以上で当委員会に審査付託されました案件の報告を終わります。

○議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 議員の派遣について

○議長(村山弘行議員) 日程第31、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第12項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第32 閉会中の継続調査申し出について

○議長(村山弘行議員) 日程第32、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33 片井智鶴枝議員の議員辞職について

○議長（村山弘行議員） 日程第33、「片井智鶴枝議員の議員辞職について」を議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定により片井智鶴枝議員の退場を求めます。

（1番 片井智鶴枝議員 退場）

○議長（村山弘行議員） 片井智鶴枝議員につきましては、次期市長選挙に立候補のため平成19年3月20日付で平成19年3月23日をもって議員の辞職願が議長あてに提出されました。

お諮りします。

片井智鶴枝議員の議員辞職について許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、片井智鶴枝議員の議員辞職について許可することに決定いたしました。

ここで片井智鶴枝議員の入場を認めます。

（1番 片井智鶴枝議員 入場）

○議長（村山弘行議員） 片井智鶴枝議員に申し上げます。

ただいまの片井智鶴枝議員の議員辞職については許可をされましたのでお知らせいたします。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（村山弘行議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

ここで、任期最後の会議でありますことから、市長のごあいさつをお受けしたいと思います。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

○市長（佐藤善郎） ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の任期最終の定例議会の閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

去る3月2日に招集いたしました本定例議会は、本日をもって平成19年度の予算案並びに関

係案件を原案どおりそれぞれ可決賜りました。ここに厚く御礼を申し上げます。本日まで22日間にわたり熱心かつ慎重なるご審議をいただき、また一般質問におきましても数々のご提言を賜りましたことに重ねて感謝申し上げる次第であります。

さて、私は市民の皆様並びに議員各位から力強いご支援をいただき、平成7年4月に市長就任以来、3期12年間市政をお預かりいたしました。この間一貫して「市民が真ん中・もっと太宰府らしく」を市政運営の基本姿勢に据え、生まれ育った愛するふるさと太宰府の限りない発展と市民の皆様の幸せをひたすら願いながら、本市の将来像であります「歴史とみどり豊かな文化のまち」の実現に向けて全身全霊を傾注し、市民の負託にこたえてまいりました。

ここで議員の皆様とともに取り組んでまいりました3期12年を顧みたいと存じます。

まずは何と申しましても、平成17年10月に九州国立博物館がオープンしたことであります。この3月には早くも来館者数が300万人を突破するという快挙をなし遂げました。このことは先達の明治以来100年に及ぶ熱い思いを市民の皆様を初め議員各位、そして関係機関、関係団体が受け継ぎ、官民を挙げた誘致運動を展開したたまものであります。誠に地元としての誉れであります。

次に、21世紀初頭の10年間で展望した第四次太宰府市総合計画を策定いたしましたことでもあります。策定に当たりましては、私の市政運営の基本姿勢を具体化するために、未来都市太宰府デザイン会議や市民公募によるまちづくり百人委員会を開催し、市民意識調査を実施するなど多くの市民の参画を得ながら、3年有余の歳月をかけて策定いたしました。また、本市の将来像であります「歴史とみどり豊かな文化のまち」の早期実現に向けて重点的に取り組む主要課題として、まるごと博物館推進プロジェクト、地域コミュニティづくり推進プロジェクト、福祉でまちづくり推進プロジェクトの3つの推進プロジェクトを掲げまして、総合的にまちづくりを進めてまいりました。

次に、コミュニティバスまほろば号についてであります。

このまほろば号は「人・まち・環境にやさしい」コミュニティバスの理念のもと、通勤、通学や買い物あるいは観光などの交通手段として平成10年4月から運行開始いたしました。その後、新規格路線の開設や100円均一料金の実施など公共交通サービスの向上を図り、本年1月には延べ乗客数が300万人を突破するなど、多くの市民の皆様を初め来訪者の方々に大変好評をいただいております。

次に、給水制限の全面解除についてであります。

水の安定確保につきましては、本市の重要政策課題に掲げまして、積極的に広域的な展開を図りながら、水資源の早期確保に最大限の努力を重ねてまいりました。そして、北谷ダムや鳴瀬ダムの完成などにより、そのめどが立ちましたので、平成14年7月に集合住宅への給水制限を全面的に解除することができました。

次に、都市基盤の整備についてであります。

長年取り組んでまいりました佐野土地区画整理事業が完了いたしました。また、平成15年の



7・19豪雨災害で甚大な被害を受けたことを受け、安全・安心への備えがまちづくりの基本との認識に立ち、防災体制の確立を図りつつ関係機関と緊密に連携をとりながら、全力を挙げて災害復旧に力を尽くしてまいりました。さらに、県による御笠川改修事業と連動して、通古賀都市再生整備計画に基づき、組合施行によりまず土地区画整理事業と一体となって市道整備や橋梁の架け替えなど、面的な都市基盤整備に向けて全力を挙げて取り組んでまいりました。

次に、公共施設等の整備についてであります。文化ふれあい館、いきいき情報センターの落成、そしてまるごと博物館のコアエリアの整備として太宰府館を平成16年10月に開館したところであります。

次に、地域間交流についてであります。

平成12年度の東大寺サミットの開催をきっかけに、平成14年度に奈良市との友好都市の盟約を締結いたしました。また、平成17年度には本市と同じような歴史的、文化的背景を擁した多賀城市との友好都市を締結するなど、地域間交流の促進に努めてまいりました。

次に、行財政改革についてであります。

本市の厳しい財政事業の中に行財政改革の断行、時代の要請に対応した機構改革の実施、評価制度の導入など全力を挙げて行政運営に取り組んでまいりました。とりわけ、歴史と文化の環境税につきましては、地方分権時代における税財源の確保の道筋を切り開くため、関係機関や関係者のご協力を得ながら平成15年5月に導入したものであり、貴重な財源として確保されているところであります。

次に、景観を生かしたまちづくり制度についてであります。

景観まちづくり懇話会からさきの2月に答申をいただいたところであります。本市のすばらしい景観を守り、育てながら、「百年後も誇りに思える美しいまち・太宰府」を目指していくことが今後のまちづくりの大きな課題であると考えております。

以上、主要な事業のみ申し上げてまいりましたが、ハードとソフトの両面から太宰府ならではの特色と魅力あるまちづくりを総合的に展開することができ、この12年の歳月は本市にとって充実したものであったと同時に、本県の中堅都市としてさらなる発展を遂げた年月であったことは衆目の認めるところであると確信いたしております。これもひとえに市民の皆様を初め、議員各位のご理解とご協力のたまものと重ねて御礼を申し上げます。

さて、統一地方選挙もいよいよ間近に迫ってまいりました。私は来る市長選挙には立候補せず、今期限りで引退する決意を固め、次の首長に後事を託する所存であります。議会議員の皆様、既に来期を目指して立候補を表明された方々におかれましては、再び当選の栄を得られまして市政発展のために一層ご活躍されますよう心からお祈り申し上げる次第であります。また、後進に夢を託されて今期限り勇退される議員にありましては、長年にわたり本市の発展のためにご尽力いただき、任期中のご苦勞に対しまして改めて感謝申し上げます。次第であります。

最後になりますが、太宰府市の限りない発展と、そして6万7,000市民の幸せをひたすら願ひながら、議員の皆様からのご厚情に対しまして改めて感謝を申し上げ、御礼のごあいさつとい

たします。どうもありがとうございました。

○議長（村山弘行議員） 市長のごあいさつが終わりました。

ここで任期最後の議会を閉会するに当たりまして、議会を代表して一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は3月2日に開会し、本日をもって閉会をいたしますが、22日間の会期中議員各位におかれましては時節柄何かとご多用中にもかかわらず、熱心かつ慎重にご審議を賜り、平成19年度の各会計予算を初め諸議案の可決を見ましたことにつきまして、議長といたしまして厚く御礼を申し上げます。

また、過去4年間の議会運営、議事進行につきましては、極力公平公正を心がけたつもりですが、私のつたない点も多くあったことと思います。しかし、議員の皆様方の格別のご支援、ご協力のもと議長の職責を大過なく全うさせていただきましたことに対しまして衷心より厚く御礼を申し上げます。

また、佐藤市長につきましては、今限りで勇退されると聞き及んでいるところでございます。3期12年間太宰府市政の発展充実に鋭意ご尽力をされ、大きな功績を残されました。佐藤市長の太宰府を愛する心は私たち議員を初め、市民、執行部の皆さんに必ずや受け継がれるものと確信しておるところでございます。佐藤善郎太宰府市長に対し心から敬意と感謝の意を表すものでございます。勇退後も市政の運営に対しご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、私たち議員の任期も4月29日をもって満了することになりますが、今期で勇退されまじ議員におかれましては、今後とも太宰府市発展のためご指導、ご協力いただきますようお願い申し上げる次第でございます。また、4月の市議会議員選挙に再出馬を予定されておられます議員各位におかれましては、全員が見事当選の栄誉を得られ、再びこの議場でお会いできますよう格段のご健闘、ご奮闘を心からお祈り申し上げます。

最後になりましたが、太宰府市のますますの発展と皆様方のご健勝、ご多幸を心からご祈念申し上げます。お礼を兼ね、今期最後のお別れのごあいさつといたします。誠にありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（村山弘行議員） これをもちまして、平成19年太宰府市議会第1回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、平成19年太宰府市議会第1回定例会を閉会いたします。

お疲れでございました。ありがとうございました。

閉会 午後0時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成19年4月27日

太宰府市議会議長 村山弘行

会議録署名議員 門田直樹

会議録署名議員 不老光幸